

# 大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）

令和 8(2026)年 3 月





## はじめに

平成28年3月に「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「人と自然が共生する循環型社会の形成をめざして」を掲げ、ごみの減量化と再資源化を推進してまいりました。資源の分別が生活の一部として根付いてきたことに対し、深く感謝申し上げます。



いま、私たちの目の前には、気候変動や海洋プラスチックごみ問題、そして人口減少といった、避けては通れない大きな課題が横たわっています。本計画の上位計画である「大田原市環境基本計画」では、私たちが目指すべき姿として「ものを大切にし、健康で安心して暮らせるまち」を掲げており、この理想を実現させていくため、この度、「大田原市一般廃棄物処理基本計画」（第三次計画）を策定いたしました。

本計画では、令和6年度から開始した「容器包装プラスチック」の分別収集を更に推進し、これまで「ごみ」としていたものを「資源」として循環させます。また、新たに「生活排水処理計画」を統合することで、私たちの健やかな暮らしを支える「水」の環境保全も推進してまいります。

さらに、食べ物を大切にする「もったいない」の心を形にする「食品ロス削減」の強化や、ごみの排出量に応じた公平な負担をお願いする「ごみ処理の有料化」についても検討を進めてまいります。これらは市民の皆様には新たな負担や工夫をお願いするものではありませんが、すべては「限りある資源を次世代へつなぐ」という我々の責任を果たすためのものでもあります。

美しい大田原の自然を守り、子どもたちが健康で安心して暮らせる未来を作れるのは、いまを生きる私たちだけです。皆様一人ひとりの小さな一歩が、まちの未来を創る大きな原動力となります。人と自然が共生する豊かな大田原市を次世代へ引き継ぐため、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました、ごみ問題検討委員会委員の皆様には心より感謝申し上げます。

令和8年3月

大田原市長 相馬 憲一



# 目 次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の基本的事項	3
4	地域の概要	5
第2章	ごみ処理基本計画	8
第1節	ごみ処理の現状	8
1	ごみ処理の流れ	8
2	ごみの排出状況	10
3	収集運搬・処理の現状	24
4	ごみ問題に関する市民アンケート結果	29
5	国・栃木県におけるごみ処理施策の動向	31
第2節	ごみ処理の課題	35
第3節	ごみ処理基本計画	40
1	基本方針	40
2	計画の目標値	40
3	発生抑制・再使用計画	41
4	再生利用計画	42
5	広報・啓発活動	45
6	収集・運搬計画	46
7	中間処理・最終処分計画	49
8	食品ロス削減計画	50
9	その他の計画	52
第3章	生活排水処理基本計画	54
第1節	生活排水処理の現状	54
第2節	し尿・浄化槽汚泥処理の現状	55
第3節	生活排水処理の課題	55
第4節	生活排水処理基本計画	56
第4章	計画の推進	58
1	計画の周知	58
2	実施計画等の策定	58
3	計画の進行管理	58
4	ごみ問題検討委員会	58

資料編	59
1  ごみ排出量の予測	59
2  計画の目標値の年度ごとの値	64
3  ごみ問題に関する市民アンケート結果	66
4  計画策定の経緯	84
5  ごみ問題検討委員会	85
用語解説	89

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

私たちの便利で快適な暮らしは、たくさんの物によって支えられています。しかしながら、一方では自然環境の破壊、地球温暖化、資源の枯渇等、様々な環境問題を引き起こしています。その結果、廃棄物を取り巻く環境は、排出量の増加や質の多様化、最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加等、多くの問題を引き起こしています。

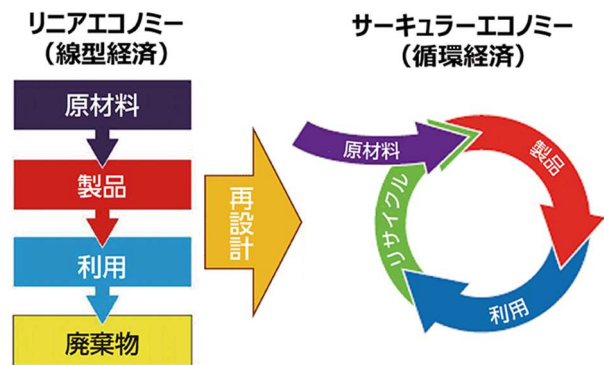
これらの環境問題に対応し循環型社会の形成に向け、国内では各種法整備が行われました。令和元(2019)年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4(2022)年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行の社会経済システム（リニアエコノミー）から、持続可能なかたちで資源を効率的・循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が進められています。

大田原市（以下「本市」という。）では、平成19(2007)年3月に「大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を、平成28(2016)年度には「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組んできましたが、さらなるごみの減量化、資源化を計画的かつ効果的に推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指し、生活排水処理基本計画を盛り込んだ「大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

#### ～ サーキュラーエコノミー ～

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

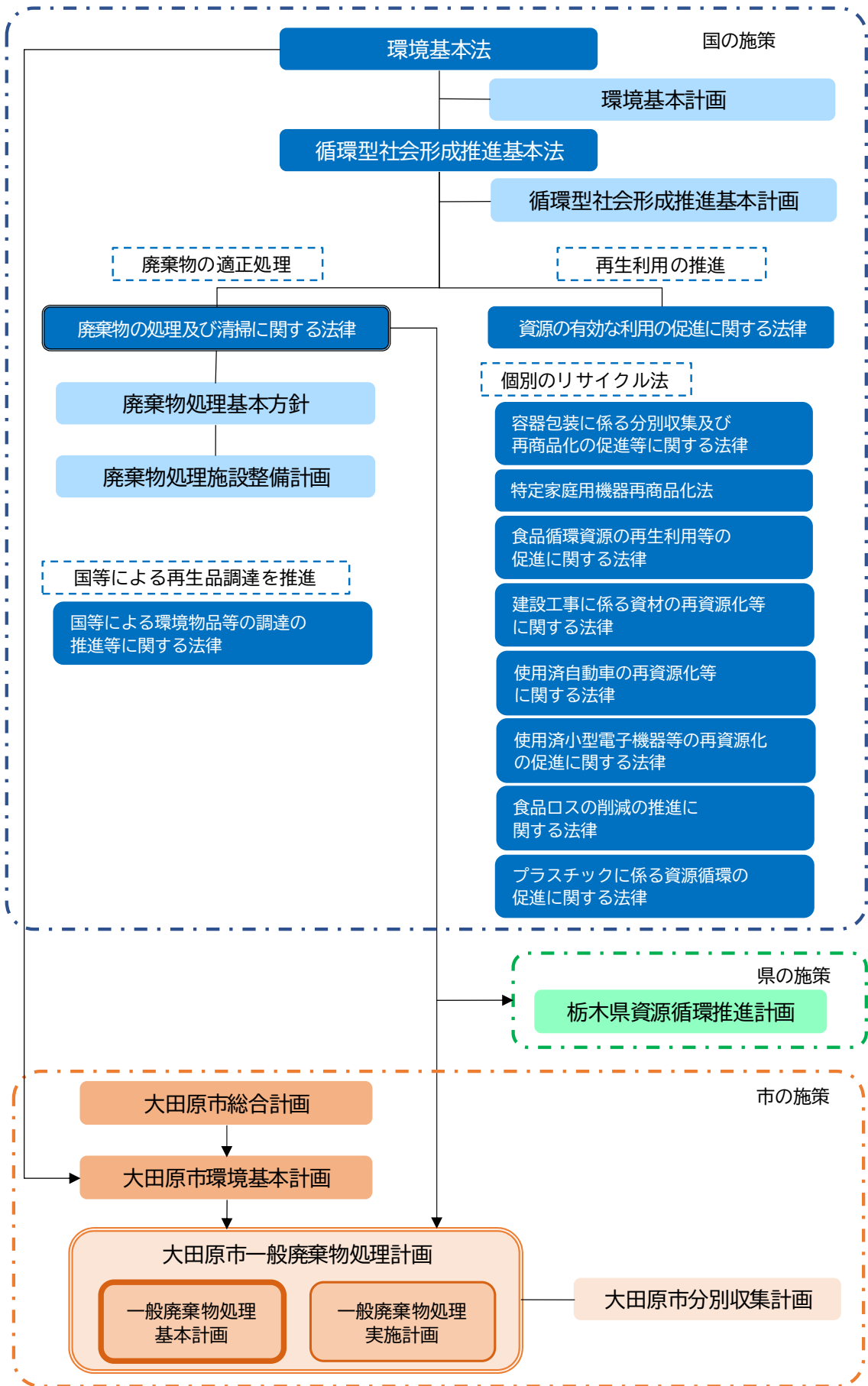
また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



### 2 計画の位置づけ

大田原市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき市町村が策定するもので、本市の一般廃棄物の処理に関する事項を定めるものです。

「大田原市総合計画」や「大田原市環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する事項について具体化し定める個別計画で、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。



### 3 計画の基本的事項

#### (1) 対象地域

計画の対象地域は、大田原市全域とします。

#### (2) 計画期間

本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度の 10 年間とし、必要に応じて計画の進捗状況を確認し、見直します。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

#### (3) 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくためには、市民、事業者、市が一体となり、それぞれが自らできることを行い、相互に連携を図っていくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携のあり方を示します。

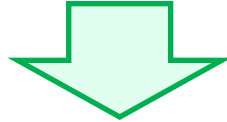
市民	自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識し、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に行うものとします。 また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。
事業者	自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。 また、一般廃棄物と産業廃棄物に分別するとともに、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。
市	自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていることを認識するとともに、市民、事業者と同様に、ごみの減量化、資源化に取り組みます。 また、ごみの減量化、資源化に向けた普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図りながら、ごみの適正な処理を行います。

#### (4) 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります。

##### 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、位置づけ、基本的事項、地域の概要



##### ごみ処理基本計画

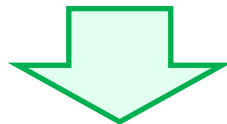
###### ○ごみ処理の現状

ごみ処理の流れ、排出状況、収集運搬・処理の現状、市民アンケート結果、国・栃木県におけるごみ処理施策の動向

###### ○ごみ処理の課題

###### ○ごみ処理基本計画

基本方針、計画の目標値、発生抑制・再使用計画、再生利用計画、広報・啓発活動、収集・運搬計画、中間処理・最終処分計画、食品ロス削減計画、その他の計画



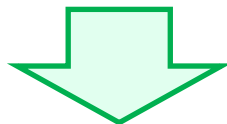
##### 生活排水処理基本計画

###### ○生活排水処理の現状

###### ○し尿・浄化槽汚泥処理の現状

###### ○生活排水処理の課題

###### ○生活排水処理基本計画



##### 計画の推進

計画の周知、実施計画等の策定、計画の進行管理、ごみ問題検討委員会

## 4 地域の概要

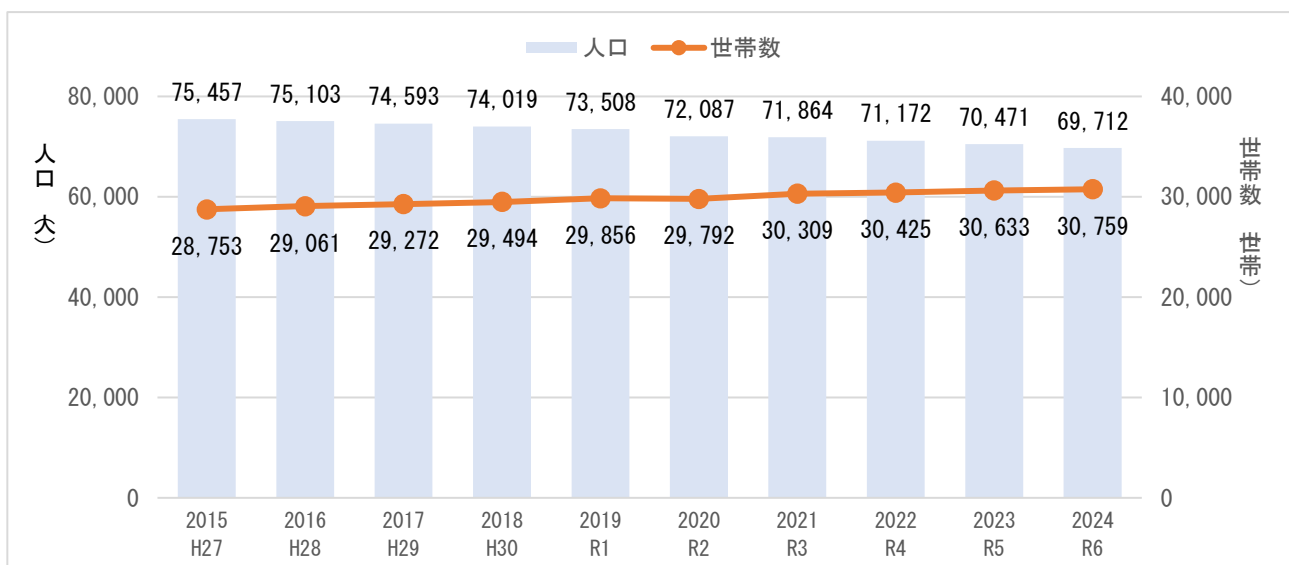
### (1) 地勢

本市は、栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市、那須町及び福島県棚倉町に接しています。面積は 354.36km<sup>2</sup> で、八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、箒川、蛇尾川の清流が流れています。



### (2) 人口・世帯数

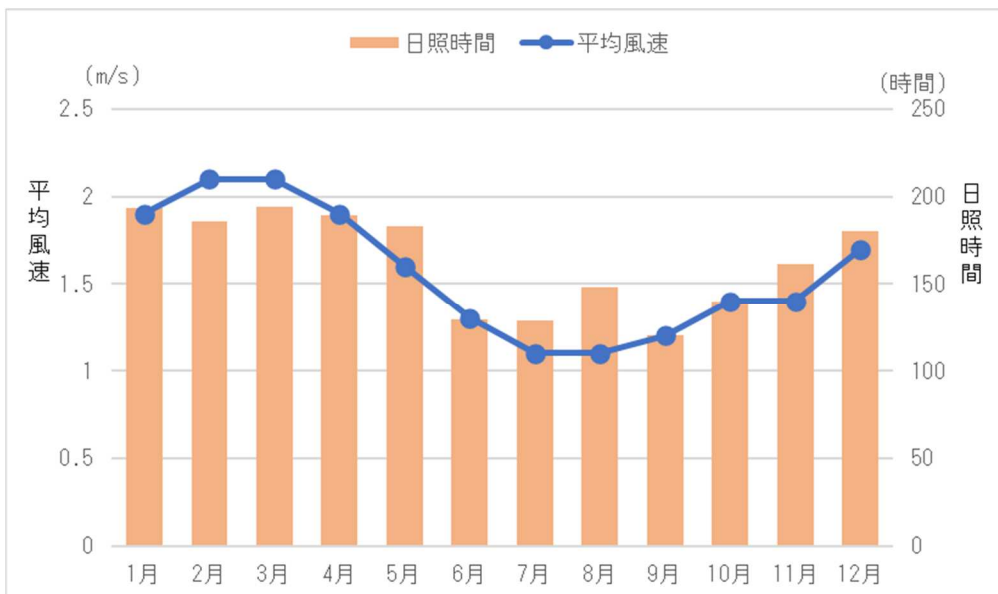
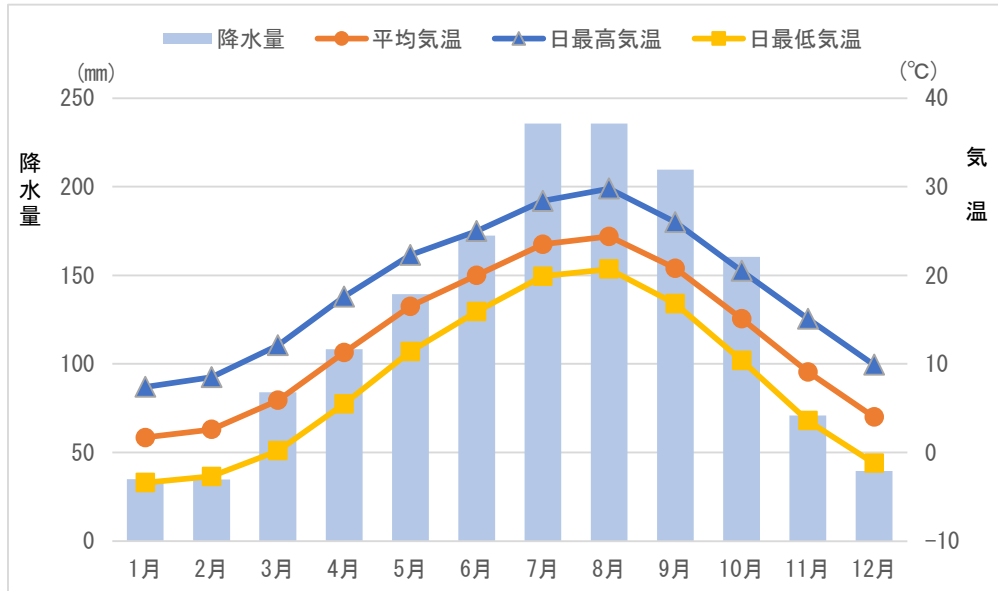
本市の人口は減少していますが、世帯数は増加しています。



出典：大田原市毎月人口（各年10月1日現在）

### (3) 気候

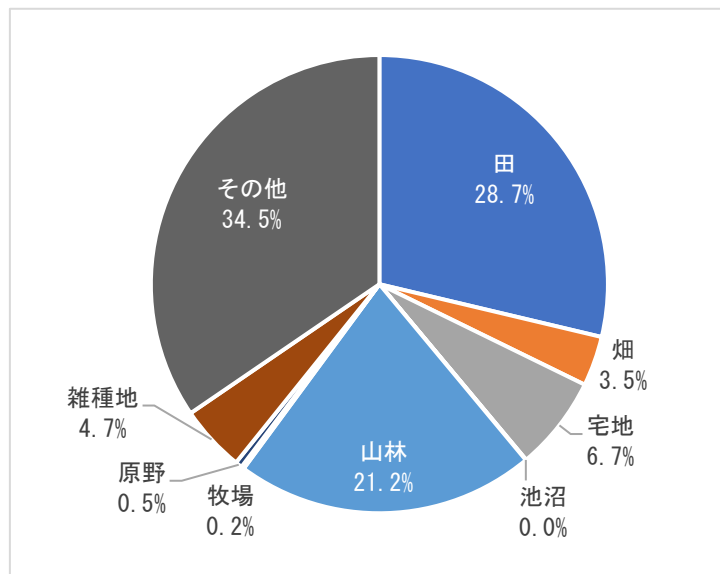
本市の気候は、夏と冬、昼間と夜間の温度差が大きい内陸性となっています。特に、冬季の降水量が少ないという特徴があります。



出典：気象庁（大田原地域気象観測所）

#### (4) 土地利用状況

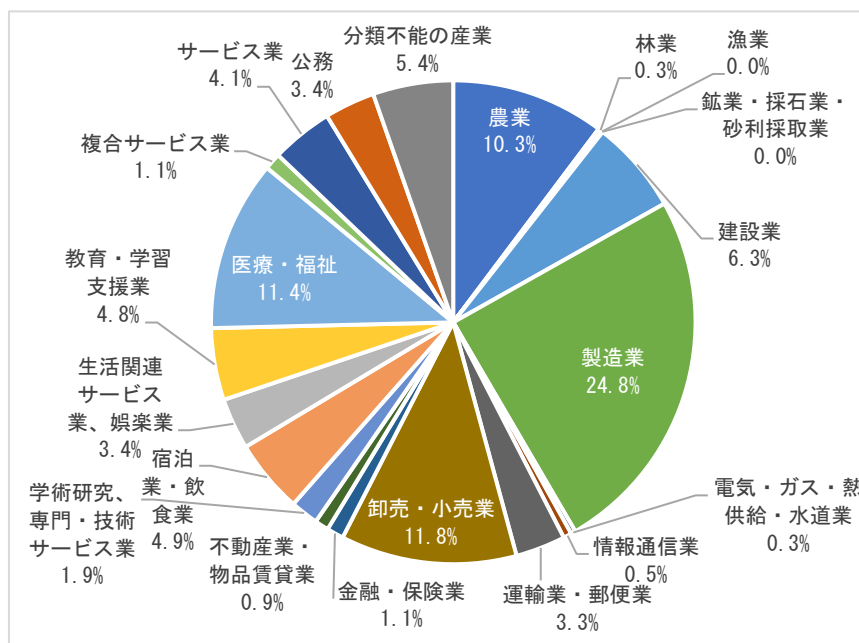
本市の土地利用状況の割合は、田畑が約3割を占め、次いで山林となっています。



出典：大田原市統計書 令和6年版（令和5年1月1日現在）

#### (5) 産業

本市の産業別就業者数の割合は、製造業が最も多く、次いで卸売・小売業、医療・福祉となっています。



出典：大田原市統計書 令和6年版（令和2年 国勢調査）

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ処理の流れ

##### (1) ごみ処理の概要

本市では、市が委託または許可した一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物（以下「ごみ」という。）を収集運搬しています。

収集されたごみは、那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原（中間処理施設）で処理し、那須グリーンネクサス（最終処分場）で処分を行っています。また、紙類、ビン類等の資源ごみや中間処理施設で資源として選別されたものは、民間の処理業者により再生されています。



広域クリーンセンター大田原



那須グリーンネクサス

(2) ごみ処理のフロー

本市のごみ処理のフローを図 2-1-1 に示します。

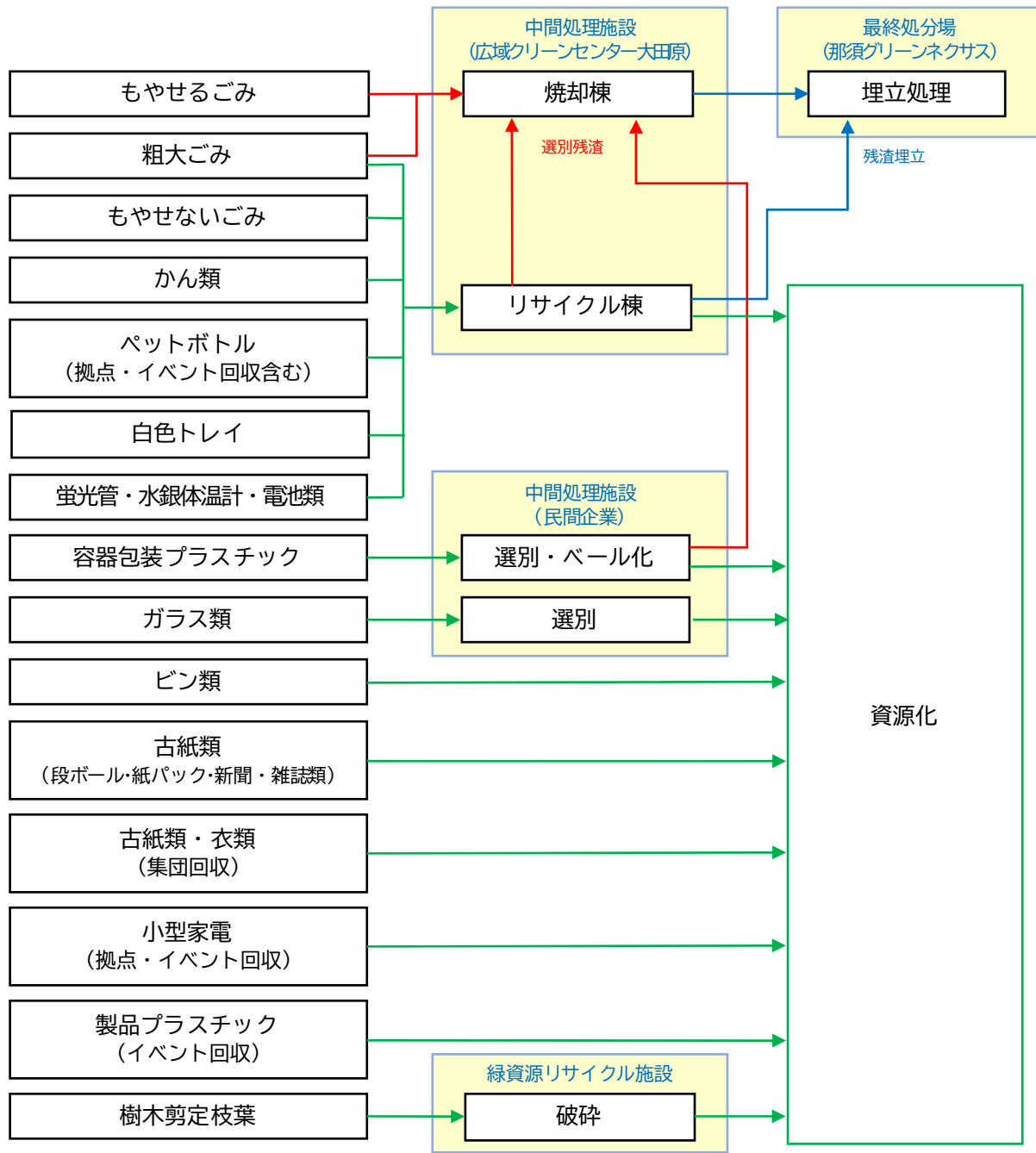


図 2-1-1 ごみ処理のフロー

## 2 ごみの排出状況

### (1) ごみの排出量

#### ① ごみの総排出量

過去 10 年間のごみの総排出量は、平成 30(2018)年度に僅かに増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。人口は、平成 29(2017)年度に僅かに増加しましたが、その後は減少傾向で推移しています。

表 2-1-1 ごみ総排出量と人口の推移

年 度	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
H27 2015	24,388	72,929
H28 2016	24,083	72,581
H29 2017	23,624	74,593
H30 2018	23,775	74,019
R1 2019	23,454	73,508
R2 2020	23,051	72,123
R3 2021	22,761	70,351
R4 2022	22,672	69,659
R5 2023	21,892	68,958
R6 2024	20,969	68,203

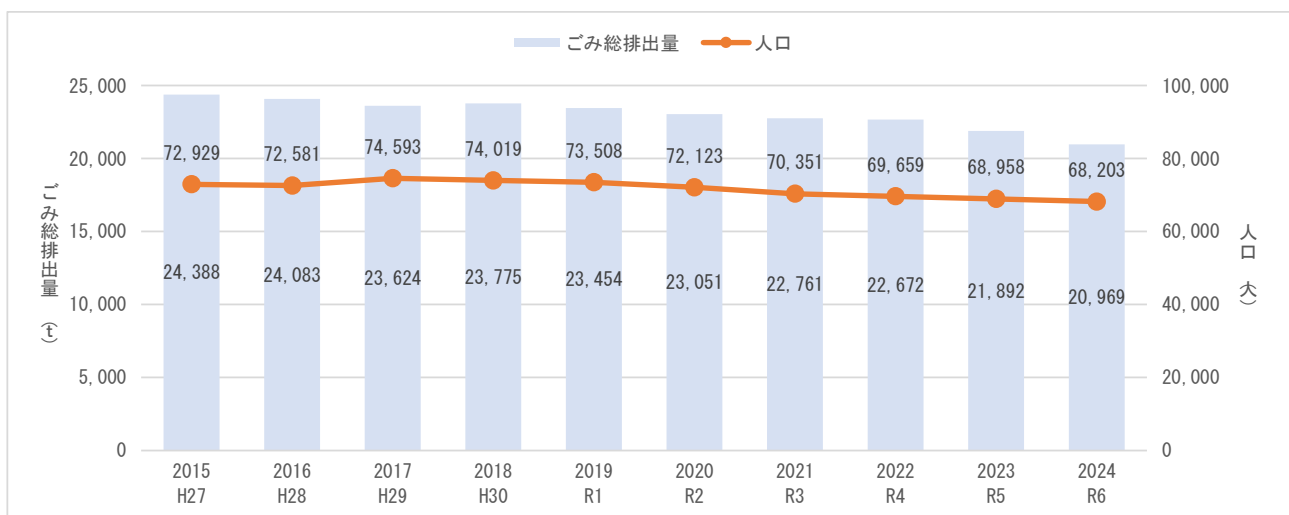


図 2-1-2 ごみ総排出量と人口の推移

## ② 搬入方法別の排出量

収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量のすべてが減少傾向で推移しています。特に、集団回収量は平成 27(2015)年度と比べると 50%以下になっています。

表 2-1-2 搬入方法別の排出量の推移

単位：t

年 度	収集ごみ量	直接搬入ごみ量	集団回収量	ごみ総排出量
H27 2015	21,220	2,650	518	24,388
H28 2016	20,871	2,733	479	24,083
H29 2017	20,713	2,472	439	23,624
H30 2018	20,730	2,585	460	23,775
R1 2019	20,736	2,319	399	23,454
R2 2020	20,594	2,241	216	23,051
R3 2021	20,257	2,239	265	22,761
R4 2022	20,230	2,175	267	22,672
R5 2023	19,518	2,132	242	21,892
R6 2024	18,567	2,160	242	20,969

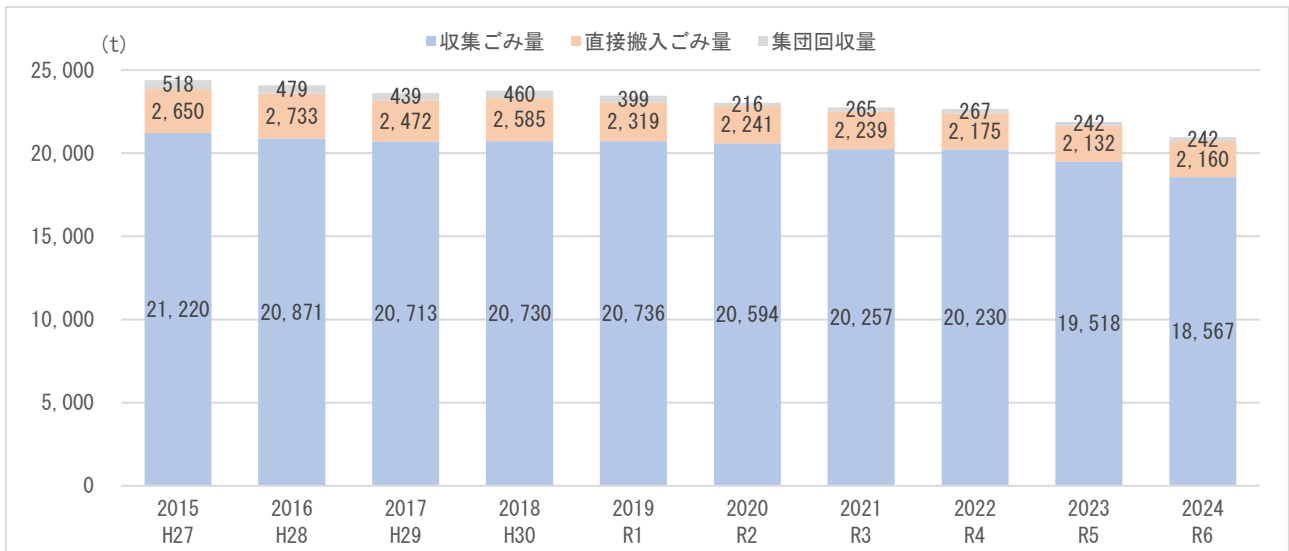


図 2-1-3 搬入方法別の排出量の推移

### ③ ごみの区分別の排出量

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは減少傾向、粗大ごみは増加傾向で推移しています。

表 2-1-3 ごみの区分別排出量の推移

単位：t

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他
H27 2015	19,690	791	2,793	565	31
H28 2016	19,787	700	2,502	579	36
H29 2017	19,787	655	2,142	569	32
H30 2018	19,883	621	2,104	670	37
R1 2019	19,776	593	1,984	663	39
R2 2020	19,386	629	2,085	696	39
R3 2021	19,226	581	1,943	711	35
R4 2022	19,118	505	2,011	740	31
R5 2023	18,541	480	1,872	725	32
R6 2024	17,543	442	2,012	700	30

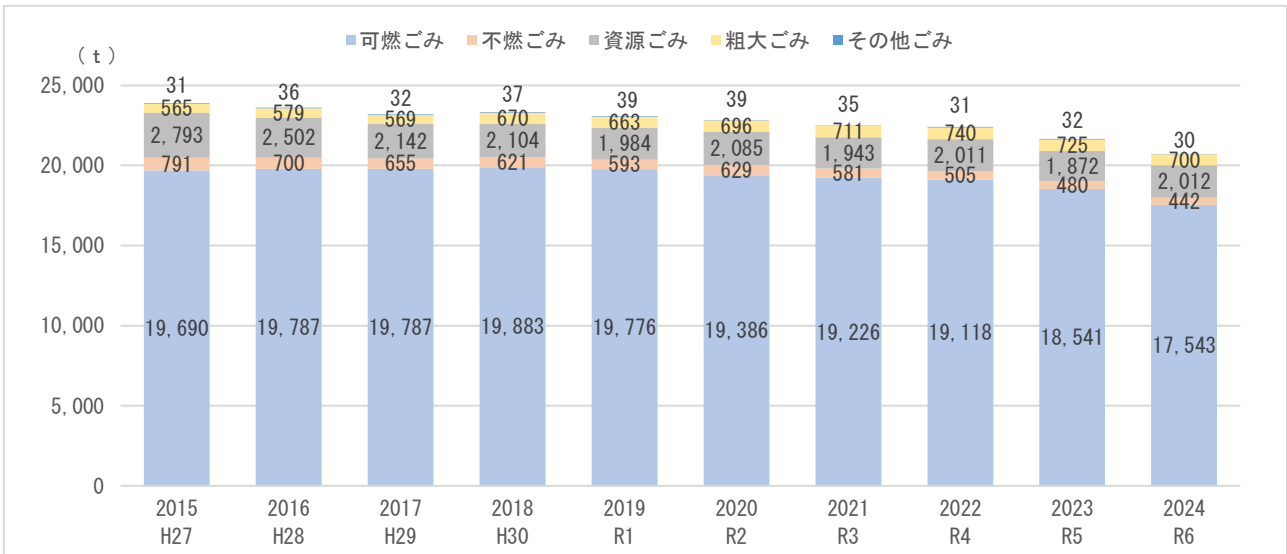


図 2-1-4 ごみの区分別排出量の推移

④ 生活系（家庭系）ごみと事業系ごみ

生活系（家庭系）ごみ、事業系ごみとも減少傾向で推移し、その割合は、生活系（家庭系）ごみが約 77%、事業系ごみが約 23%と大きな変動はありません。

表 2-1-4 生活系（家庭系）ごみと事業系ごみの推移

年 度	生活系（家庭系）ごみ		事業系ごみ	
	ごみ量 (t)	割合 (%)	ごみ量 (t)	割合 (%)
H27 2015	18,829	77.2	5,559	22.8
H28 2016	18,386	76.3	5,697	23.7
H29 2017	18,146	76.8	5,478	23.2
H30 2018	18,242	76.7	5,533	23.3
R1 2019	18,032	76.9	5,422	23.1
R2 2020	18,231	79.1	4,820	20.9
R3 2021	17,702	77.8	5,059	22.2
R4 2022	17,482	77.1	5,190	22.9
R5 2023	16,865	77.0	5,027	23.0
R6 2024	16,087	76.7	4,882	23.3

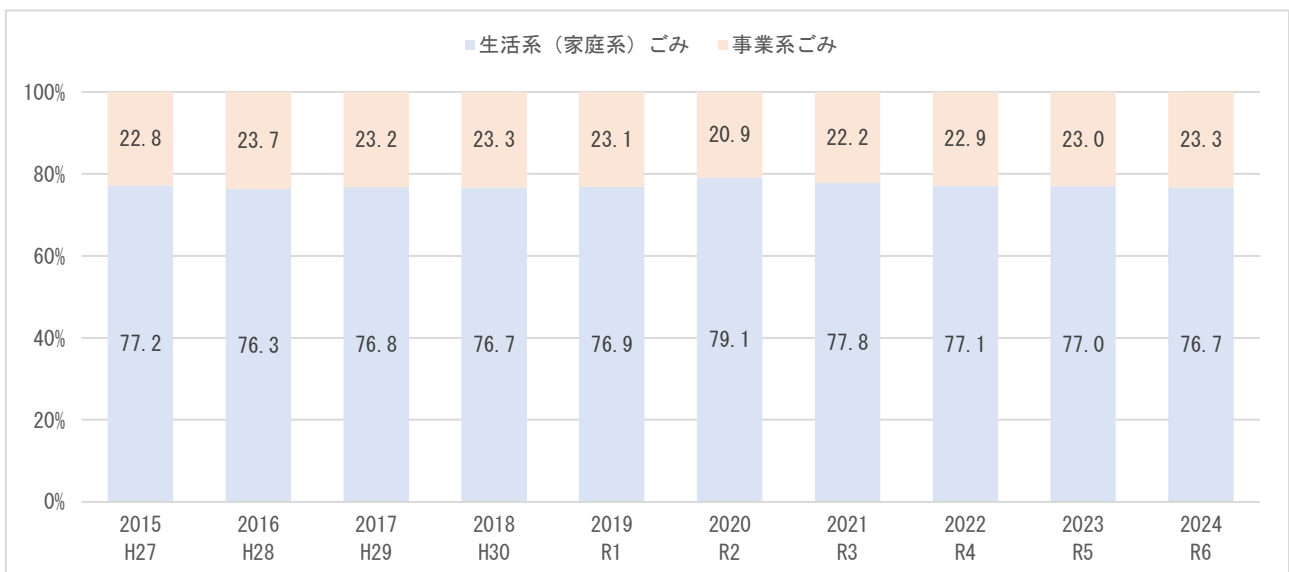


図 2-1-5 生活系（家庭系）ごみと事業系ごみの推移

⑤ 一人1日当たりのごみ排出量

一人1日当たりのごみ排出量、一人1日当たりの生活系（家庭系）ごみ排出量とも、減少傾向で推移していましたが、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は増加し、その後は減少しています。

表 2-1-5 一人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年 度	一人1日当たりのごみ排出量	一人1日当たりの生活系（家庭系）ごみ排出量
H27 2015	914	705
H28 2016	909	694
H29 2017	868	666
H30 2018	880	675
R1 2019	872	670
R2 2020	876	693
R3 2021	886	689
R4 2022	892	688
R5 2023	867	668
R6 2024	842	646

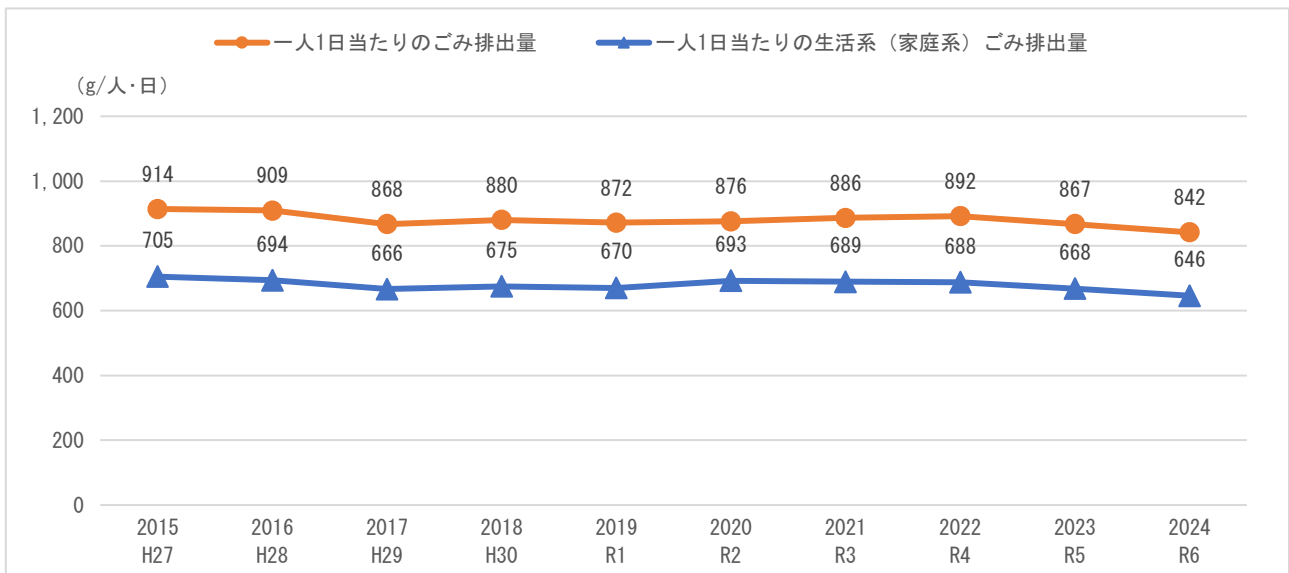


図 2-1-6 一人1日当たりのごみ排出量の推移

## (2) 資源化

### ① 資源化量

資源ごみの収集と拠点回収等の直接資源化量と集団回収量は減少傾向で推移し、中間処理後の施設資源化量は、令和元(2019)年度に増加し、その後減少傾向で推移しています。そのため、資源化量は減少傾向で推移しています。

表 2-1-6 資源化量の推移

単位：t

年 度	直接資源化量	施設資源化量	集団回収量	合 計
H27 2015	1,658	719	518	2,895
H28 2016	1,397	753	479	2,629
H29 2017	1,206	717	439	2,362
H30 2018	1,141	710	460	2,311
R1 2019	1,059	1,288	399	2,746
R2 2020	1,165	1,448	216	2,829
R3 2021	1,083	1,360	265	2,708
R4 2022	969	1,352	267	2,588
R5 2023	932	1,236	242	2,410
R6 2024	875	1,210	242	2,327

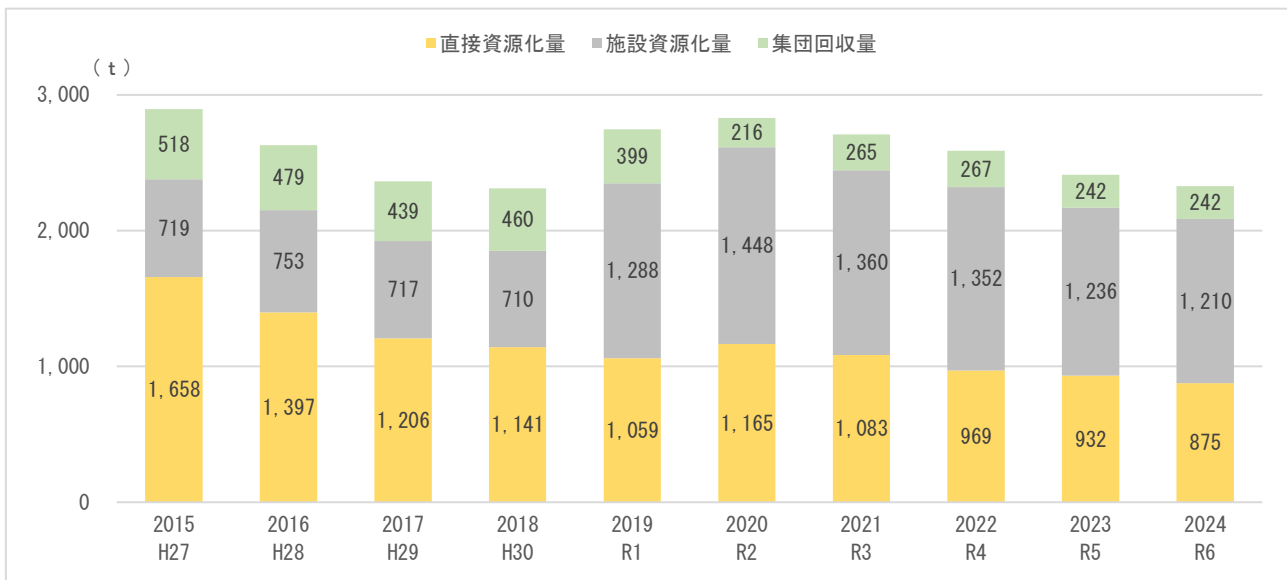


図 2-1-7 資源化量の推移

## ② 品目別資源化量

ガラス類は令和元(2019)年度以降、ビン類を含めることとなり増加しています。その他は令和2(2020)年度に増加していますが、紙類は減少傾向で推移しています。令和6(2024)年度から容器包装プラスチックの資源化を開始しています。

表 2-1-7 品目別資源化量の推移

単位：t

年 度	紙類	紙パック	金属類	ガラス類	ペット ボトル	プラス チック類	布類	その他
H27 2015	2,117	4	510	55	209	0	0	0
H28 2016	1,873	3	482	0	201	0	0	70
H29 2017	1,584	2	447	59	198	0	0	72
H30 2018	1,525	2	438	74	206	0	2	64
R1 2019	1,389	2	437	661	202	0	5	50
R2 2020	1,301	3	463	675	199	0	6	182
R3 2021	1,276	3	432	603	205	0	8	181
R4 2022	1,230	3	413	597	209	0	8	128
R5 2023	1,165	3	383	508	214	7	9	121
R6 2024	1,108	3	348	499	214	203	1	134

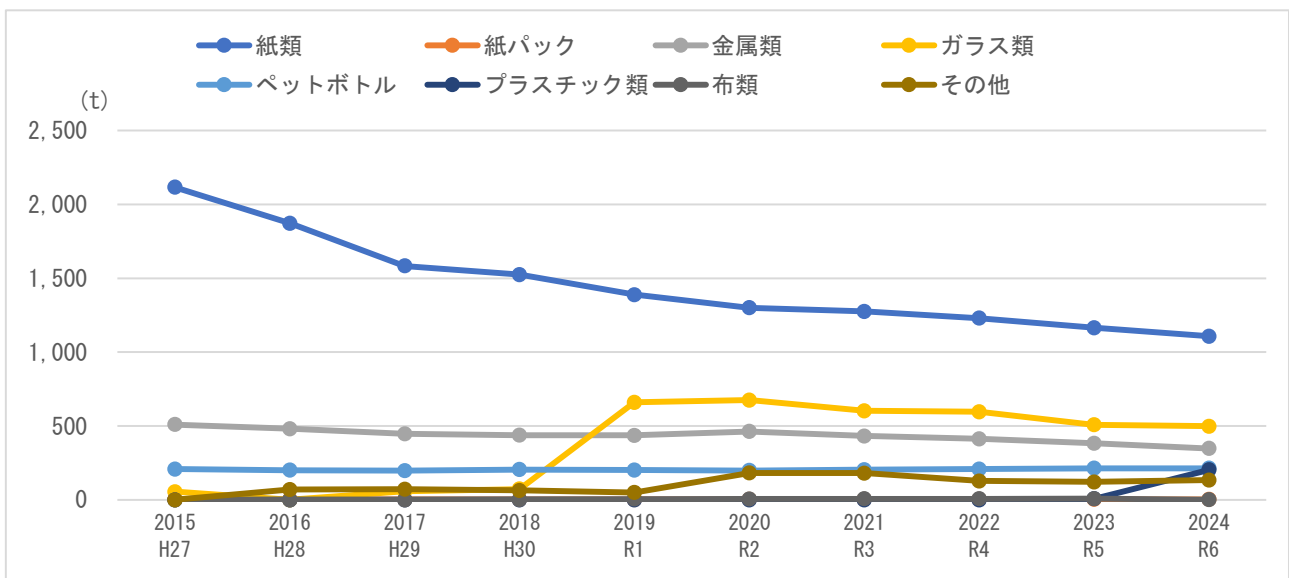


図 2-1-8 品目別資源化量の推移

### ③ 資源化率

資源化率は、年度によるばらつきがみられますが、平成 27(2015)年度と比較すると低くなっています。新聞や雑誌等の紙媒体から電子媒体への転換、小売業者での資源物回収の定着等により、直接資源化量が減り、資源化量全体が減少していることが、資源化率低下の要因と考えられます。

表 2-1-8 資源化率の推移

単位：%

年 度	資源化率
H27 2015	11.9
H28 2016	10.9
H29 2017	10.0
H30 2018	9.7
R1 2019	11.7
R2 2020	12.3
R3 2021	11.9
R4 2022	11.4
R5 2023	11.0
R6 2024	11.1

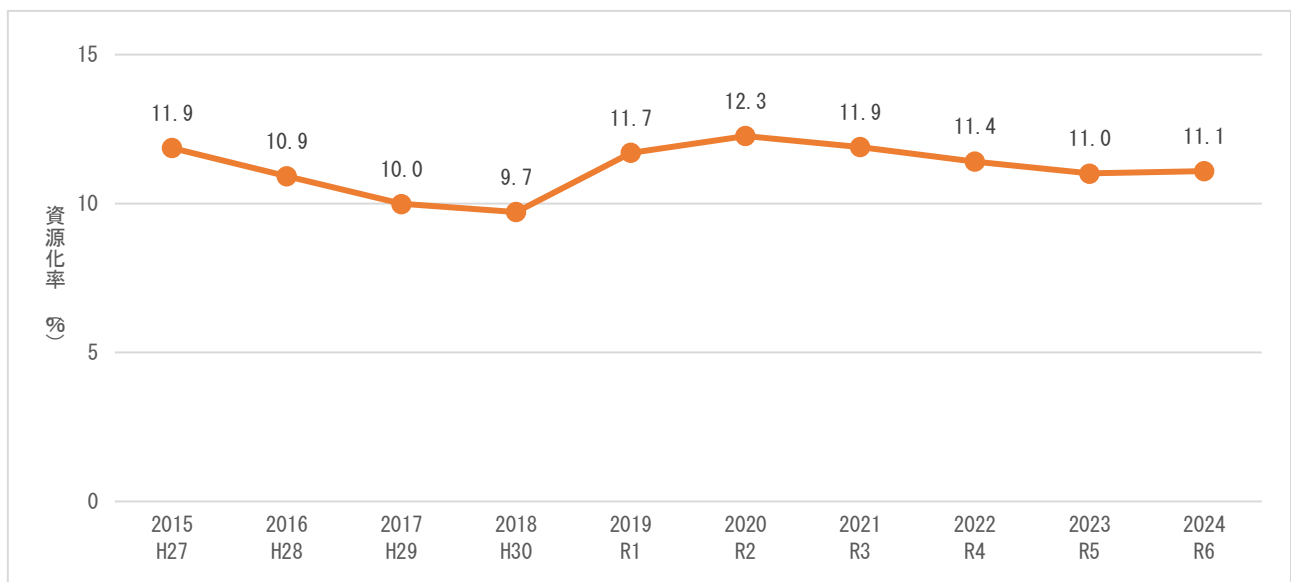


図 2-1-9 資源化率の推移

### (3) 最終処分

最終処分する焼却残渣は、年度によるばらつきはみられますが、減少傾向で推移し、最終処分量も減少傾向で推移しています。

表 2-1-9 最終処分量の推移

単位：t

年 度	焼却残渣	その他資源化施設残渣	合 計
H27 2015	2,791	27	2,818
H28 2016	2,598	36	2,634
H29 2017	2,440	28	2,468
H30 2018	2,622	30	2,652
R1 2019	2,523	27	2,550
R2 2020	2,527	30	2,557
R3 2021	2,332	26	2,358
R4 2022	2,385	36	2,421
R5 2023	2,360	34	2,394
R6 2024	2,363	9	2,372

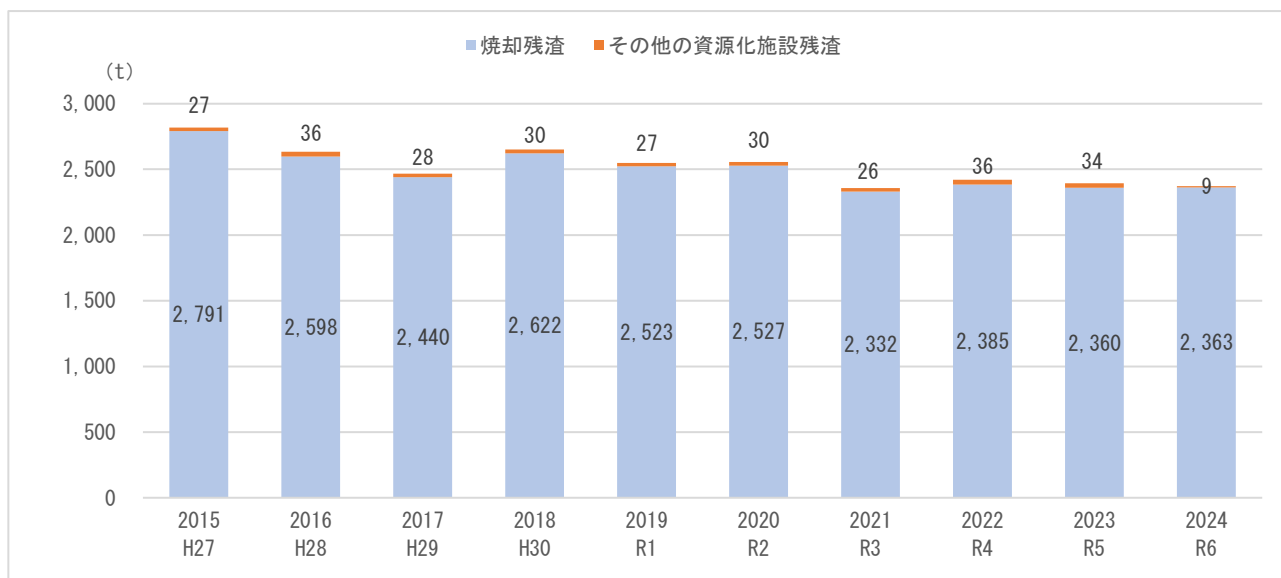


図 2-1-10 最終処分量の推移

#### (4) その他の取組

##### ① 拠点回収

本市では、市役所や支所、公民館等の公共施設で拠点回収を行っています。

回収量は年度によりばらつきがありますが、ペットボトルや古着は一定量回収されています。

表 2-1-10 拠点回収の場所と品目

回収場所	小型家電	ペットボトル	古着	インクカートリッジ	小型充電式電池
本庁（生活環境課窓口）	○		○	○	○
黒羽支所	○	○	○	○	○
湯津上支所	○	○	○	○	○
生涯学習センター		○			
ピアートホール		○			
大田原西地区公民館		○	○		
大田原東地区公民館		○	○		
金田北地区公民館		○	○		
親園地区公民館		○	○		
佐久山地区公民館		○	○		
野崎地区公民館		○			
湯津上地区公民館		○			
須賀川地区公民館		○			
シニアプラザ清流荘		○			
佐良土多目的交流センター		○			
くらしの情報館		○			



拠点回収（生活環境課窓口）

表 2-1-11 拠点回収量の推移

単位：kg

年 度	小型家電	ペットボトル	古着	白色トレイ	インクカートリッジ	小型充電式電池
H27 2015	—	3,970	—	190	—	—
H28 2016	—	4,280	—	170	—	—
H29 2017	—	3,670	—	80	—	—
H30 2018	—	3,060	2,600	—	—	—
R1 2019	128	2,820	3,030	—	18	55
R2 2020	310	2,940	3,720	—	9	12
R3 2021	282	2,720	6,020	—	9	34
R4 2022	507	2,920	5,540	—	18	34
R5 2023	262	3,220	7,980	—	16	20
R6 2024	129	3,470	6,690	—	21	0

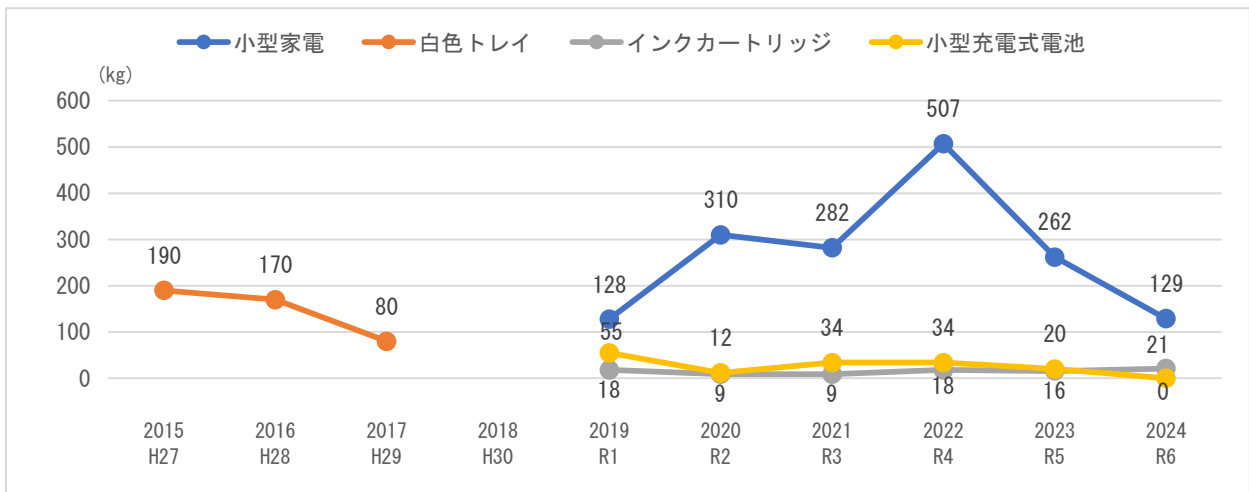


図 2-1-11(1) 拠点回収量の推移

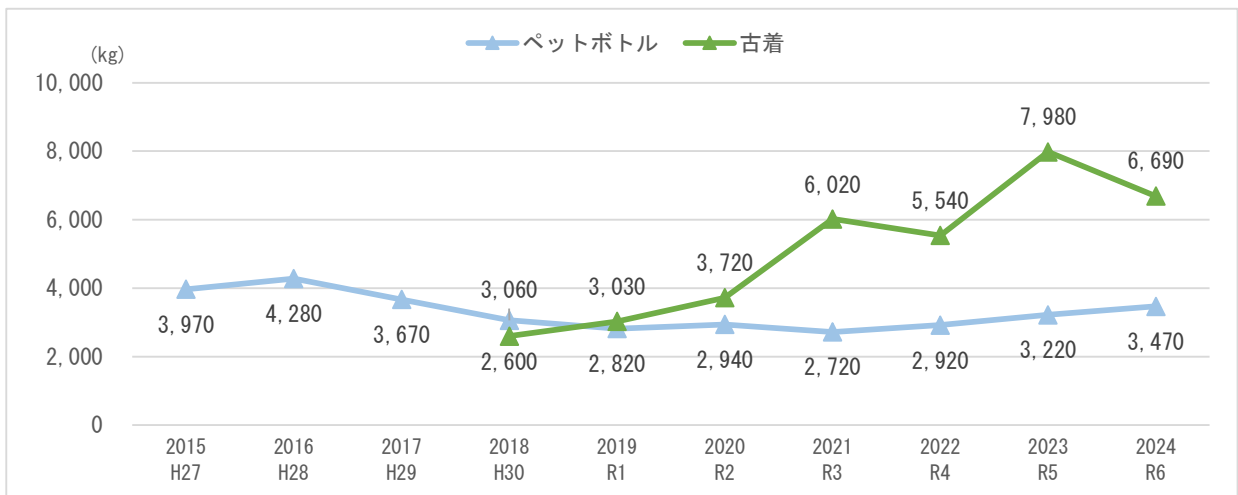


図 2-1-11(2) 拠点回収量の推移

② 厨芥ごみ処理機器の補助台数

市民の厨芥ごみ処理機器の購入に際して、購入価格の半額を補助しています。補助事業予算額の範囲で、機械式は 20,000 円、容器式は 3,000 円を限度額としています。

補助実績は、年度によるばらつきがみられます。

表 2-1-12 厨芥ごみ処理機器の補助実績

単位：台

年 度	容器式	機械式	合 計
H27 2015	9	4	13
H28 2016	12	11	23
H29 2017	5	7	12
H30 2018	11	7	18
R1 2019	6	6	12
R2 2020	3	3	6
R3 2021	3	4	7
R4 2022	9	4	13
R5 2023	11	9	20
R6 2024	4	10	14

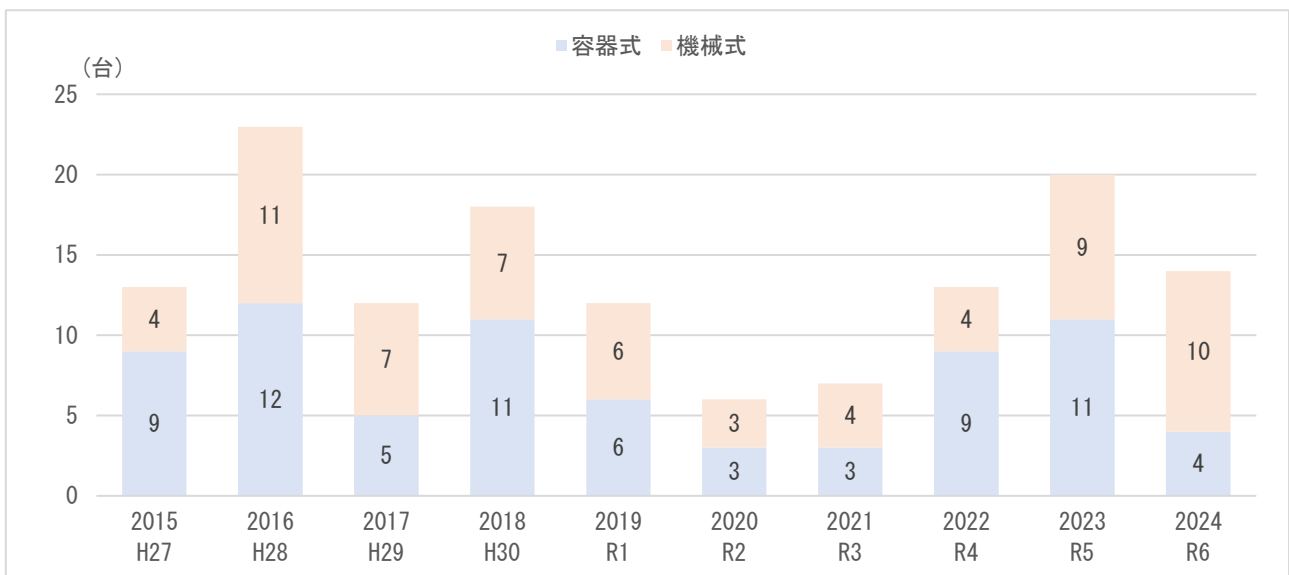


図 2-1-12 厨芥ごみ処理機器の補助実績

### ③ 樹木剪定枝のチップ化事業

市内の一般家庭及び事業者から出る樹木剪定枝木は、一般家庭は搬入車両1台1,000円、事業者は事前許可制で搬入車両の最大積載量1kg当たり10円を乗じた利用料金で、緑資源リサイクル施設でチップ化し、無料配布しています。チップ製造量は、年度によるばらつきがみられますが、一定量がチップ化されています。

表 2-1-13 チップ製造量の推移

単位：kg

年 度	チップ製造量
H27 2015	13,240
H28 2016	23,010
H29 2017	30,060
H30 2018	28,750
R1 2019	28,640
R2 2020	27,200
R3 2021	21,420
R4 2022	21,500
R5 2023	23,890
R6 2024	24,910

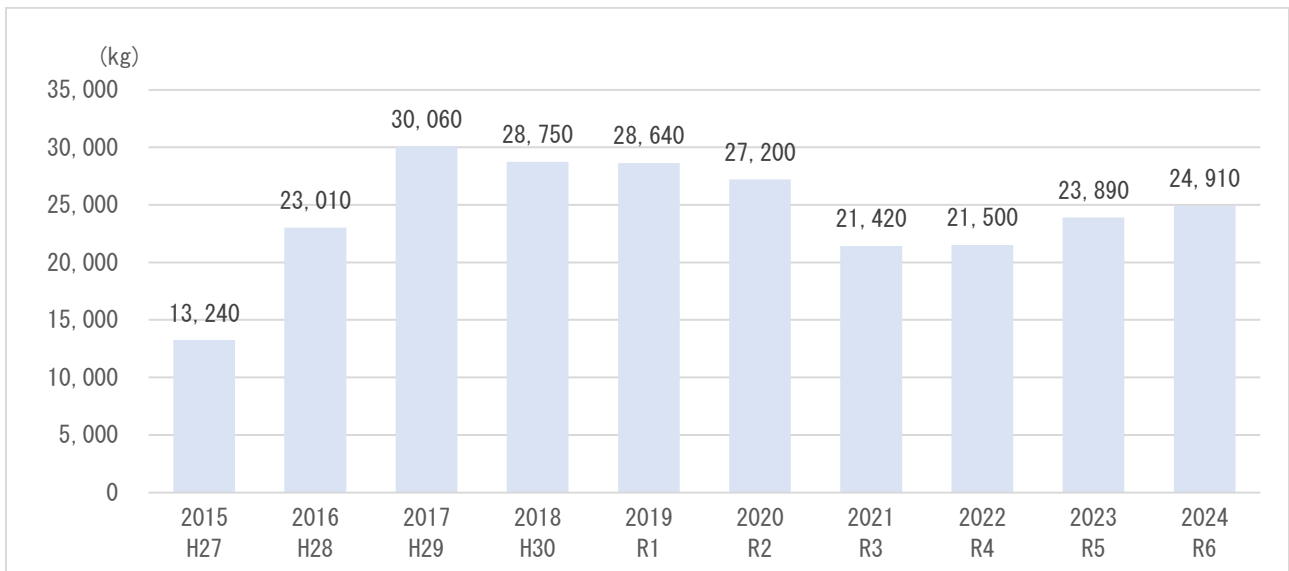


図 2-1-13 チップ製造量の推移

### (5) ごみ処理経費

令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、ごみ処理施設等の設備改修に伴う経費があり、高くなっています。ごみ処理経費、一人当たりのごみ処理経費とも上昇傾向で推移しています。

表 2-1-14 ごみ処理経費の推移

年 度	ごみ処理経費 (千円)	一人当たりのごみ処理経費 (円/人)
H27 2015	715,924	9,817
H28 2016	670,983	9,245
H29 2017	648,917	8,699
H30 2018	698,149	9,432
R1 2019	854,795	11,629
R2 2020	3,024,096	41,930
R3 2021	1,713,393	24,355
R4 2022	809,911	11,627
R5 2023	780,343	11,316
R6 2024	904,576	13,263

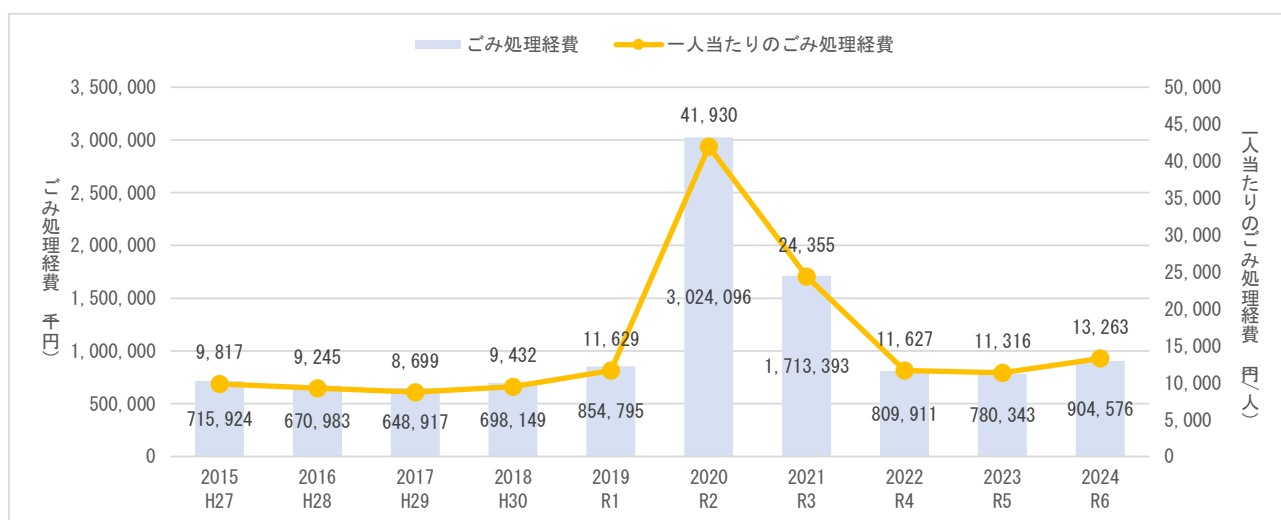


図 2-1-14 ごみ処理経費の推移

### 3 収集運搬・処理の現状

#### (1) 収集運搬

##### ① 収集体制・方法

家庭系ごみは、ステーション方式で収集しています。ごみステーションに出されたごみを、市が委託した収集運搬業者が収集、運搬しています。

家庭系ごみのうち大掃除や引っ越し等が出る多量のごみや事業系ごみについては、排出者が本市の許可を持つ収集運搬業者に収集、運搬を依頼しているほか、広域クリーンセンター大田原へ排出者が直接持ち込んでいます。

##### ② 収集業者

市のごみ収集は、許可業者 28 社（うち 2 社は委託業者）で行っています。

※ 許可業者 28 社のうち、16 社を限定で許可しています。

#### (2) ごみの分別

##### ① 分別区分

本市では、4 種 18 分別で収集を行っています。

表 2-1-15(1) ごみの分別区分

分別区分	収集頻度	収集方法	収集主体
ビン類 (3分類)	毎月2回収集	コンテナによるステーション収集	委託業者
ガラス類	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
かん類	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
新聞紙	毎月2回ステーション収集 資源ごみ回収団体による集団回収		委託業者 登録団体
雑誌類			
段ボール			
紙パック			
資源ごみ ペットボトル	毎月2回指定袋によるステーション収集		委託業者
	市有施設での拠点回収		委託業者
	資源ごみ回収団体による集団回収		登録団体
白色トレイ	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
容器包装プラスチック	毎月2回収集	透明袋によるステーション収集	委託業者
電池類	毎月2回収集	透明袋によるステーション収集	委託業者
蛍光管	毎月2回収集	箱等によるステーション収集	委託業者
水銀体温計	毎月2回収集	透明袋によるステーション収集	委託業者
もやせるごみ	毎週2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
もやせないごみ	毎月2回収集	指定袋によるステーション収集	委託業者
粗大ごみ	週1回収集	予約制による個別収集	委託業者

※ ステーションに一時に排出できる範囲は、30kg未満又は1m<sup>3</sup>未満とする。

※ ごみの分別区分について、第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画では、4種17分別としているが、令和6(2024)年度より資源ごみに容器包装プラスチックが追加され、4種18分別となった。

表 2-1-15(2) ごみの分別区分

分別の種類	収集頻度	収集方法	収集主体
古 着	随 時	資源ごみ回収団体による集団回収	登録団体
		市有施設での拠点回収	委託業者
使用済小型家電	随 時	市有施設での拠点回収	市直営
		市役所及び各支所を会場としたイベント回収	市直営
小型充電式電池	随 時	市有施設での拠点回収	市直営
インクカートリッジ	随 時	市有施設での拠点回収	市直営
製品プラスチック	3会場各2回	市役所及び各支所を会場としたイベント回収	市直営

※ 使用済小型家電（12品目）

携帯電話（PHS、スマートフォンを含む）、デジタルカメラ（ビデオカメラ）、携帯型ゲーム機、リモコン、フラッシュメモリ、携帯型音楽プレイヤー、携帯型カーナビゲーション、ノートパソコン、携帯型DVDプレイヤー、電子辞書、ACアダプタ、電卓

## ② 指定ごみ袋

本市では、指定ごみ袋制を導入しています。

指定ごみ袋の種類、規格を表 2-1-16(1)に、それ以外の使用可能な袋を表 2-1-16(2)に、ボランティアで道路や公園等の清掃活動を行う自治会関係者等に無料で配布される袋を表 2-1-16(3)に示します。

表 2-1-16(1) 指定ごみ袋

袋の種類	規格	色	希望小売価格（税込）
もやせるごみ専用	45ℓ	半透明で赤文字	10枚入り 255円
	30ℓ		10枚入り 195円
	20ℓ		10枚入り 155円
かん類専用	45ℓ	薄黄で黒文字	10枚入り 134円
	30ℓ		10枚入り 124円
ガラス専用	30ℓ	薄緑で黒文字	10枚入り 124円
	20ℓ		10枚入り 114円
もやせないごみ専用	30ℓ	半透明で青文字	10枚入り 195円
ペットボトル専用	45ℓ	半透明で黒文字	10枚入り 134円
白色トレイ専用	45ℓ	半透明で茶文字	10枚入り 134円

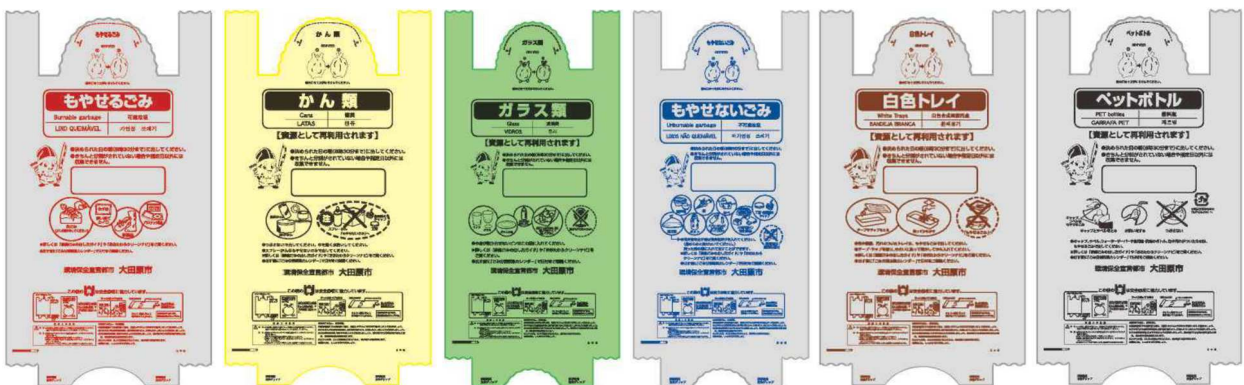
表 2-1-16(2) 使用可能な袋

袋の種類	規格	色	希望小売価格（税込）
容器包装プラスチック	20～45ℓ	透明又は半透明のビニール袋	—
水銀体温計		透明のビニール袋	—
電池類		透明のビニール袋	—

※ビン類：中身を使い切り、色分けして（無色透明、茶色、その他）指定のコンテナに出す。  
 ※蛍光管：蛍光管を買った時の箱（筒）に入れて出すか、もやせないごみ専用袋に蛍光管のみ入れて出す。（いずれも複数の場合はひもで縛る）  
 ※古 紙：ひもで十字に縛って出す。  
 ※透明のビニール袋は、指定ごみ袋ではない。

表 2-1-16(3) ボランティア用指定袋

袋の種類	規格	色
可燃専用	45ℓ	半透明で赤文字
不燃専用	45ℓ	半透明で青文字



指定ごみ袋・コンテナ

### (3) ごみ収集・処理体制

#### ① 収集運搬車両

市が行うごみの収集運搬の車両の状況を表 2-1-17(1)～(3)に示します。

表 2-1-17(1) 収集運搬車両：大田原東、大田原西、金田、親園、野崎、佐久山地区

用途	種別	台数	収集主体
もやせるごみ	塵芥車	6台	委託
段ボール			
紙パック			
ペットボトル			
容器包装プラスチック	塵芥車	2台	委託
ビン類	深ダンプ	5台	委託
ガラス類			
かん類			
もやせないごみ			
蛍光管			
水銀体温計			
電池類			
新聞			
雑誌類			
白色トレイ			

表 2-1-17(2) 収集運搬車両：黒羽、川西、両郷、須賀川、湯津上地区

用途	種別	台数	収集主体
もやせるごみ	塵芥車	3台	委託
容器包装プラスチック	塵芥車	1台	委託
ビン類	深ダンプ	2台	委託
ガラス類			
かん類			
もやせないごみ			
蛍光管			
水銀体温計			
電池類			
段ボール			
紙パック			
ペットボトル			
新聞			
雑誌類			
白色トレイ			

表 2-1-17(3) 収集運搬車両：市内全域

用途	種別	台数	収集主体
粗大ごみ	トラック	1台	委託

## ② 中間処理施設

本市のごみは、主に那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原で破碎、焼却等の処理がなされています。

表 2-1-18 中間処理施設の概要

焼却施設	施設名	広域クリーンセンター大田原	
	所在地	栃木県大田原市若草 1-1484-2	
	竣工	平成 15(2003)年 3 月	
	型式	ストーカ方式	
	処理能力	焼却炉：120t/日 (60t/24 時間×2 炉)	
	発電電力	1,400kW	
リサイクル施設	粗大不燃ごみ	処理能力：6.2t/5 時間	粗破碎機、破碎機、磁選機、アルミ選別機
	かん類	処理能力：5.8t/5 時間	袋破機、磁選機、アルミ選別機、圧縮減容機
	ペットボトル	処理能力：1.6t/5 時間	手選別コンベア、圧縮梱包機
	白色トレイ	処理能力：0.4t/5 時間	手選別コンベア、圧縮梱包機

## ③ 最終処分場

広域クリーンセンター大田原で処理されたごみ（資源化、再使用される物を除く）は、那須地区広域行政事務組合が運営する那須グリーンネクサスで埋立処分されています。

表 2-1-19 最終処分場の概要

最終処分場	施設名	那須グリーンネクサス	
	所在地	栃木県那須郡那須町大字豊原乙 1 番地 6	
	竣工	令和 4(2022)年 2 月	
	埋立面積	4,480m <sup>2</sup>	
	埋立容量	51,000m <sup>3</sup>	
埋立計画	埋立期間	令和 4 年 4 月から埋立容量に達するまで (15 年間を想定)	
	埋立方法	サンドイッチ方法	

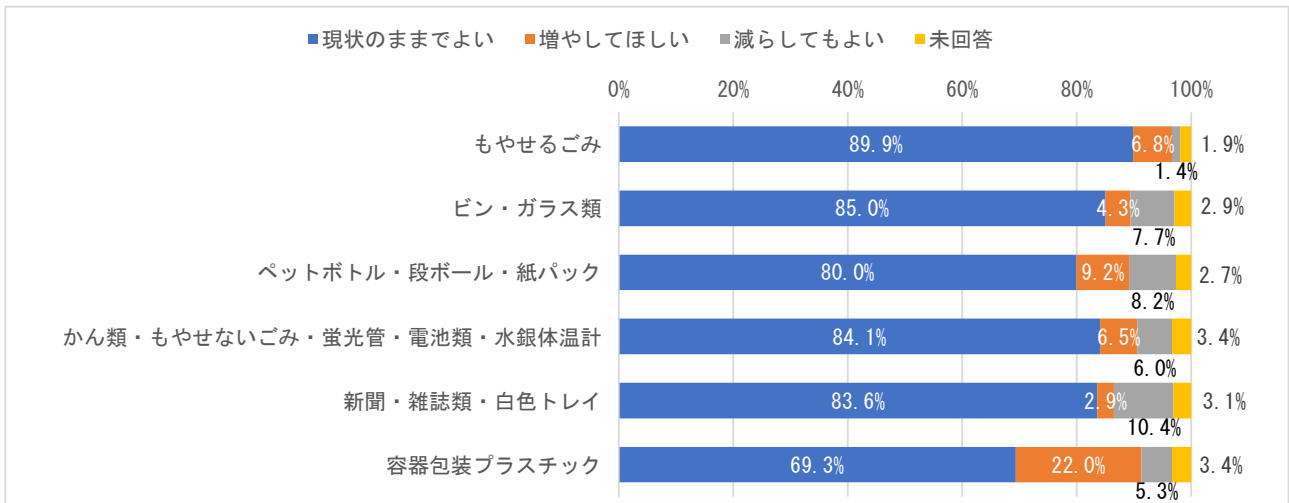
## 4 ごみ問題に関する市民アンケート結果

### (1) 調査概要

対象者	18歳以上の市民1,000人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7(2025)年6月25日～令和7(2025)年7月10日
回答数及び回収率	回答数 414人 (郵便による回答326人、インターネットによる回答88人) 回収率 41.4%

### (2) 調査結果概要

#### ① ごみの収集頻度

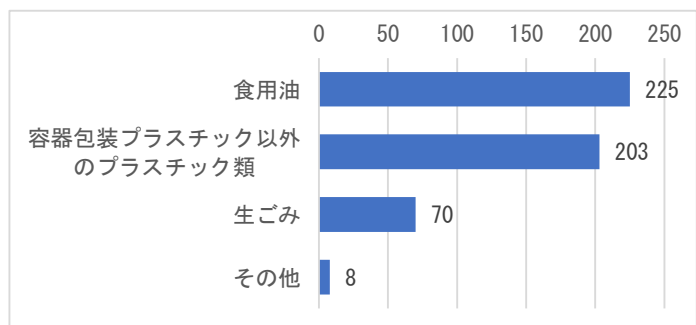


すべての質問で、「現状のままでよい」の回答が最も多くなっています。

容器包装プラスチックは、増やしてほしいの回答が約22%、新聞・雑誌類・白色トレイは減らしてもよいの回答が約10%となっています。

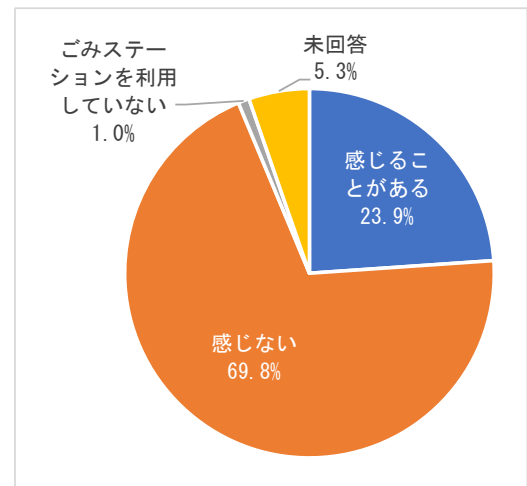
#### ② 今後資源化を進めて欲しいごみ

食用油、容器包装プラスチック以外のプラスチック類の資源化を望む声が多くなっています。



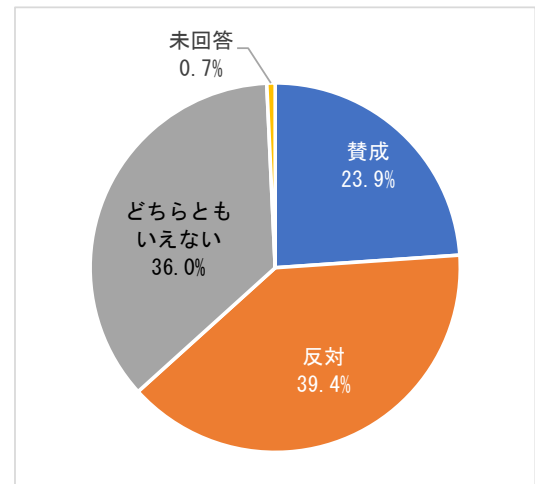
### ③ ごみステーションの不便や不快について

ごみステーションへの不便や不快を感じないとの回答が約70%となっています。ごみステーションを利用していないとの回答もありました。

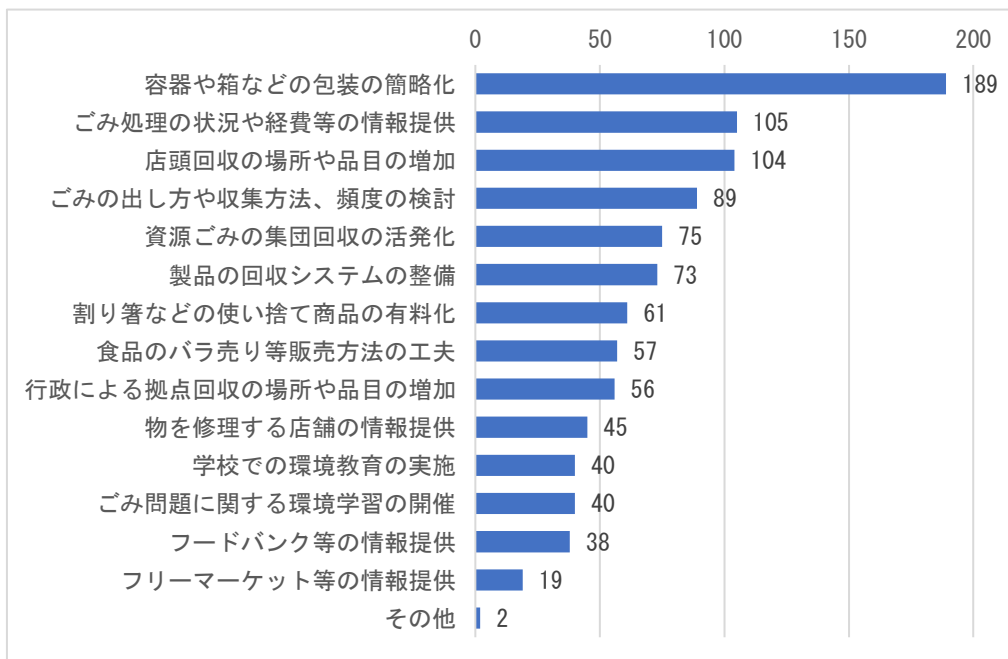


### ④ ごみ処理の有料化への考え方

有料化に反対の回答は約40%で最も多くなっていますが、どちらともいえないの回答も36%となっています。



### ⑤ ごみの減量化や資源化の推進に向けた取組



容器や箱などの包装の簡略化、ごみ処理の状況や経費等の情報提供、店頭回収の場所や品目の増加などを推進したら良いの回答が多くなっていました。

## 5 国・栃木県におけるごみ処理施策の動向

### (1) 第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～

令和 6(2024)年 8 月に循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を重要な課題とし、循環型社会形成に向け政府全体の施策をとりまとめた「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

#### ○ 5つの柱(重点分野)

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による  
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの  
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

#### ○ 循環型社会に関する全体像の指標

指 標	現況値 令和 2(2020)年度	目標値 令和 12(2030)年度
① 資源生産性	46 万円/トン	60 万円/トン
② 一人あたり天然資源消費量 (マテリアルフットプリント)	11.5 トン/人	11 トン/人
③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	28 %	34 %
④ 入口側の循環利用率	16 %	19 %
⑤ 出口側の循環利用率	42 %	44 %
⑥ 最終処分量	13 百万トン	11 百万トン
⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模	56 兆円	80 兆円以上
⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動		
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入 の意識	－	90 %
具体的な 3 R 行動の実施率	－	50 %
⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の 温室効果ガス排出量	431 百万トン-CO <sub>2</sub> eq	343 百万トン-CO <sub>2</sub> eq (参考値)
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	37 百万トン-CO <sub>2</sub> eq	29 百万トン-CO <sub>2</sub> eq (参考値)
⑩ カーボンフットプリントを除いた エコロジカルフットプリント	生態系サービスの需要量（負荷量）を測ることで、資源循環の取組を含む社会経済の変化による生物多様性への負荷を見ることを目的とした指標	

○ 一般廃棄物に関する事項

重点分野 3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現の中で指標が設定されています。

指 標 名		数値目標(目標年次)
2) 地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環的利用の状況	地域ごとの一般廃棄物の排出量	—
	地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率	—
	地域ごとの一般廃棄物の焼却量	—
	1人1日当たりごみ焼却量	約 580 g (令和 12(2030)年度)

(2) 栃木県資源循環推進計画

食品ロスや海洋プラスチックごみ対策など、資源循環を巡る情勢や頻発する大規模災害から発生する災害廃棄物への対策などの状況を踏まえ、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とする「栃木県資源循環推進計画」を推進してきました。計画期間が終了することから、新たな「栃木県環境総合計画(仮称)」の策定が進められています。現行計画の進捗と公表された骨子案から新たな計画の内容を整理します。

○ 現行計画の数値目標の評価

指 標	現状値	目標値
	令和 5(2023)年度	令和 7(2025)年度
県民 1 人 1 日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 【g/人・日】	639	650 (◎)
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量 【千 t】	56	53 (×)
県内で排出された産業廃棄物の最終処分量 【千 t】	77	84 (◎)
県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数 (10t 未満を含む。) 【件】	143	70 (×)
県内で排出された一般廃棄物の再生利用率 【%】	15.0	19 (×)
県内で排出された産業廃棄物の再生利用率 【%】	51.0	53 (×)
「とちの環エコ製品」の認定件数 【件】	137	137 (◎)

< ◎：既に令和 7(2025)年度目標達成済、×：令和 7(2025)年度までに目標達成が困難 >

○ 基本的な考え方

- ◆ 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進し、持続可能な循環型社会の形成を目指す。

○ 10年後の将来像

- ◆ ライフサイクル全体での徹底した資源循環が促進
- ◆ 製造業・小売業とリサイクル業等が連携した新たな資源循環システムの構築
- ◆ リサイクル産業が成長し脱炭素化や水平リサイクルなど新たな技術開発、雇用の創出等が実現
- ◆ 廃棄物の適正処理が浸透し、ごみの散乱や不法投棄のない生活環境の実現
- ◆ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の確立

< テーマ1 > 7Rの促進

○ 発生抑制・再使用（リシンク・リフューズ・リデュース、リユース）

- ◆ 県民による発生抑制・再使用の取組促進
- ◆ 排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進

○ 再生利用（リファイン・リサイクル）

- ◆ 県民・排出事業者による分別の取組促進
- ◆ 高度なリサイクルシステムの構築

○ 再生可能資源への代替（リニューアブル）

- ◆ 再生可能資源の利用促進

< テーマ2 > 資源循環推進体制の確保

○ 資源循環に向けた処理体制の確保

- ◆ 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築
- ◆ 再生利用のための施設の整備促進
- ◆ 焼却施設における熱回収の促進
- ◆ 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- ◆ 必要な産業廃棄物最終処分場の確保

○ 廃棄物・リサイクル産業の振興

- ◆ 動脈産業（製造業者等）と静脈産業（処理業者）との連携等による高度な循環システムの構築
- ◆ 廃棄物処理施設、リサイクル施設に対する県民等の理解促進（イメージ向上）
- ◆ 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ◆ リサイクル施設の立地促進

< テーマ3 > 廃棄物等の適正処理の促進

○ 廃棄物の適正処理

- ◆ 排出事業者の意識改革
- ◆ 不法投棄等の不適正処理対策
- ◆ 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保
- ◆ PCB 廃棄物等の適正な管理及び処理
- ◆ 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

○ 災害廃棄物の処理体制の整備

- ◆ 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進
- ◆ 廃棄物処理施設の強靱化



ごみステーション（ボックス管理型）



ごみステーション（ネット管理型）



廃棄物不法投棄現場

## 第2節 ごみ処理の課題

### (1) 第二次計画の目標達成状況

#### ① 一人1日当たりのごみ排出量

第二次計画の目標である 833g/人・日を上回る結果で、目標未達成となっています。基準年よりも 41g/人・日削減されているものの、目標である 50g/人・日には 9g/人・日足りない値となっています。

表 2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量と目標値の比較

単位：g/人・日

年 度	一人1日当たりのごみ排出量
H27 2015	914
H28 2016	909
H29 2017	868
H30 2018	880
R1 2019	872
R2 2020	876
R3 2021	886
R4 2022	892
R5 2023	867
R6 2024	842
目標 R7 2025	833

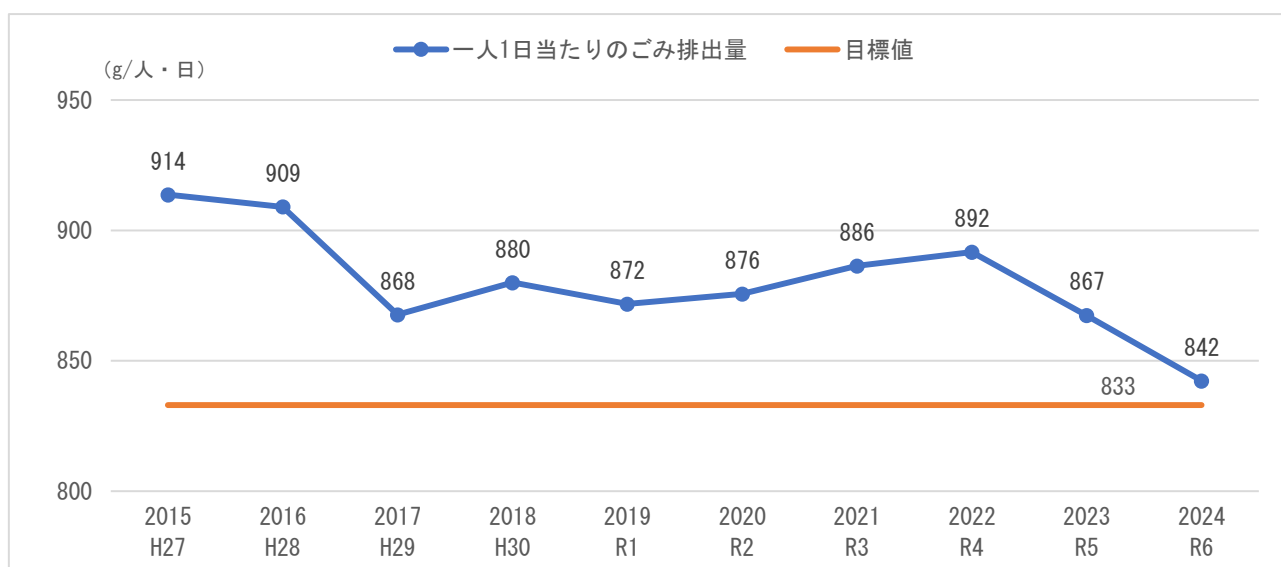


図 2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量と目標値の比較

## ② ごみ資源化率

第二次計画の目標である 18.5%を下回る結果で、目標未達成となっています。  
ごみ資源化率は、上昇の目標となっていますが、基準年よりも 5%下降しています。

表 2-2-2 資源化率と目標値の比較

単位：%

年 度	資源化率
H27 2015	11.9
H28 2016	10.9
H29 2017	10.0
H30 2018	9.7
R1 2019	11.7
R2 2020	12.3
R3 2021	11.9
R4 2022	11.4
R5 2023	11.0
R6 2024	11.1
目標 R7 2025	18.5

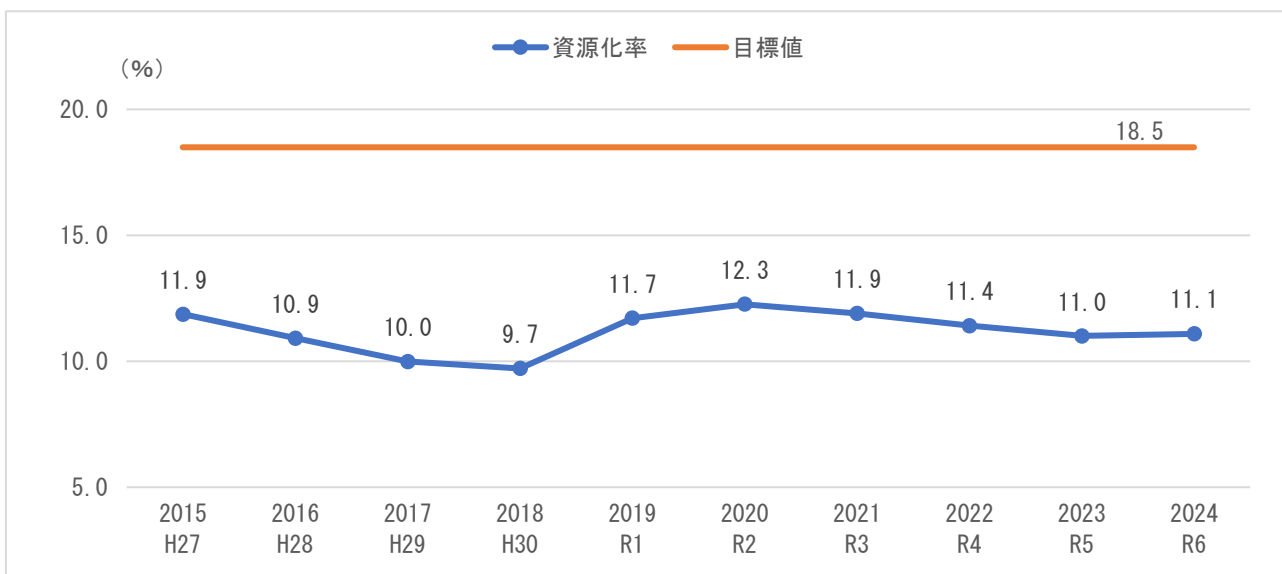


図 2-2-2 資源化率と目標値の比較

## (2) 国や栃木県との比較

### ① 一人1日当たりのごみ排出量

国平均や栃木県平均の一人1日当たりのごみ排出量と比較して、令和2(2020)年度まで国平均や栃木県平均よりも低い値で推移していましたが、近年は国平均や栃木県平均を超える値となっています。

表 2-2-3 一人1日当たりのごみ排出量の比較

単位：g/人・日

	国	栃木県	大田原市
H27 2015	939	927	914
H28 2016	925	917	909
H29 2017	920	921	868
H30 2018	919	918	880
R1 2019	918	917	872
R2 2020	901	925	876
R3 2021	890	913	886
R4 2022	880	893	892
R5 2023	851	865	867

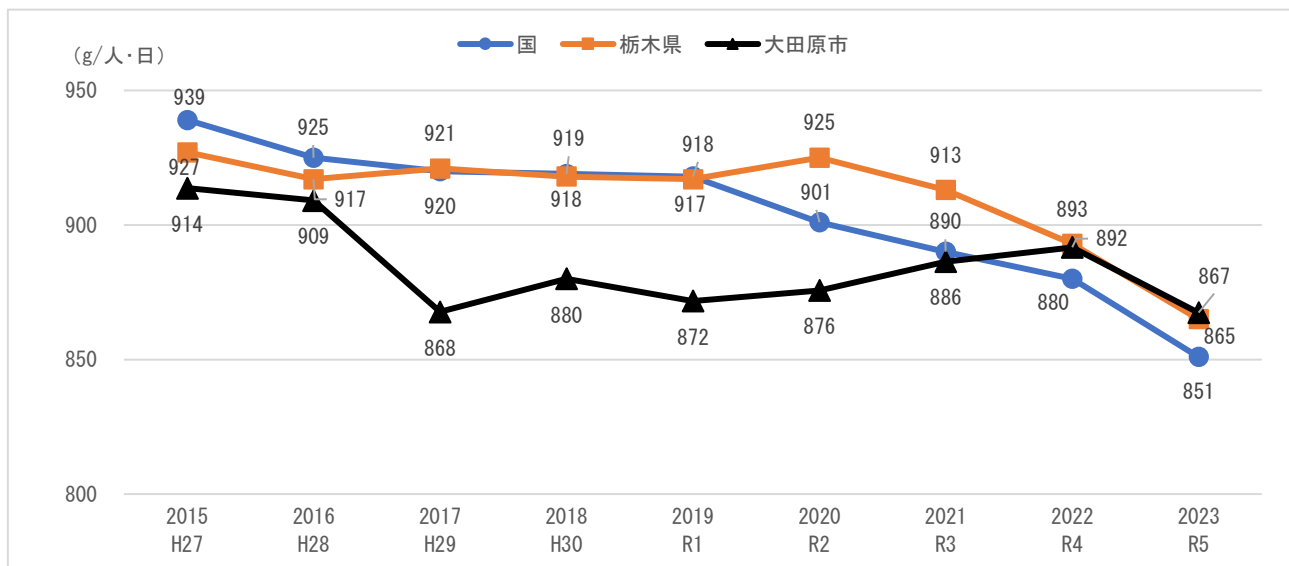


図 2-2-3 一人1日当たりのごみ排出量の比較

## ② 資源化率

国平均や栃木県平均の資源化率と比較して、低い値で推移しています。

表 2-2-4 資源化率の比較

単位：％

	国	栃木県	大田原市
H27 2015	20.4	16.6	11.9
H28 2016	20.3	16.1	10.9
H29 2017	20.2	16.3	10.0
H30 2018	19.9	15.9	9.7
R1 2019	19.6	16.1	11.7
R2 2020	20.0	15.9	12.3
R3 2021	19.9	15.7	11.9
R4 2022	19.6	15.4	11.4
R5 2023	19.5	15.0	11.0

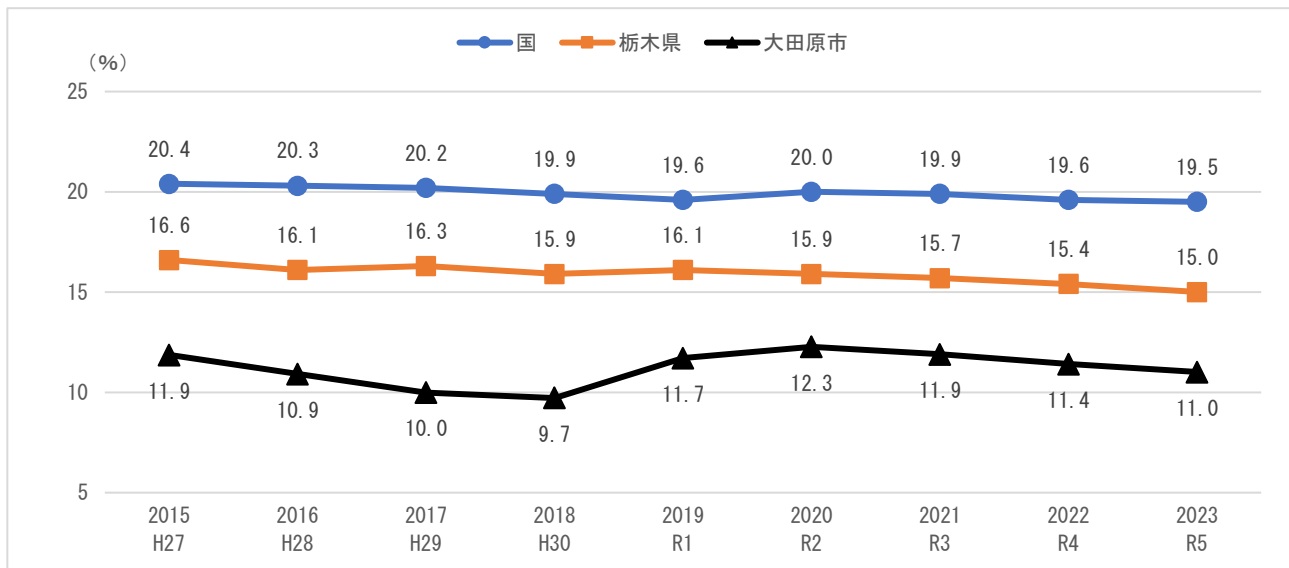


図 2-2-4 資源化率の比較

### (3) ごみ処理の課題

#### ① ごみの発生抑制

本市では、ごみ発生を抑制するため、生ごみの減量化、過剰包装の抑制、詰め替え商品の使用の促進等、市民、事業者と連携して取り組んできました。また、ごみ袋の指定袋制度を導入し、費用を徴収し、ごみへの意識向上を図ってきました。

その結果、本市のごみの総排出量は、人口の減少やごみ減量化の取組により減少し、一人1日当たりのごみ排出量も減少しています。しかし、第二次計画の目標は達成していません。

また、本市の一人1日当たりのごみ排出量は、栃木県平均との差はほとんどありませんが、国平均と比較すると上回る傾向が続いています。

ごみの発生を減らすことは、ごみ問題を解決するための最重要課題です。さらに、食品の多くを輸入に頼っているにもかかわらず、まだ食べられる食品が廃棄されている食品ロスの削減にも取り組む必要があります。

これらの現状を踏まえ、今後ごみの発生抑制に向け、既存施策の継続、市民や事業者への啓発に加え、新たなごみの発生抑制の施策にも取り組んでいかなければなりません。特に、本市のごみ排出量の70%以上を家庭系ごみが占めることから、家庭系ごみの発生抑制に向けた対策に取り組んでいく必要があります。

#### ② ごみの資源化

本市では、資源ごみの分別、資源ごみの集団回収、樹木剪定枝葉のチップ化等、市民、事業者と連携して取り組んできました。令和6(2024)年4月からは、容器包装プラスチックの分別収集が開始され、資源化にも取り組んでいます。

しかし、新聞や雑誌等の紙媒体から電子媒体への転換、小売店や販売店での資源回収の普及等により、資源ごみが減り、本市の資源化量は減少し、資源化率も低くなっています。そのため、第二次計画の目標は達成していません。

また、本市のごみの資源化率は、国平均、栃木県平均の両方を下回る傾向が続いています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、ごみの資源化に取り組む必要があります。ごみの発生を抑制し、ごみとなってしまったものの中から、資源として活用可能なものを分別し、処理するごみを減らしていかなければなりません。

これらの現状を踏まえ、今後ごみの資源化に向け、分別の徹底等の既存施策の継続、市民や事業者への啓発に加え、新たなごみの資源化の施策にも取り組んでいかなければなりません。

#### ③ 中間処理施設・最終処分場

本市のごみの中間処理及び最終処分は、那須地区広域行政事務組合が運営する広域クリーンセンター大田原及び那須グリーンネクサスの施設で行っています。

今後も安定したごみの処理・処分の実施に向け、施設の安全で適切な運営に協力していく必要があります。また、新たな事業や施策が行われる場合には、協力していかなければなりません。

### 第3節 ごみ処理基本計画

#### 1 基本方針

## 資源が循環する持続可能なまちをめざして

豊かで快適な暮らしを守り、限りある資源を有効に使う循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、市民、事業者、市が協働で積極的に取り組むまちを目指します。

ごみをなるべく出さない（Reduce：リデュース）、使えるものは何度でも使い（Reuse：リユース）、どうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（Recycle：リサイクル）の順にできる限り利用を行い、利用できないものについては、適正な処分を行います。

#### 2 計画の目標値

ごみの減量化については一人1日当たりのごみ排出量を、資源化については資源化率を、それぞれ数値目標とします。数値目標は、過去の実績、栃木県の目標等を踏まえ設定します。

##### ○一人1日当たりのごみ排出量

現在のまま推移すると10年後には839g/人・日になると予測されます。ごみの減量に向け、更なる減量に取り組み、令和6(2024)年度842g/人・日から5%、42g/人・日削減し、800g/人・日を目指します。

##### ○ごみの資源化率

現在のまま推移すると10年後には11.3%になると予測されます。ごみの資源化に向け、更なる分別に取り組み、令和6(2024)年11.1%から2.9ポイント増加し、14.0%を目指します。

表 2-3-1 数値目標

項目	単位	基準年	中間年	目標年
		令和6(2024)年度	令和12(2030)年度	令和17(2035)年度
一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	842	821	800
ごみ資源化率	%	11.1	12.5	14.0

### ～一人1日当たりのごみ排出量の目標～

目標達成のためには、1年間当たり4.2g/人・日ずつごみを減らしていかななくてはなりません。

その目安は、割り箸1膳です。

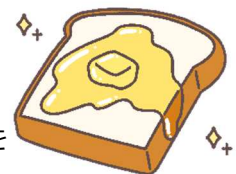
具体的な行動として、マイ箸の持参を心がけましょう。



計画の目標である10年後には、42g/人・日のごみを減らさなくてはなりません。

その目安は、食パン1枚です。

具体的な行動として、食品ロスを減らすことを心がけましょう。



### 3 発生抑制・再使用計画

#### (1) 発生抑制・再使用に関する基本方針

本市では、ものを大切にし、ごみの発生を抑制するとともに、再使用を進めごみをできるだけ削減していきます。

また、ごみの発生抑制、再使用を推進していくため、市民、事業者、市のそれぞれが適切な役割分担のもとで積極的な取組を推進します。

#### (2) ごみの発生抑制の推進

##### ① マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減

小売業者のレジ袋の有料化により、使用量は削減されています。今後もマイバッグの持参により、レジ袋の使用量を削減します。

##### ② 生ごみの減量化の推進

生ごみの減量に向け、食べ物を大切に作る心を育成啓発するとともに、市民に対し、料理はおいしく食べきり、食材はムダなく使いきり、生ごみはギユと水をきり、生ごみの発生抑制及び減量化を啓発します。

生ごみの減量に向け、市民を対象に行っている厨芥ごみ処理機器の助成制度を継続します。

食品を販売する事業者等には、食材のばら売りや少量販売、売り切りの工夫を行うよう啓発します。

生ごみを排出する事業者に対しても、市民同様に減量を求めます。

##### ③ 過剰包装の抑制の促進

物を購入したときに発生するごみを減量するため、「必要以上の包装を望まない・行わない」を市民や事業者に啓発します。

##### ④ 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

詰め替え商品の利用は普及していますが、容器ごみの減量に向け、更なる詰め替え製品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を、市民、事業者に啓発します。

##### ⑤ 使い捨てプラスチック製品の利用削減

マイボトルやマイ箸等の活用を促進し、使い捨てのスプーンやフォーク等のカトラリーの利用削減を推進します。また、事業者に対し、カトラリー等の使い捨てプラスチック品の有料化を促します。

##### ⑥ レンタルやリース、リペア（修理）の利用促進

一時的に必要となるものは、レンタルやリースの活用を促進します。長く使えるように必要なメンテナンスの実施や修理して使えるものは継続して使用することを促します。

#### ⑦ 小売業者等の資源回収の利用促進

新聞販売店での新聞の回収、小売業者の店頭で実施している食品トレイ、牛乳パック、インクカートリッジ等の資源回収に加え、近年はダンボールやペットボトル等と品目が増えています。市民が利用しやすいことから、事業者による資源回収を促進します。

#### ⑧ フリーマーケットやリサイクルショップ等の活用促進

使わなくなったものを必要とする人に譲る方法として、フリーマーケットやリサイクルショップ、インターネット等が活用されています。これは、物が形を変えずにできる再使用の手法であるため、活用を促進します。

#### ⑨ フードバンク等の活用の促進

また食べられる食材等は、フードバンク等での活用を促します。

#### ⑩ 不要品登録（くらし情報館）の促進

広報に不要品の「ゆずりたい・ゆずってほしい」情報を掲載し不要品の再使用を促進しています。家具や家電だけでなく、子ども用品や学校の制服等も含め、今後も譲り合いの制度の活発化を促進します。

#### ⑪ リサイクル品提供事業（広域クリーンセンター大田原）の促進

粗大ごみとして持ち込まれたものの中から、まだ使用できる家具等を再生し、安価で提供しています。ごみとなるもの再度使用することで、ごみの減量化や物を大切する意識の醸成を図ります。

#### ⑫ 多量排出事業者に対する減量化の指導

事業者には、産業廃棄物と一般廃棄物の区分けの徹底を指導します。また、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

#### ⑬ 民間事業者との協定による再使用（リユース）の促進

民間事業者との協定を通じた再使用の推進を行うことで、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指します。

### 4 再生利用計画

#### (1) 再生利用に関する基本方針

本市では、ごみの発生を抑制し再使用を進めごみを削減しますが、どうしてもごみとなってしまったものは、できるだけ資源として活用していきます。

また、ごみの再生利用を推進していくため、市民、事業者、市のそれぞれが適切な役割分担のもとで積極的な取組を推進します。

## (2) ごみの再生利用の推進

### ① ごみの分別の周知徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、分別の徹底に向け作成した「家庭ごみの出し方ガイド」、ごみ分別検索サイト「おおたわらクリーンナビ」及びごみ分別収集カレンダーを配布することにより、市民、事業者への周知を図ります。また、ごみ分別収集カレンダーを市内の外国人向けに、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語でも作成し、分別の徹底を図ります。

### ② 紙類の資源化の推進

ごみ質分析の結果、もやせるごみに紙類が約 51%含まれることから、もやせるごみに含まれる紙類の分別の徹底を図ります。

シュレッダーしたのもも資源化が可能なことから、収集方法を検討するとともに、市民、事業者への周知を図ります。

### ③ 容器包装プラスチックの分別の徹底

令和 6(2024)年 4 月から資源ごみとして容器包装プラスチックの分別を開始しています。事前の周知で多くの市民が分別に取り組んでいますが、更なる分別の徹底に向け、今後も継続して周知を図ります。

### ④ 資源ごみの集団回収の推進

本市では市民等の団体による資源ごみの集団回収が行われています。今後も資源ごみの集団回収への報償金制度を継続していきます。回収量、活動団体数が増加するよう啓発します。

### ⑤ 樹木剪定枝木のチップ化事業の推進

市内の家庭や事業所から排出される樹木剪定枝木のうち、緑資源リサイクル施設に直接搬入されたものはチップ化され、無料配布されています。今後も資源としての活用を継続します。

### ⑥ 古着回収の推進

本市では、資源ごみの集団回収と公共施設での拠点回収で古着の回収を行い、再使用、再生利用を行っています。今後も資源として回収し活用を継続します。

### ⑦ 家電リサイクルの推進

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、再商品化を進めていくため、市民への啓発や処理方法の周知を行います。

#### ⑧ 小型家電リサイクルの推進

携帯電話やノート型パソコン等の使用済小型電子機器の再資源化を進めていくため、公共施設での拠点回収及びイベントでの回収を実施しています。今後も継続して回収していくため、市民への啓発を行います。

#### ⑨ 再生品の利用促進

再生利用を継続していくためには、再生品の流通が必要です。そのため、市民や事業者に対し再生品の積極的な利用を促進します。

#### ⑩ 事業者への分別の徹底

事業者のごみに含まれる資源化可能なものについて、分別の啓発や指導の強化を図るとともに、民間の再生業者を活用した資源化を促します。

#### ⑪ 製造者等による製品の回収システムの促進

使用できなくなった製品からの資源の回収に向け、製造者や販売者等の事業者による製品の回収システムの整備を促進します。

#### ⑫ 生ごみのリサイクルの検討

生ごみは、大規模な施設での堆肥化やバイオマスエネルギーとしての活用等、再生利用のルートが確保されています。今後、民間事業者との協働を含め、市に適した活用について検討します。

#### ⑬ 新たな資源化品目の検討

ごみの再生利用を推進するため、新たな品目の資源化を検討します。

#### ○製品プラスチック

令和4(2022)年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック製品の設計から製造・使用後の再資源化まで、事業者や自治体に全てのプロセスでの資源循環が求められています。

本市では、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック以外のプラスチック類は、もやせるごみとして焼却処分されていますが、今後は製品プラスチックの再生利用に向け、那須地区広域行政事務組合と連携し、資源化に向けた検討を進めます。

#### ○廃食用油

廃食用油は、飼料用油脂、工業用油脂、バイオディーゼル燃料等での再生利用の手法が確立され、活用されています。市内では、事業者による再生利用も進められています。

今後、廃食用油の再生利用に向け検討を進めます。

## ○発泡スチロール

発泡スチロールは、再生利用の手法が確立され、活用がされています。

今後、発泡スチロールの再生利用に向け、那須地区広域行政事務組合と連携し、資源化に向けた検討を進めます。

## ○その他

現在、資源として活用していない品目について、新たな法令や技術の進歩等により資源としての活用が可能になった場合には、本市の状況を踏まえ資源化に向けた分別を検討します。

## 5 広報・啓発活動

ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組み、持続可能な循環型社会を実現するためには、市民、事業者、市が連携していかなければなりません。そのため、市民、事業者が自ら積極的に取り組めるよう広報や啓発活動を行います。

### ① 広報活動

多様な手法を活用し、各種情報や市の取組の情報や市民、事業者への協働に関する情報等を発信します。また、外国人を含め、すべての世代がわかりやすい広報を進めます。

- ◆ 広報やホームページ、自治会の回覧等を用いた情報の発信
- ◆ ごみ排出量や資源化率、経費等の公表
- ◆ 拠点回収の場所や品目の周知
- ◆ 環境衛生推進員等と連携したごみステーションでのマナー向上
- ◆ ごみ分別収集カレンダーの作成・配布
- ◆ 家庭ごみの出し方ガイドの作成・配布
- ◆ スマホやパソコンによる“おおたわらクリーンナビ”の利用啓発

### ② ごみ処理事業に係る媒体を用いた広報活動

市内にあるごみ処理に関わる施設等を活用し、市民、事業者のごみに関する問題や環境への影響に対する意識の向上を図ります。

- ◆ 地区のごみステーションへのポスターの貼付
- ◆ 市民や小中学生への広域クリーンセンター大田原の施設見学や施設を活用したごみに関する環境学習の実施
- ◆ 広域クリーンセンター大田原（リサイクルプラザ）におけるリサイクル情報の発信

### ③ 市民参加型広報活動

市民、事業者のごみに関する意識向上に向けた環境学習を実施します。

- ◆ 廃油石けん作りや食材の使いきりなどのエコクッキング等、各種市民団体との協働による環境学習の実施
- ◆ 各種イベント、座学及び出前講座による環境学習の実施

## 6 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬に関する基本方針

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全、確実に市民サービスの充実を図りながら収集運搬していきます。また、各種リサイクル法の施行を踏まえ循環型社会の形成に向けた効率的な収集運搬体制を確立します。

### (2) 収集・運搬体制

#### ① 家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）

##### ○収集頻度・収集方法

市民アンケートでは、収集頻度について増やして欲しいや減らしてもよいとの意見、指定ごみ袋の種類や大きさ、コンテナ収集の品目拡大等、様々な要望がありました。しかしながら、当面は、現在の収集頻度、収集方法を継続します。

今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の著しい変動、分別品目の変更等がある場合には、効率や費用対効果等の検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

表 2-3-2 収集頻度・収集方法

	分別区分	収集頻度	収集方法
資源ごみ	ビン類（3分類）	月2回	ごみステーション回収
	ガラス類	月2回	
	かん類	月2回	
	ペットボトル ※1.2	月2回	
	段ボール ※1	月2回	
	紙パック	月2回	
	新聞・折込みチラシ ※1	月2回	
	雑誌類 ※1	月2回	
	白色トレイ ※2	月2回	
	容器包装プラスチック	月2回	
	蛍光管	月2回	
	水銀体温計	月2回	
	電池類	月2回	
	もやせるごみ	週2回	
	もやせないごみ	月2回	
	粗大ごみ	随 時	戸別回収（有料）
	使用済み小型家電	随 時	拠点回収・イベント回収

※1 資源ごみ回収団体による集団回収も実施  
（回収方法は資源ごみ等回収報償金交付要綱による）

※2 委託業者による公共施設からの拠点回収も実施

## ○収集・運搬方式

現在の委託による収集運搬体制を継続していきます。今後も、効率的な収集、運搬の実施や市民サービスの充実を図るとともに、安全面や衛生面に配慮し、適正な収集運搬体制を確保します。

### ② 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業系ごみは、白色トレイ、容器包装プラスチックを除く 4 種 16 分別とし、ごみステーションでの収集ではなく、事業者の責任において本市の許可業者もしくは事業者が自ら施設へ搬入処理を行うものとします。また、事業者に対し、分別の徹底とごみの減量、適正処理の啓発指導を行います。

### ③ 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針等については、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

### ④ 広域クリーンセンター大田原で適正処理ができないもの

広域クリーンセンター大田原では、処理が困難なため受入ができないごみがあります。これらの処理困難物は、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行っています。

しかし、一般廃棄物の処理責任は、市町村にあることから、今後、処理困難物の処理のあり方については、那須地区広域行政事務組合、那須町と協議し、処理方法を確立していきます。

#### ～ 広域クリーンセンター大田原で受入できないもの ～

自動車・バイク及び関係部品、モーター類、タイヤ、消火器・ガスボンベ、ピアノ、農機具類・農業用ビニール、農薬、コンクリート製品及び建築廃材・解体廃材、感染性医療廃棄物、ドラム缶、土・砂・石・瓦、ガソリン・廃油・塗料・薬品 等

### ⑤ ごみステーションの適正な維持管理

#### ○ごみ出しルールの徹底

ごみステーションは、地域の自治会や集合住宅の所有者等により設置され、維持管理が行われています。市民アンケートでは、分別やごみ出しのルールの違反が見られる等の多くの要望がありました。

違反ごみについては、地域の環境衛生推進員やごみステーション管理者と市が連携し、違反ごみ排出者に理由等を説明し、ごみステーションでの分別やごみ出しルールの指導を強化します。

#### ○ごみステーションの設置や運用方法の検討

ごみステーションは、集合住宅建設時や地域の要望等により、一定基準を満たす場合に設置することができます。本来は、自治会未加入者であっても利用は可能ですが、修繕や清掃等の維持管理があることから、利用にあたっては、自治会等のごみステーション管理者と十分な協議が必要となっています。

今後のごみステーションの設置や運用方法について、検討し必要な対応を行います。

#### ⑥ ごみ排出困難者への対応

人口の減少や高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者やごみステーションまでごみを排出することが困難な世帯が増えています。本市では、自治会ごとの見守りやごみ出し等の生活支援を、市及び関係機関が連携し実施しています。

今後も増加が懸念されるごみ排出困難者への対応に向け、ごみ収集のあり方について、関係機関と検討を進め、対応していきます。

#### ⑦ 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷を低減し、脱炭素社会の実現に向け、収集運搬車両に低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、収集ルートを見直すことにより業務の効率化を図るなど、エネルギー消費の削減に努めます。

#### ⑧ 一般廃棄物処理業の許可

##### ○収集運搬業

市の委託業者による収集運搬以外のごみの収集運搬については、現行の体制を維持していきます。また、今後の社会情勢の変化や事業系一般廃棄物排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討を加えることとします。なお、許可を受けた業者に対しては、本計画に加え、法律を遵守し、収集運搬するよう指導を行います。

##### ○処分業

本市のごみを処理している広域クリーンセンター大田原の施設では、リサイクルの推進が困難な食品残さなどの一般廃棄物について、処分業許可の取得による廃棄物処理が個別リサイクル法の趣旨に沿いかつ環境負荷の低減を実現する場合には、新たな許可の在り方について検討することとします。

## 7 中間処理・最終処分計画

### (1) 中間処理・最終処分に関する基本方針

本市では、将来にわたりごみ処理を安全かつ衛生的に安定して継続するため、那須地区広域行政事務組合と連携し、持続可能な循環型社会づくりに向けた処理システムの構築を推進します。

### (2) 中間処理・最終処分体制

#### ① 中間処理体制

##### ○中間処理の方法

本市のごみの中間処理は、広域クリーンセンター大田原で、現在の処理を継続します。市独自で実施している資源化に向けた中間処理も、現在の方法を継続します。

今後、新たに資源化品目が追加される場合には、中間処理の方法について、那須地区広域行政事務組合、那須町と協議し検討していきます。

##### ○中間処理施設の整備

広域クリーンセンター大田原の施設の適正な維持管理に協力していきます。また、施設の長寿命化を図るため、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までは焼却棟の基幹的設備改良工事、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まではリサイクル棟の基幹的設備改良工事を実施しています。

なお、次期施設については、今後、栃木県が策定する「ごみ処理広域化計画」を踏まえ、那須地区広域行政事務組合及び関係機関と協議し、検討していきます。

#### ② 最終処分体制

##### ○最終処分の方法

現在の那須グリーンネクサスでの処理は、令和 19(2037)年度で埋立を終了する計画となっています。

今後も計画終了までの期間は、既存施設での埋立処理を継続していきます。

##### ○最終処分場の整備

既存施設の埋立終了に向け、新たな最終処分場の確保が必要となります。ごみの最終処分は、区域内での確保が必要となることから、那須地区広域行政事務組合及び関係機関と連携していきます。

## 8 食品ロス削減計画

### (1) 食品ロス削減に関する基本方針

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、製造・販売・消費の各段階で発生しています。食品ロスの削減には、食べ物を無駄にしないという意識が大切です。本市でも、食品ロスの削減に向け市民、事業者、市が連携し取り組みます。

### (2) 食品ロス削減

#### ① 食品ロスの現状

国内の食品ロス発生量は、減少傾向で推移し、令和5(2023)年度は464万tとなっています。

表 2-3-3 食品ロス発生量の推移

単位：万t

年 度	事業系食品ロス	家庭系食品ロス	合 計
H27 2015	357	289	646
H28 2016	352	291	643
H29 2017	328	284	612
H30 2018	324	276	600
R1 2019	309	261	570
R2 2020	275	247	522
R3 2021	279	244	523
R4 2022	236	236	472
R5 2023	231	233	464

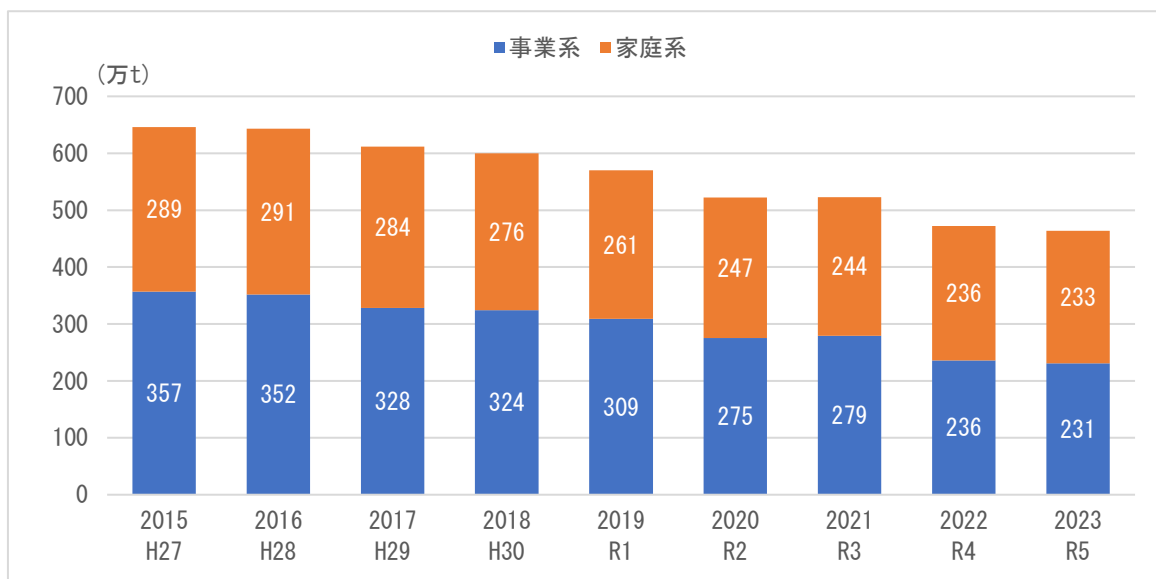


図 2-3-1 食品ロス発生量の推移

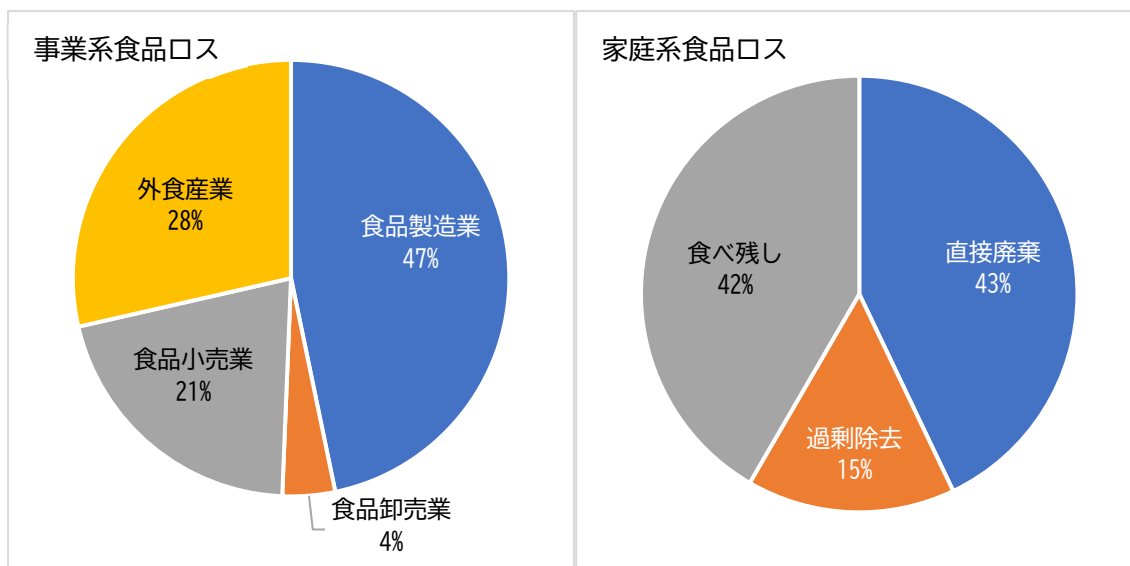


図 2-3-2 事業系・家庭系食品ロスの内訳

## ② 食品ロス削減に係る課題

SDGs（持続可能な開発目標）では、令和 12(2030)年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしています。国内の食品ロス発生量の目標は、令和 12(2030)年度 435 万 t で、目標の達成に向け、取り組んでいかなければなりません。

## ③ 取組内容

### ○日常生活での取組

- ◆ 消費期限内に使い切り、食べられる分だけの購入を促します。
- ◆ 消費期限や賞味期限の短いものや、陳列されている手前のもの選ぶ“てまえどり”を促します。
- ◆ 消費しきれない食品は、フードバンクや子ども食堂での活用を促します。
- ◆ 外食は、食べきれぬ分だけ注文し、残ってしまった食事の持ちかえりを促します。
- ◆ 宴会や会食等では、料理を食べきる行動を促します。

### ○事業活動での取組

- ◆ 適切な生産管理や在庫管理により無駄を出さないよう促します。
- ◆ 小売業者は、食品の“てまえどり”や消費期限の近いものを選びやすい工夫を行うとともに、食材の個別もしくは少量での販売を促します。
- ◆ 飲食店は、提供する食事の量の調整や残った食事の持ちかえりを促します。
- ◆ 余ってしまった食材等は、フードバンクや子ども食堂での活用を促します。
- ◆ 発生した食品廃棄物は、たい肥や飼料としての再生利用を促します。

## ○市の取組

- ◆ 市民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた情報の発信や“とちぎ食べきり15運動”、“3きり運動”等の普及啓発を行います。
- ◆ 市民や事業者が行うフードバンクや子ども食堂等の食品ロス削減に向けた活動を促進するため、積極的に情報の発信を行います。

## 9 その他の計画

### (1) ごみ適正処理の推進

#### ① 住みよいまちづくりの推進

市民及び来訪者が快適に暮らすことができる「住みよいまち大田原」の実現に向け、市民、事業者との協働による「ごみのないきれいなまちづくり」を推進するために、「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進します。

#### ② 資源ごみ持ち去り防止対策

ごみステーションに排出された古紙、アルミ缶等の資源ごみを、市の委託業者以外の者が持ち去る行為を防ぎ、再生利用を推進します。また、広域クリーンセンター大田原のごみ処理に係る大切な財源でもあることから、資源ごみ回収量の確保と市民の行政に対する信頼を確保します。

現在、防止対策として啓発看板の設置、廃棄物監視指導員等による監視を行っており、今後も継続した持ち去り防止対策の強化を推進します。特に社会的な影響が大きく、悪質であると判断される場合は、必要に応じて関係機関との連携により対応します。

#### ③ 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向け、監視やパトロールを実施していますが、年末年始や引っ越し時期のように、ごみの量が多い時期を中心に、地域住民の協力を得ながら、市職員、廃棄物監視指導員及び廃棄物監視員による巡回パトロールを継続して実施します。

なお、土地等の管理や不法投棄されたものの処理については、市民、事業者、市又は県等がそれぞれの所有者の責任において役割分担していきます。

#### ④ 無許可業者への対応

一般廃棄物の収集運搬を行うにあたっては許可が必要です。許可のない業者による不用品の回収、引っ越し時やハウスクリーニングの際に排出される家庭系ごみの処分やリフォーム工事の際に工事とは関係のない家財の処分を有償で請け負うことは、廃棄物処理法に抵触する恐れがあります。

家庭系ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知を行うとともに、違反行為を意図せず行っている業者には注意喚起や指導を行います。

また、悪質と判断される業者に対しては、法律などによる厳正な対応を含め、適正処理の推進を図ります。

## ⑤ 医療廃棄物処理対策

医療廃棄物は、在宅医療に伴って発生する廃棄物と医療機関等から発生する廃棄物に分類されます。このうち、在宅医療に伴って発生する廃棄物は一般廃棄物となります。

しかし、在宅医療で使用した注射針がごみとして排出されると、収集の際に針刺し事故等の危険性があるため、在宅医療で使用した注射針等は、医師会及び薬剤師会の協力のもと、特別管理一般廃棄物に準じて医療機関等で回収されています。市では、この回収システムをPRしていきます。

## ⑥ 資源ごみの適正処理

本市では、ごみの18分別による回収や小型家電リサイクル法に基づく回収体制の構築などの、様々な施策を実施し、市民のリサイクル意識が高揚し、成果を上げています。

しかし、資源ごみが海外輸出され不適正な最終処分が問題となっていることから、今後は、中間処理だけでなく資源ごみの用途にも市がより一層の責任を持ち、適正なりサイクル体制の構築に向けた施策を実施していきます。

## ⑦ ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化については、国、県が導入を推進し、栃木県内では25市町中14市町で有料化が行われています。近隣市町的那須塩原市、那須町、矢板市及びさくら市では既に指定袋へごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形で導入しています。ごみ処理の有料化は、ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減等の効果が期待されますが、不法投棄の増加、経済的弱者への負担増、野焼き等の不適正な処理の増加といった問題の発生が懸念されます。本市では処理料の上乗せはしていませんが、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみの一部（かん類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ）で指定袋制を導入し、有料化と類似した効果が得られていることから、有料化の導入は実施されていませんでした。

しかしながら、ごみ処理に係る経費の増加、さらなるごみの減量に向け、本市でもごみ処理の有料化の議論を進める必要が出てきました。

市民アンケートでは、有料化に反対が約40%と多いものの、賛成が約24%、どちらともいえないが36%あり、近隣市町の状況や近年の経済状況を踏まえ、一定の理解は得られると考えられます。

ごみ処理の有料化の導入に向け、袋の値段や種類等各種の課題を整理し、検討を進めます。

## (2) 災害廃棄物対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「災害廃棄物処理計画」に基づき、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とします。特に甚大な被害の場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定等」に基づき、県に応援を求め緊急事態に対処します。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### (1) 生活排水の処理に関する現状と目標（全域）

生活排水の処理については、次に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていきます。

表 3-1-1 生活排水処理に関する現状と目標

生活排水処理に関する現状と目標		現状： R6 (2024)年度		中間目標： R13 (2031)年度		目標： R18 (2036)年度	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道 (人)	35,690	52.9%	38,688	58.6%	39,795	61.9%
	農業集落排水施設等 (人)	3,386	5.0%	1,347	2.0%	0	0.0%
	合併処理浄化槽等 (人)	14,691	21.8%	14,870	22.5%	14,738	22.9%
	小計：汚水衛生処理人口 (人)	53,767	79.7%	54,905	83.2%	54,533	84.8%
	単独処理浄化槽 (人)	5,118	7.6%	4,137	6.3%	3,648	5.7%
	非水洗化人口 (人)	8,597	12.7%	6,948	10.5%	6,129	9.5%
	小計：未処理人口 (人)	13,715	20.3%	11,085	16.8%	9,777	15.2%
合計：総人口 (人)	67,482	100.0%	65,990	100.0%	64,310	100.0%	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量 (kL)	2,290		2,054		1,812	
	浄化槽汚泥量 (kL)	12,941		11,396		10,476	
	合計 (kL)	15,231		13,450		12,288	

※ 中間目標は計画中間年度(R12)の翌年、目標は計画最終年度(R17)の翌年の数値になります。

#### (2) 生活排水処理施設

##### ① 公共下水道

本市の公共下水道事業は、流域関連公共下水道の北那須処理区と特定環境保全公共下水道の黒羽処理区があり、「那珂川流域別下水道整備総合計画」（平成 24(2012)年度 栃木県）に包含されています。

##### ② 農業集落排水処理事業

本市には、4 地区の農業集落排水事業があり、いずれも整備は完了しています。このうち、荒井町島地区は、流域関連下水道に平成 27(2015)年度に接続を完了しており、現在は 3 地区となっています。今後、特定環境保全公共下水道への編入を行う予定となっています。

##### ③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、台所や風呂からの生活排水と水洗便所の排水を併せて処理する施設で、公共下水道及び農業集落排水事業の区域外の市全域で個人設置を推進しています。

また、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換も進められています。

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

### (1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、那須地区広域行政事務組合の許可業者が行っています。

### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理

本市のし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、那須地区広域行政事務組合が運営する第2衛生センターで行っています。中間処理後の汚泥は、焼却され那須地区広域行政事務組合が設置運営する那須グリーンネクサスで最終処分し、中間処理後の水は、那珂川へ放流しています。

表 3-2-1 処理施設の概要

施設名	第2衛生センター
所在地	栃木県那須塩原市越堀 659 番地 2
処理能力	150kL/日
処理方式	標準脱窒素処理+高度処理

## 第3節 生活排水処理の課題

### (1) 公共下水道整備区域の拡大

公共下水道整備の中心が市街地から郊外へ移行していることから、下水道未整備区域については、整備効率を考え、整備を進める必要があります。

### (2) 公共下水道への接続

令和 6(2024)年度の本市の公共下水道の整備が行われた区域における下水道への接続率は、87.6%となっています。公共用水域の水質の保全のため、下水道の整備が行われた区域では下水道へ早期に接続し、生活排水を処理する必要があります。未接続世帯等に対して、下水道への早期接続について、啓発する必要があります。

### (3) 合併処理浄化槽への転換

公共下水道整備事業は、他事業に比べて財政規模が大きく、全体計画区域全域を整備するためには長期間を要する事業になります。そのため、下水道の整備が見込まれない区域においては、水環境の保全のため合併処理浄化槽を整備する必要があります。

近年は、単独処理浄化槽と汲み取り便槽を使用している家庭から、台所、洗濯、風呂等の生活雑排水を未処理のまま放流していることが、水質汚濁の要因の一つと考えられています。

そのため、単独処理浄化槽と汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換することは、重要な課題であり、生活排水を適正に処理するため啓発する必要があります。

#### (4) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

処理性能を維持するために合併処理浄化槽は、浄化槽法第 10 条に基づく年 1 回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられ、第 11 条に基づく年 1 回の処理水質の法定検査を行う必要があります。水環境保全のため、適切な維持管理を行うことの周知及び年 1 回の法定検査の受検率を向上させるための啓発が必要となります。

### 第 4 節 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理の施策

- ◆ 生活排水の公共用水域への影響に関する情報を提供し、処理の推進に向けた市民、事業者の意識啓発を図ります。
- ◆ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域では、接続率の向上に向けた普及啓発を行います。
- ◆ 公共下水道及び農業集落排水施設は、適切な施設の維持管理を行い、機能を維持するとともに施設の長寿命化を図ります。
- ◆ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に向けた啓発を行います。
- ◆ 合併処理浄化槽を設置する市民への補助を行います。浄化槽設置整備事業については、表 3-4-1 のとおり実施していきます。
- ◆ 合併処理浄化槽の機能を確保し、良好な水質を維持するため、定期的な保守点検等の維持管理が必要です。合併処理浄化槽の適正な維持管理及び法定検査の受検について、浄化槽管理者（市民、事業者）に周知します。
- ◆ 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置について、適切な業者による工事の実施を市民、事業者にも周知します。

表 3-4-1 浄化槽設置整備事業

事業名称	浄化槽設置整備事業
現有設備の内容	
直近の整備済み基数（基） 令和6(2024)年度	40基
処理人口（人）	131人
整備計画（中間目標値）	
整備計画基数（基）	250基
整備計画人口（人）	805人
事業期間	令和8(2026)年度～令和12(2030)年度
整備計画（目標値）	
整備計画基数（基）	500基
整備計画人口（人）	1,610人
事業期間	令和13(2031)年度～令和17(2035)年度

## (2) し尿・浄化槽汚泥の施策

- ◆ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、今後も那須地区広域行政事務組合の許可業者で行います。
- ◆ し尿・浄化槽汚泥の運搬経路は、運搬車の集中を防止し、走行による環境負荷の低減を図るためルートを検討します。
- ◆ し尿・浄化槽汚泥の処理は、今後も那須地区広域行政事務組合の第2衛生センターで行い、施設の維持管理等に協力します。



第2衛生センター

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の周知

ごみの発生抑制、再使用、再生利用と生活排水処理を推進し本計画の目標を達成するためには、市民、事業者、市が協働で取り組んでいく必要があります。そのため、本計画を広報やホームページ等により広く公開し、積極的な周知に努めます。

また、計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、市のごみ処理に関する最新情報を、市民、事業者、さらには許可業者に対し啓発に努めます。

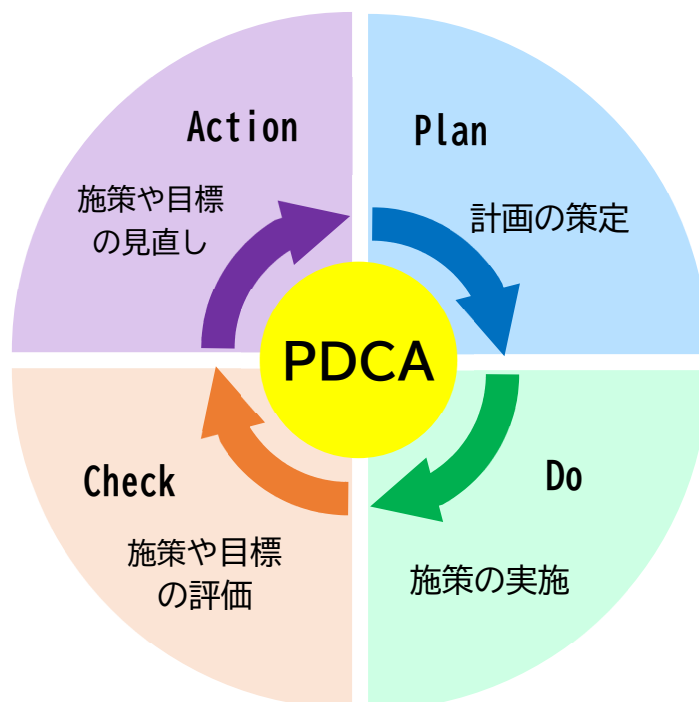
### 2 実施計画等の策定

本計画に掲げる目標の達成に向け、計画の方針や施策をより具体化した「一般廃棄物処理実施計画」を策定し推進していきます。また、資源ごみの分別収集については、「分別収集計画」を策定し推進します。

### 3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするためには、取組状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック、評価し、施策の改善を行う必要があります。

そのため、本計画は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的な改善を図っていきます。



### 4 ごみ問題検討委員会

市民、関係機関、学識経験者等により組織する大田原市ごみ問題検討委員会にて、総合的なごみ処理行政のあり方についての調査や新たな施策の実施方法、本計画の進捗状況の検討を行います。



資料編



## 資料編

### 1 ごみ排出量の予測

#### (1) 予測方法

計画の目標である一人 1 日当たりのごみ排出量、ごみ資源化率について、それぞれ過去 10 年間の値を用い予測し、さらに一人 1 日当たりのごみ排出量に将来人口を乗じたものを、ごみの総排出量とします。

#### (2) 予測計算式

将来人口については、大田原市人口ビジョンの将来展望人口を採用します。

一人 1 日当たりのごみ排出量及びごみ資源化率は、「ごみ処理施設構造指針解説（社団法人全国都市清掃会議）」に示された次の 5 つの方法により推計します。各方法により推計した結果の内、現状最終年度実績値（令和 6(2024)年度）に最も近い結果となったものを採用することを基本とします。

ごみ排出量は、将来人口と一人 1 日当たりのごみ排出量を乗じて推計します。

##### ①一次傾向線： $y=ax+b$

増加又は減少傾向がはっきり出る。ただし、実績に増減がある場合は、正確さが劣る。

##### ②二次傾向線： $y=ax^2+bx+c$

実績が穏やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減量になる場合等は傾向が極端に出る。

##### ③一次指数曲線： $y=a*\exp(bx)$

実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向がある場合は正確さがあり、これ以外では極端な傾向となる。

##### ④べき乗曲線： $y=a*x^b$

初年度近辺の値に対して年数が増えるごとに、ある程度のべき係数（ $b$  乗）で増又は減を繰り返す式であり、比較的あてはまりがよい傾向にある。

##### ⑤対数曲線： $y=a*\ln(x)+b$

過去の実績が直線的ではなく、増加または減少傾向が緩やかになっていくことが予測される場合に採用する。

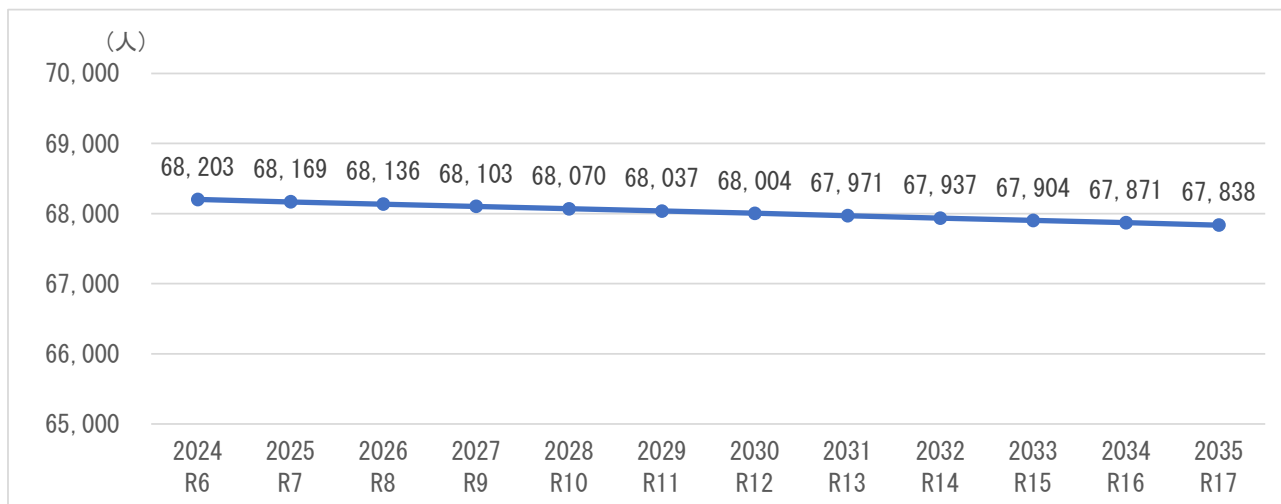
### (3) 予測結果

#### ① 人口

大田原市人口ビジョンの令和 22(2040)年の将来展望人口 (67,672 人) と令和 6(2024)年の人口を用い、直線で補完し各年度の人口を推計しました。人口は減少傾向で推移すると予測されます。

< 人口の予測結果 >

年 度	人口 (人)
R6 2024	68,203
R7 2025	68,169
R8 2026	68,136
R9 2027	68,103
R10 2028	68,070
R11 2029	68,037
R12 2030	68,004
R13 2031	67,971
R14 2032	67,937
R15 2033	67,904
R16 2034	67,871
R17 2035	67,838



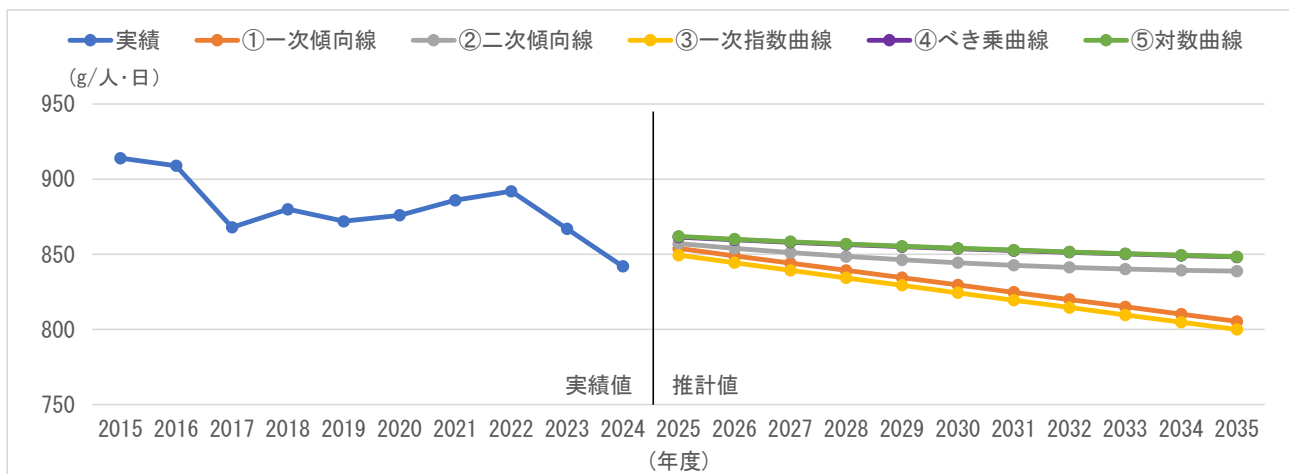
## ② 一人1日当たりのごみ排出量

実績値にばらつきがあるものの、減少傾向で推移しており、どの予測計算式も一時的に増加するものの減少傾向となります。最終年度（2024年度）実績値に最も近い②二次傾向線を採用します。

< 一人1日当たりのごみ排出量の予測結果 >

年度	実績
2015	914
2016	909
2017	868
2018	880
2019	872
2020	876
2021	886
2022	892
2023	867
2024	842

	①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤対数曲線
	$y=ax+b$	$y=ax^2+bx+c$	$y=a*\exp(bx)$	$y=a*x^b$	$y=a*\ln(x)+b$
a=	-4.8485	0.1439	907.43	912.52	-21.01
b=	907.2	-6.4318	-0.006	-0.024	912.34
c=		910.43			
差	12.4	2.4	17.6	11.8	12.1
順位	4	1	5	2	3
		採用			
年度					
2025	853.9	857.1	849.5	861.5	862.0
2026	849.0	854.0	844.4	859.7	860.1
2027	844.2	851.1	839.3	858.0	858.5
2028	839.3	848.6	834.3	856.5	856.9
2029	834.5	846.3	829.3	855.1	855.4
2030	829.6	844.4	824.4	853.8	854.1
2031	824.8	842.7	819.4	852.5	852.8
2032	819.9	841.3	814.5	851.4	851.6
2033	815.1	840.2	809.7	850.3	850.5
2034	810.2	839.4	804.8	849.2	849.4
2035	805.4	838.8	800.0	848.2	848.4



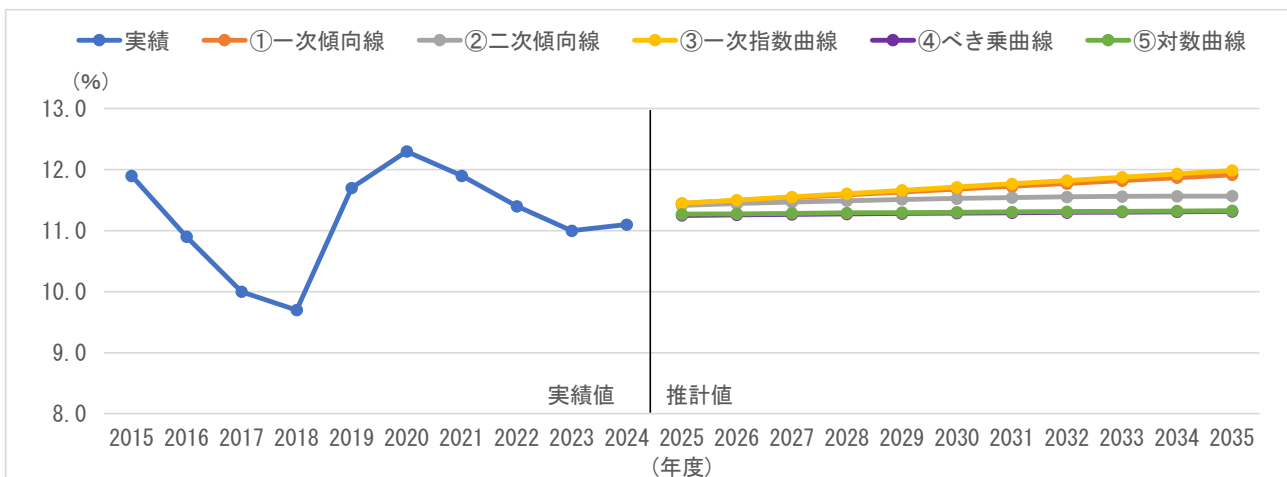
### ③ ごみ資源化率

実績値にばらつきがあり、僅かに増加傾向で推移しており、どの予測計算式も増加もしくは一定となっています。最終年度（2024年度）実績値に最も近い④べき乗曲線を採用します。

< ごみ資源化率の予測結果 >

年度	実績
2015	11.9
2016	10.9
2017	10.0
2018	9.7
2019	11.7
2020	12.3
2021	11.9
2022	11.4
2023	11.0
2024	11.1

	①一次傾向線 $y=ax+b$	②二次傾向線 $y=ax^2+bx+c$	③一次指数曲線 $y=a*\exp(bx)$	④べき乗曲線 $y=a*x^b$	⑤対数曲線 $y=a*\ln(x)+b$
a=	0.0467	-0.0015	10.883	11.013	0.0888
b=	10.933	0.0633	0.0046	0.0089	11.056
c=		10.9			
差	0.6	0.4	0.6	0.2	0.2
順位	4	3	5	1	2
				採用	
年度					
2025	11.4	11.4	11.4	11.3	11.3
2026	11.5	11.4	11.5	11.3	11.3
2027	11.5	11.5	11.6	11.3	11.3
2028	11.6	11.5	11.6	11.3	11.3
2029	11.6	11.5	11.7	11.3	11.3
2030	11.7	11.5	11.7	11.3	11.3
2031	11.7	11.5	11.8	11.3	11.3
2032	11.8	11.6	11.8	11.3	11.3
2033	11.8	11.6	11.9	11.3	11.3
2034	11.9	11.6	11.9	11.3	11.3
2035	11.9	11.6	12.0	11.3	11.3

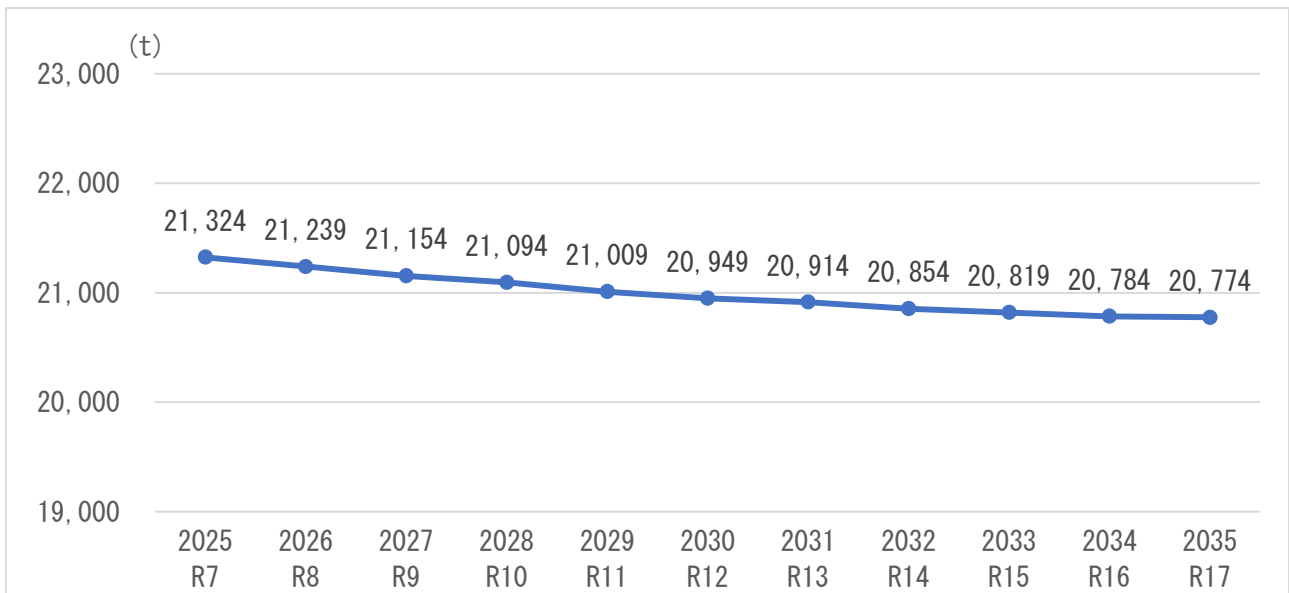


#### ④ ごみの総排出量

ごみの総排出量は、将来人口及び一人1日当たりのごみ排出量とも減少するため、減少すると予測されます。

< ごみ総排出量の予測結果 >

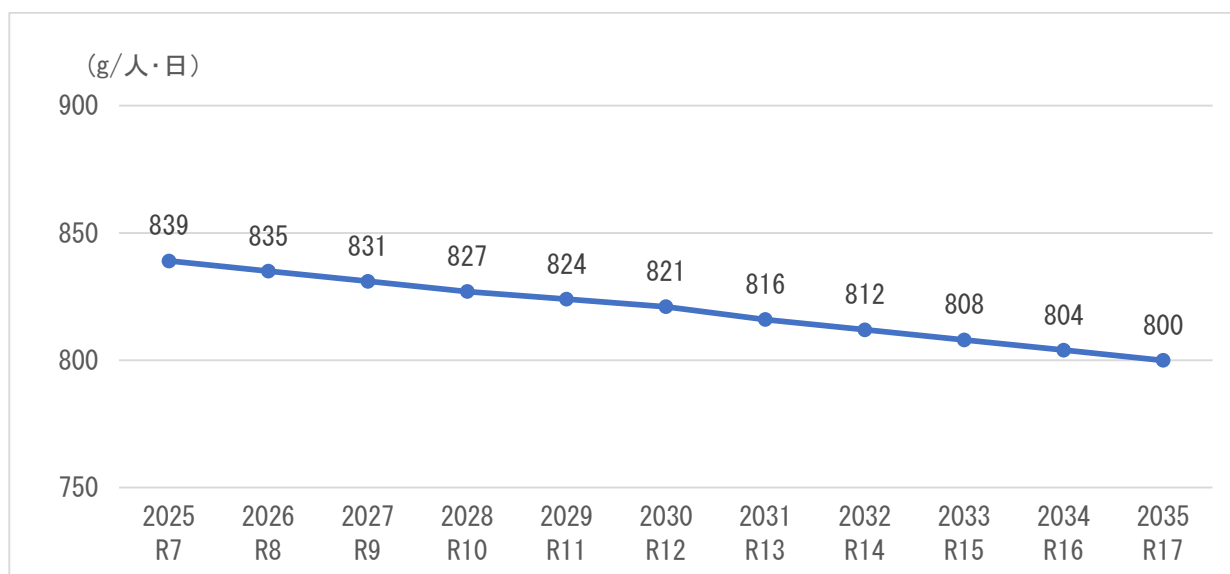
年 度	ごみ総排出量 (t)
R7 2025	21,324
R8 2026	21,239
R9 2027	21,154
R10 2028	21,094
R11 2029	21,009
R12 2030	20,949
R13 2031	20,914
R14 2032	20,854
R15 2033	20,819
R16 2034	20,784
R17 2035	20,774



## 2 計画の目標値の年度ごとの値

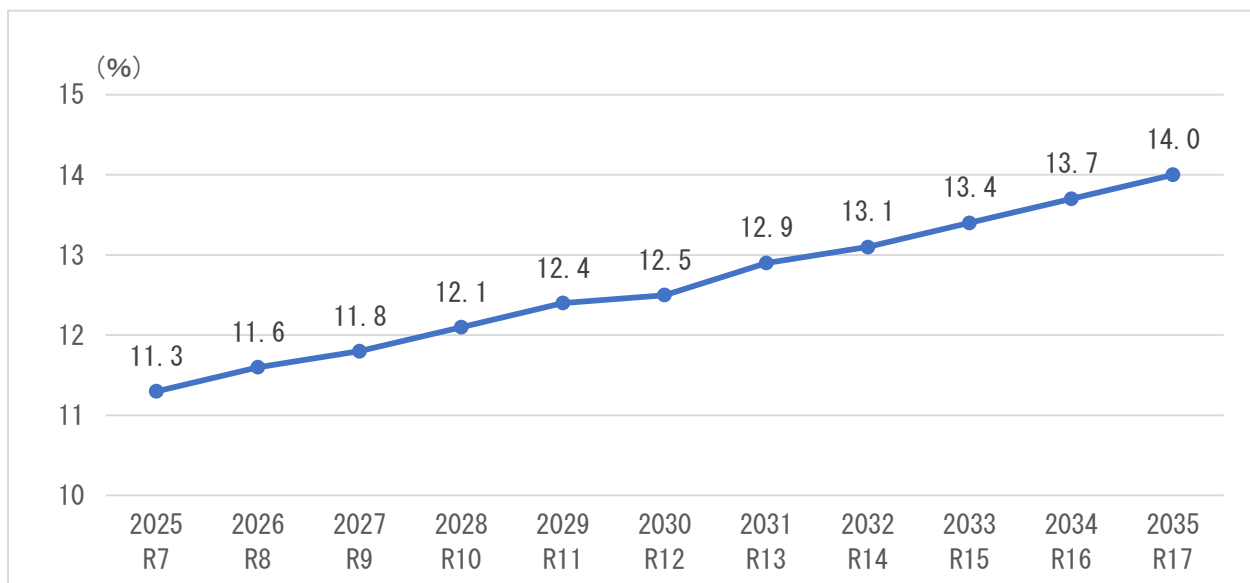
### ① 一人1日当たりのごみ排出量

年 度	一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
R7 2025	839
R8 2026	835
R9 2027	831
R10 2028	827
R11 2029	824
R12 2030	821
R13 2031	816
R14 2032	812
R15 2033	808
R16 2034	804
R17 2035	800



## ② ごみ資源化率

年 度	ごみ資源化率 (%)
R7 2025	11.3
R8 2026	11.6
R9 2027	11.8
R10 2028	12.1
R11 2029	12.4
R12 2030	12.5
R13 2031	12.9
R14 2032	13.1
R15 2033	13.4
R16 2034	13.7
R17 2035	14.0



### 3 ごみ問題に関する市民アンケート結果

#### (1) 調査概要

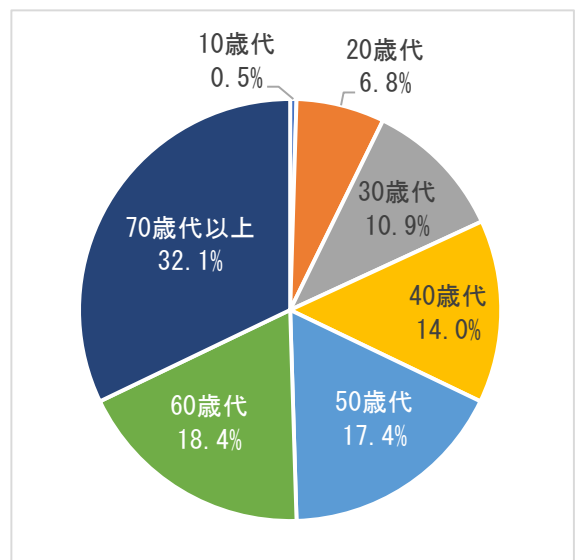
対象者	18歳以上の市民1,000人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7(2025)年6月25日～令和7(2025)年7月10日
回答数及び回収率	回答数 414人 (郵便による回答 326人、インターネットによる回答 88人) 回収率 41.4%

#### (2) 調査結果

##### 質問1 回答者について

##### (1) 年齢

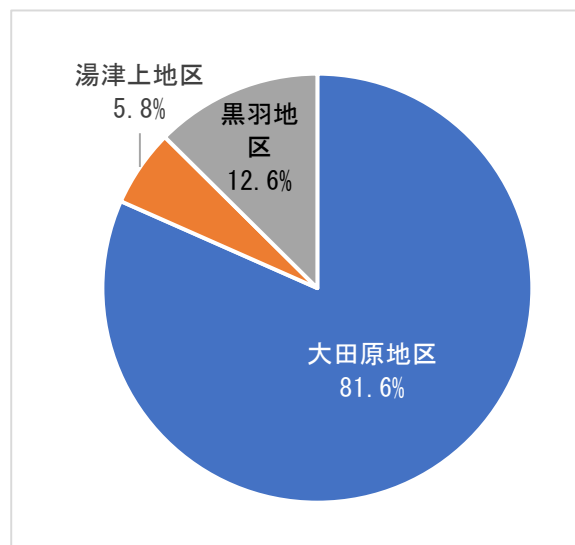
選択肢	回答数	構成比
10歳代	2	0.5%
20歳代	28	6.8%
30歳代	45	10.9%
40歳代	58	14.0%
50歳代	72	17.4%
60歳代	76	18.4%
70歳代以上	133	32.1%
合計	414	100.0%



「70歳代以上」が最も多く、60歳代と70歳代で50%を超えています。インターネットの回答は、「10歳代」が50%、20歳代～40歳代は35～40%となっています。

##### (2) 居住地区

選択肢	回答数	構成比
大田原地区	338	81.6%
湯津上地区	24	5.8%
黒羽地区	52	12.6%
合計	414	100.0%

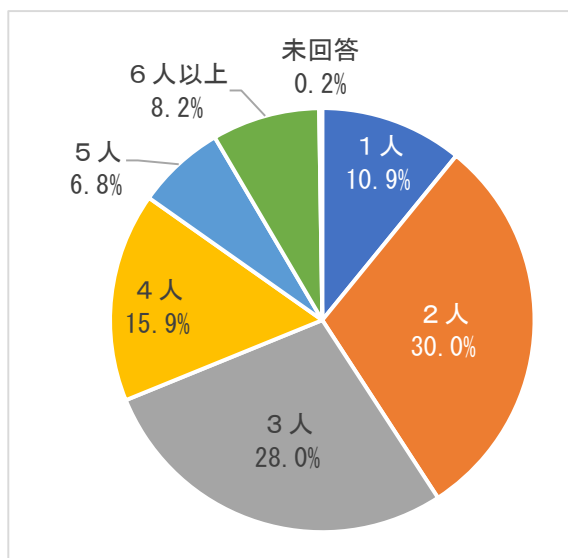


「大田原地区」が80%を超えています。

(3) 世帯人数

選択肢	回答数	構成比
1人	45	10.9%
2人	124	30.0%
3人	116	28.0%
4人	66	15.9%
5人	28	6.8%
6人	34	8.2%
未回答	1	0.2%
合計	414	100.0%

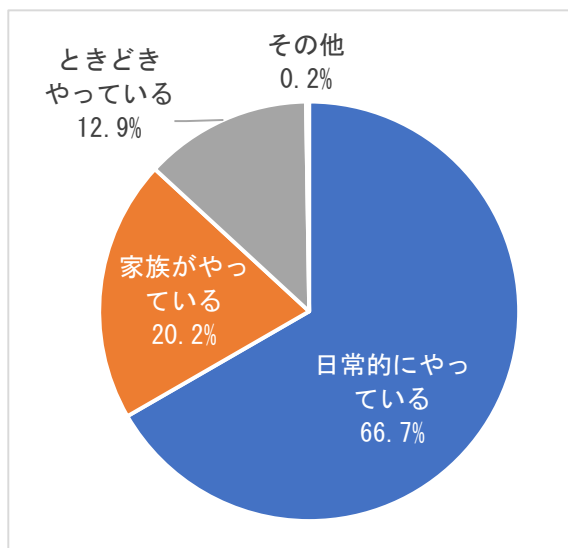
「2人世帯」が30%、次いで「3人世帯」、  
「4人世帯となっています。



(4) 回答者の家事の実施状況

選択肢	回答数	構成比
日常的にやっている	274	66.2%
家族がやっている	83	20.0%
ときどきやっている	53	12.8%
その他	1	0.2%
未回答	3	0.7%
合計	414	100.0%

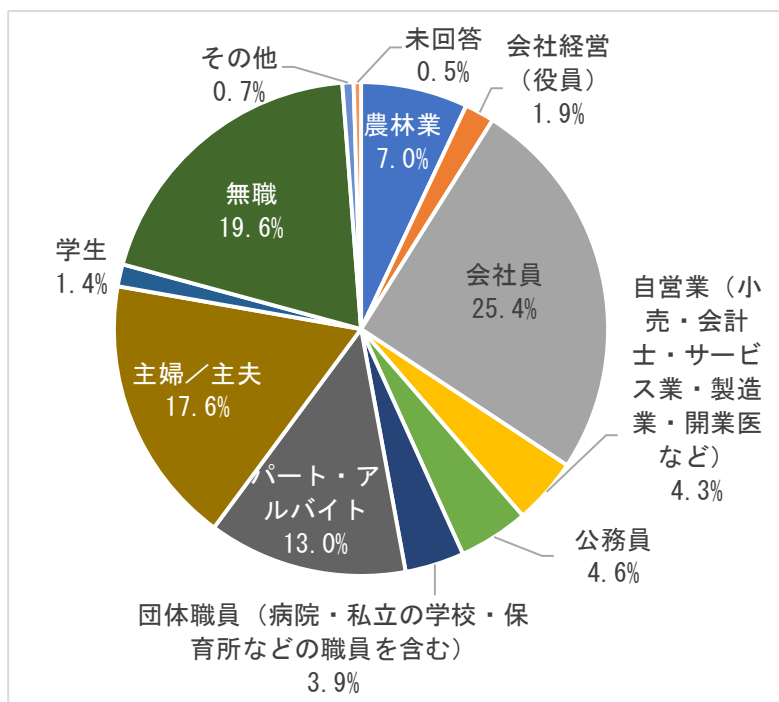
「日常的に家事をやっている」との回答が  
66%となっていました。



(5) 職業

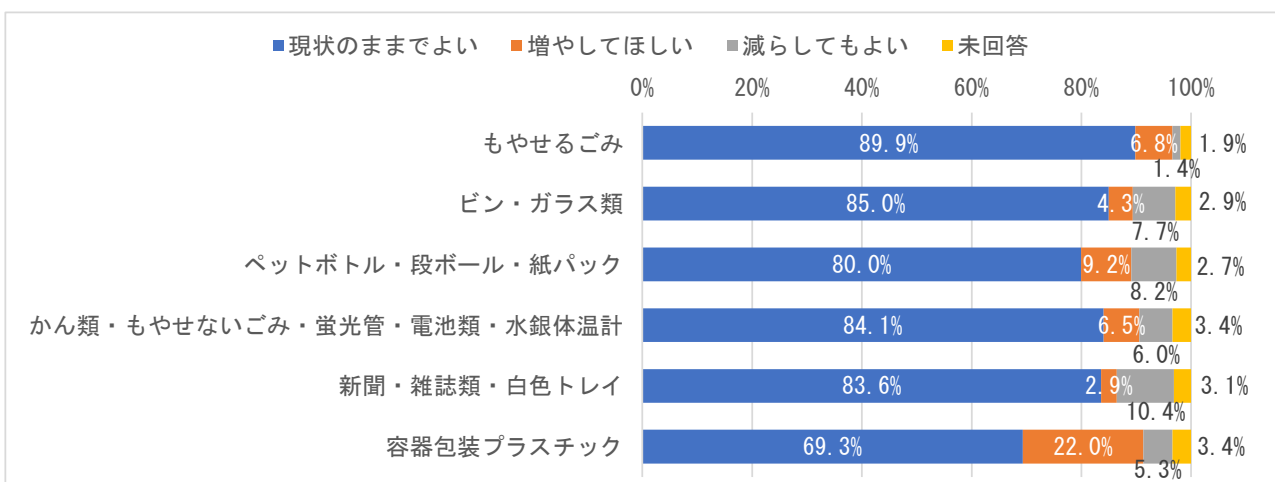
選択肢	回答数	構成比
農林業	29	7.0%
会社経営（役員）	8	1.9%
会社員	105	25.4%
自営業（小売・会計士・サービス業・製造業・開業医など）	18	4.3%
公務員	19	4.6%
団体職員（病院・私立の学校・保育所などの職員を含む）	16	3.9%
パート・アルバイト	54	13.0%
主婦/主夫	73	17.6%
学生	6	1.4%
無職	81	19.6%
その他	3	0.7%
未回答	2	0.5%
合計	414	100.0%

「会社員」が最も多く、次いで「無職」、「主婦/主夫」となっています。



## 質問2 ごみの収集頻度について

選択肢	もやせるごみ	ビン・ガラス類	ペットボトル・段ボール・紙パック	かん類・もやせないごみ・蛍光管・電池類・水銀体温計	新聞・雑誌類・白色トレイ	容器包装プラスチック
現状のままでよい	372	352	331	348	346	287
増やしてほしい	28	18	38	27	12	91
減らしてもよい	6	32	34	25	43	22
未回答	8	12	11	14	13	14

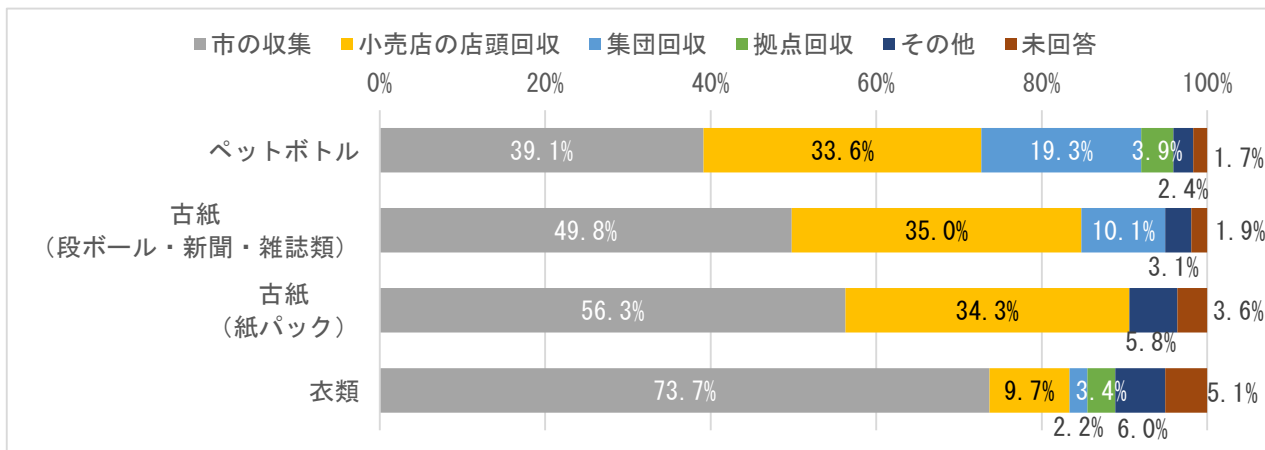


すべての質問で、「現状のままでよい」の回答が最も多くなっています。

容器包装プラスチックは、「増やしてほしい」の回答も多く、新聞・雑誌類・白色トレイは「減らしてもよい」の回答が多くなっています。近年の紙媒体の減少や、容器包装プラスチック分別への市民の理解の高さなどが反映された結果となっています。

質問3 資源ごみの排出先

選択肢	ペットボトル	古紙（段ボール・新聞・雑誌類）	古紙（紙パック）	衣類
市の収集	162	206	233	305
小売店の店頭回収	139	145	142	40
集団回収	80	42	—	9
拠点回収	16	—	—	14
その他	10	13	24	25
未回答	7	8	15	21



資源ごみの排出先は、「市の収集」が最も多くなっていますが、衣類以外は「小売店の店頭回収」が30%を超えています。

利便性の高さや店舗での啓発などから、「小売店での店頭回収」が浸透しています。

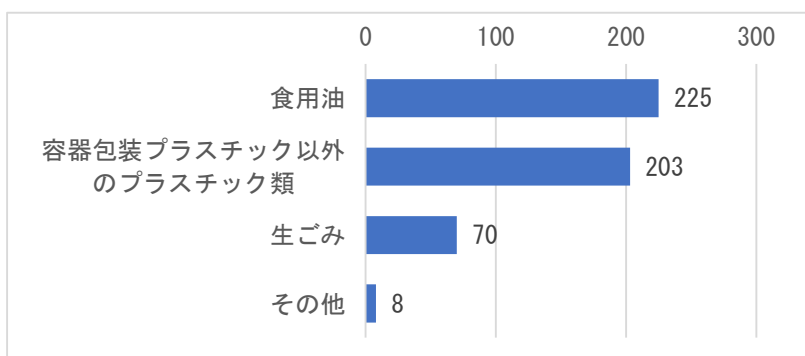
「その他」として、古紙については「新聞販売店」や「業者の引き取り」、衣類については「リサイクルショップ」との回答がありました。

質問4 今後資源化を進めて欲しいごみ

選択肢	回答数
食用油	225
容器包装プラスチック以外のプラスチック類	203
生ごみ	70
その他	8

「食用油」、「容器包装プラスチック以外のプラスチック類」の資源化を望む声が多くなっています。

「その他」として、「発泡スチロール」、「衣類」、「リチウムバッテリー」などの充電池などがありました。

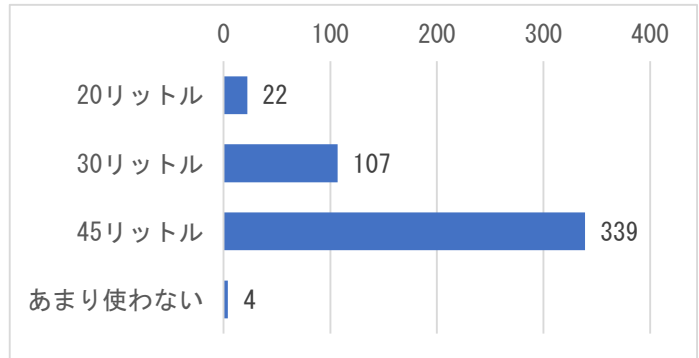


質問5 指定ごみ袋について

(1) 利用頻度の高いごみ袋

○もやせるごみ

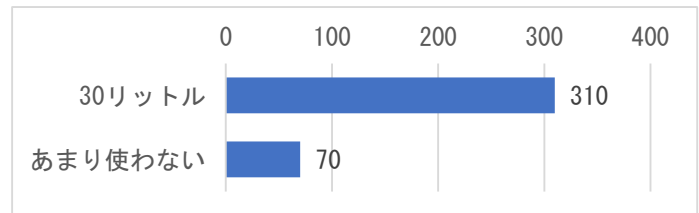
選択肢	回答数
20リットル	22
30リットル	107
45リットル	339
あまり使わない	4



もやせるごみは、「45リットル」の利用が最も多くなっています。

○もやせないごみ

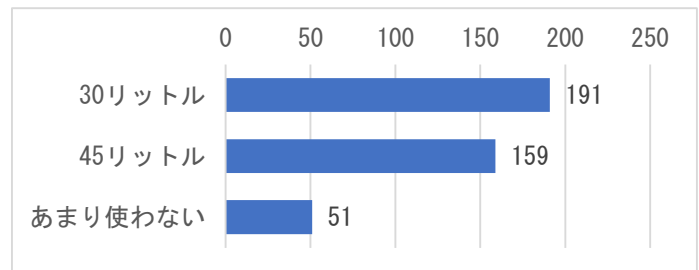
選択肢	回答数
30リットル	310
あまり使わない	70



もやせないごみは、「30リットル」以外はないため利用も多くなっていますが、「あまり使わない」の回答も多くなっています。

○かん類

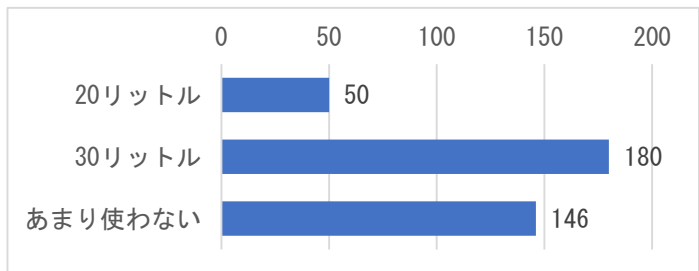
選択肢	回答数
30リットル	191
45リットル	159
あまり使わない	51



かん類は「30リットル」「45リットル」とも同じくらい利用されています。

○ガラス類

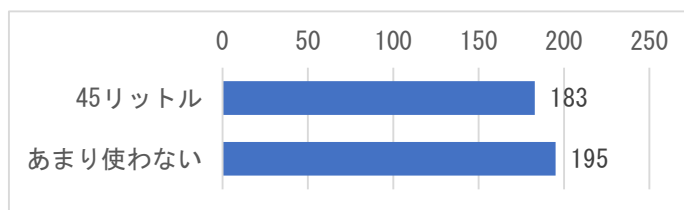
選択肢	回答数
20リットル	50
30リットル	180
あまり使わない	146



ガラス類は「30リットル」の利用が多くなっていますが、「あまり使わない」の回答も多く、排出が少ないことがうかがえます。

### ○ペットボトル

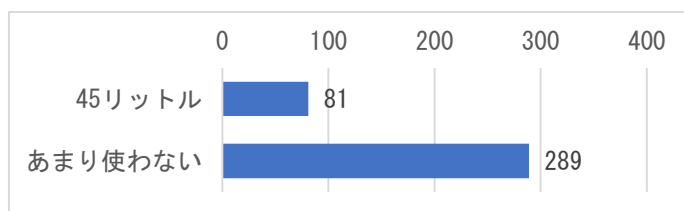
選択肢	回答数
45リットル	183
あまり使わない	195



ペットボトルは「あまり使わない」の回答が多く、市の収集ではなく小売店の店頭回収等の利用が、日常になっていることがうかがえます。

### ○白色トレイ

選択肢	回答数
45リットル	81
あまり使わない	289



白色トレイは「あまり使わない」の回答が多く、市の収集ではなく小売店の店頭回収等の利用が、日常になっていることがうかがえます。

## (2) 指定ごみ袋への意見や要望

### ○種類について

意見・要望	回答数
多すぎる	9
3種類ぐらいにして半透明袋を増やして欲しい	4
白色トレイとプラスチックと一緒にしてはどうか	1
需要がない袋は必要ない	1

### ○大きさについて

意見・要望	回答数
もやせないごみ 45L 欲しい	10
もやせないごみ小さいのが欲しい	6
もっと大きくして欲しい	4
ガラス類は大きすぎる	4
もやせるごみはもう少し大きいのが欲しい	3
もっと小さいほうがいい	3
かん類 20L があるといい	3
45L のごみ袋が市販のものより小さい	2
もやせるごみ以外にも 20L、30L があるといい	1
ガラス類に 20L があるのを知らなかった	1
もやせるごみ袋は 45L だけでいい	1
もやせるごみの大きさの種類を減らしては	1

○その他

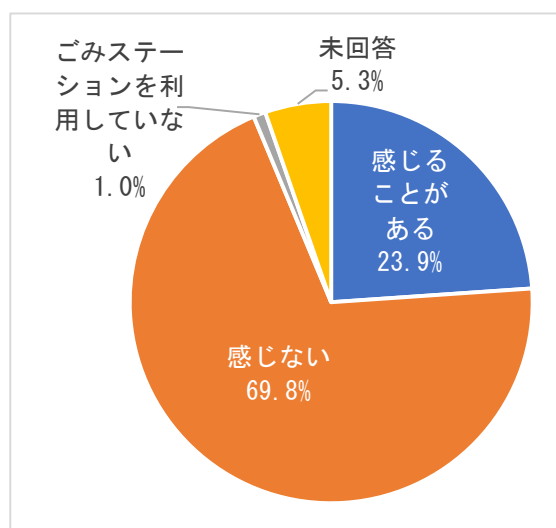
意見・要望	回答数
ごみ袋を安くして欲しい	10
ごみ袋が破れやすい	4
ペットボトルは指定袋ではなくして欲しい	4
プラスチック用指定袋の導入希望	3
ロールだと切り離すときにやぶれてしまう	2
かん類はカゴ回収にして欲しい	1
名前記入欄はいらなと思う	1
20Lの袋が売っていない	1
ごみ袋の不良がある	1
店によって袋の値段が違う	1
年配者に指定品目をわかりやすくしてほしい	1
ガラス類はビンの箱と同じにしてはどうか	1
高くても良いので厚手が欲しい	1
かんやペットボトルを潰してすてたい	1
仕事を増やすよりごみと同じく減らすことを考えてください	1
たまにしかないものは市販の袋にして欲しい	1

質問6 ごみステーションの不便や不快について

選択肢	回答数	構成比
感じることもある	99	23.9%
感じない	289	69.8%
ごみステーションを利用していない	4	1.0%
未回答	22	5.3%
合計	414	100.0%

ごみステーションへの不便や不快を「感じない」との回答が約70%となっています。「ごみステーションを利用していない」との回答もありました。

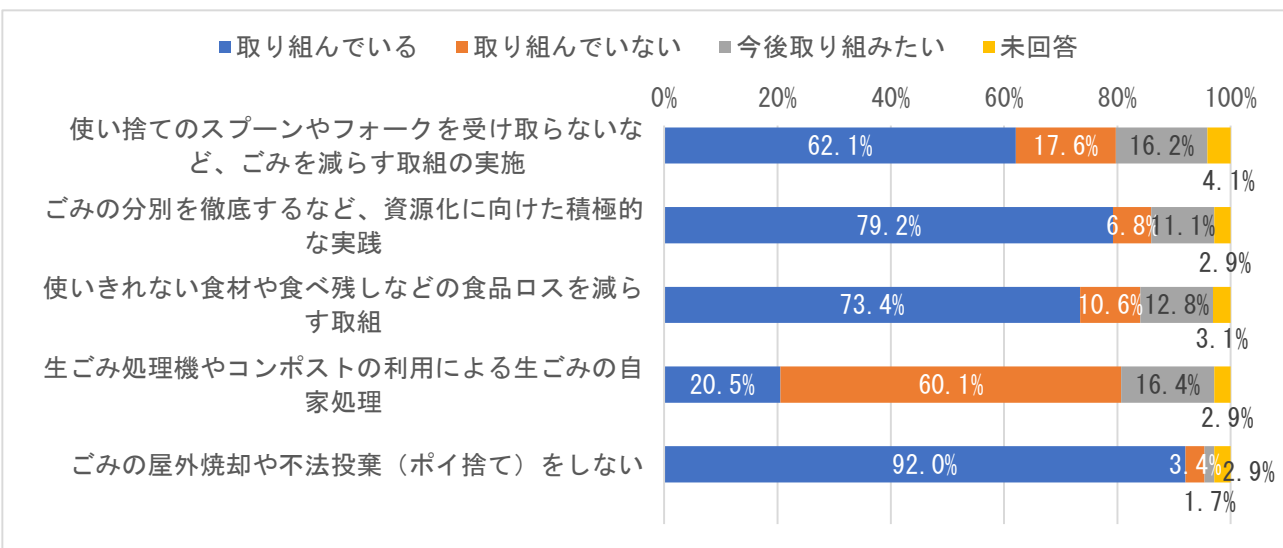
「感じることもある」の理由は、次ページになります。



意見・要望	回答数
カラスに荒らされる	16
遠い	15
地区外の人がすてていく	10
指定日以外にごみを出す人がいる	8
回収されない違反ごみが残ってしまう	6
分別されていない	4
専用のごみ置き場が欲しい	4
掃除当番への不満	4
ごみ置き場の修理・修繕	3
せまい	3
記名がない	3
草や木を大量に出す人がいる	3
長期休みに回収がない	2
不衛生	2
粗大ごみは別料金といわれた	1
公民館によって大きさが異なる	1
地区に1か所なので大変	1
市でステーション管理をやって欲しい	1
ステーションを使うためにお金をとられた	1
ルールを守らないで出す人がいる	1
アパートにはごみステーションもつくって欲しい	1
仕事の関係で当日出す事が困難な時もあるため、不便である。	1
ごみ袋を縛らないで出す家庭がある	1
ごみステーション前に駐車する人がいる	1
地区で出す場所が決まっていると近くにあっても出せないのが不便	1

質問7 ごみの減量化・資源化に向けた取組状況

	取り組んでいる	取り組んでいない	今後取り組みたい	未回答
使い捨てのスプーンやフォークを受け取らないなど、ごみを減らす取組の実施	257	73	67	17
ごみの分別を徹底するなど、資源化に向けた積極的な実践	328	28	46	12
使いきれない食材や食べ残しなどの食品ロスを減らす取組	304	44	53	13
生ごみ処理機やコンポストの利用による生ごみの自家処理	85	249	68	12
ごみの屋外焼却や不法投棄（ポイ捨て）をしない	381	14	7	12



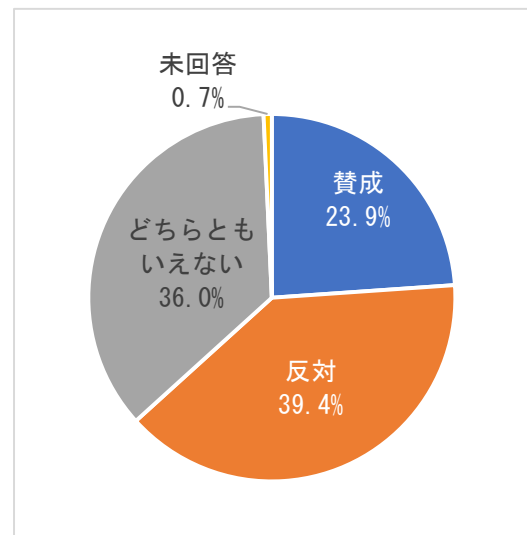
「生ごみ処理機やコンポストの利用による生ごみの自家処理に取り組んでいる」、との回答は低くなっていますが、それ以外は「取り組んでいる」の回答が多くなっています。ごみ減量化・資源化に向けた取組は市民の中に浸透していると思われます。

質問8 ごみ処理の有料化

(1) 有料化への考え

選択肢	回答数	構成比
賛成	99	23.9%
反対	163	39.4%
どちらともいえない	149	36.0%
未回答	3	0.7%
合計	414	100.0%

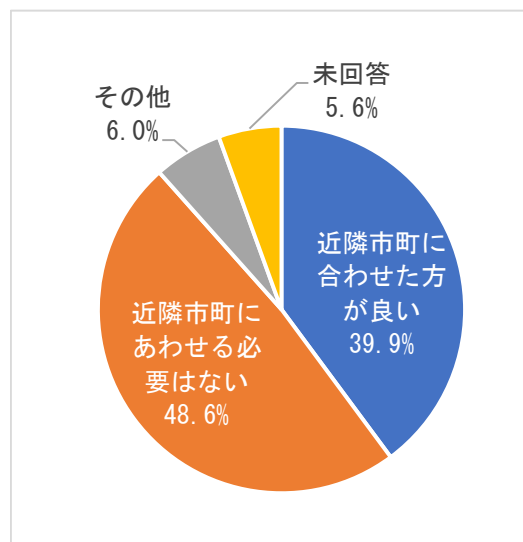
有料化に「反対」の回答は約40%で最も多くなっていますが、「どちらともいえない」の回答も36%となっています。



(2) 袋の価格への考え

選択肢	回答数	構成比
近隣市町に合わせた方が良い	165	39.9%
近隣市町にあわせる必要はない	201	48.6%
その他	25	6.0%
未回答	23	5.6%
合計	414	100.0%

「近隣市町にあわせる必要はない」が49%となっています。

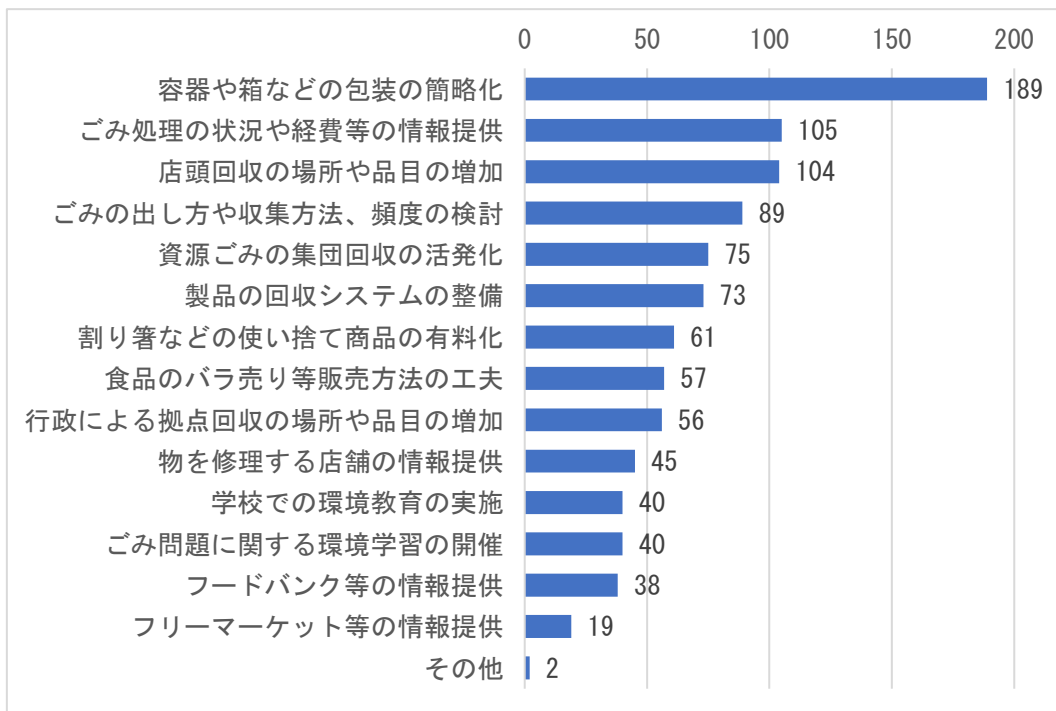


「その他」の意見は、以下になります。

意見等	回答数
安くして欲しい	6
いまのままがよい	5
不法投棄が増えないような価格設定	3
必要な財源分だけ価格転嫁すれば良いと思う	2
ごみ処理を有料化するなら袋は無料に	2
10円程度で良いのでは	1
袋代からどれくらいごみ処理費用にまわせるかだと思う	1
高い	1

質問9 ごみの減量化や資源化の推進に向けた取組

選択肢	回答数
容器や箱などの包装の簡略化	189
ごみ処理の状況や経費等の情報提供	105
店頭回収の場所や品目の増加	104
ごみの出し方や収集方法、頻度の検討	89
資源ごみの集団回収の活発化	75
製品の回収システムの整備	73
割り箸などの使い捨て商品の有料化	61
食品のバラ売り等販売方法の工夫	57
行政による拠点回収の場所や品目の増加	56
物を修理する店舗の情報提供	45
学校での環境教育の実施	40
ごみ問題に関する環境学習の開催	40
フードバンク等の情報提供	38
フリーマーケット等の情報提供	19
その他	2



「容器や箱などの包装の簡略化」、「ごみ処理の状況や経費等の情報提供」、「店頭回収の場所や品目の増加」などを推進したら良いとの回答が多くなっていました。推進したい取組には、市が行うこと、事業者や市民と協働して取り組むことなどありました。

質問 10 ごみに関する意見や要望（自由記述）

ごみの減量化・資源化	23 件
質問 9 について、良いと思うものは全部だと思えます。	
食品など、過度に包みすぎていると思えます。	
コンポスト（生ごみ）の無料配布があれば、生ごみが減ると思う。	
生ごみ処理機を使用していた時、もぐらが発生するようになった。 生ごみ処理機を設置する場所がなく、使用するのには問題あり。（適当な設置場所がない）	
これ以上分別を増やさないで欲しい。	
ごみの減量化は、ひとりひとりの心がけが大事。この心がけを浸透させる策を講じて欲しい。 成功した行政等があれば、模倣も 1 つの策。	
過剰包装を減らしたり、パック食品の包装を自然の物に変更するなどして、企業とコミュニケーションを取りながら（企業を巻き込み）ごみ問題に取り組んでどうか。	
小型家電の処理方法の周知徹底。	
プラスチックごみの分別状況を見ていると、近隣の方では分別していない方が多い。 もっと周知を徹底すべき。何のための分別なのか。広報を見ていない人はわからない。	
生ごみやせん定した木を庭土として使えるよう、処理機を購入した際の補助金があると良いと思えます。	
生ごみのリサイクルは保管時間が長くなるので衛生面が不安。 プラスチックなど衛生面に問題のないもののリサイクルはしてほしい。	
資源の少ない我が国にとって出来る限りの再生を望んでいます。物を大切に。 戦争体験から現在の生活を反省させられることがあります。	
いちいちごみを分別するのが面倒くさい。プラスチックともやせるごみを分別するのは良いと思えますが、洗わなければいけないとか面倒くさすぎる。今までのやり方で良いと思う。	
リチウム電池等の回収場所等がわかりづらい。市役所等行政に BOX 等があると便利。	
もやせないごみの分別が非常に分かりにくい。おもちゃプラ、バケツ類のプラはもやせるごみでとか。 もやせないごみに入れたらもやせるごみで収集されなかったり。もう少しわかりやすくしてほしい。	
なるべくごみの量を少なくするよう努めてまいります。	
資源ごみを何度出しても持って行ってくれません。私の出し方が悪いのでしょうか。 なので、もやせるごみとして出しています。	
衣類、くつ、バックなどのリサイクルできる物の回収をしてほしい。	
新聞紙や雑誌以外の紙ごみ（おかしの包装箱やトイレットペーパーの芯など）の収集もしてほしい。	
今も分別はしているが、かなりもやせるごみの量は減って週 1 での収集で間に合っている。 分別することで、もやせるごみの量が減ることはわかった。	
パックの包装が多すぎるのでごみが増える。	
プラスチック等の資源ごみも、もやせるごみとして燃やしているという噂？がある。ゆえに、資源として分別していない人もいると思うので、市としてきちんとした説明をすべきだと思う。リサイクル品の事などをアピールしてリサイクルに注目するようにしたら良いと思う。小、中、高の学校で、生徒たちが考えてもいいと思う。	
鍋持参、タッパー持参、エコバッグ持参したら少し割安になるなど…すぐ利益が感じられるもの。	
日頃から、ごみの減量化や資源化において出来る限りの努力をしているつもりです。 今後も引き続き、ごみの減量化や分別等にご協力したいと思っております。	
ごみの収集について	21 件
プラスチックの収集回数を増やしてもよいのでは。	
プラスチックの収集は月 2 回ですが、月 4 回に増やして欲しい。 プラスチック製品が多く、月 2 回では家の中に袋がたまってしまう。	
不燃ごみの収集品目の増加を希望します。粗大ごみなども収集を希望します。 有料であっても、今のままではなかなか収集場所への運搬が厳しい。	
車でごみ出しをしていますが、子供達は手伝ってくれないので、車に乗ることができなくなったらどうしようと考えています。年寄りには悩みます。	

## ごみの収集について

プラごみの収集を、月2回から毎週にさせていただいたら助かります。もやせるごみより多くなり重さはありませんが、かさが多いので収集回数を増やしていただきたいと思います。

プラごみの収集を1週間に1回にして欲しい。かさばるし保管しておくのが大変です。

プラの袋も、他のごみの袋と同じように大田原市の指定袋にした方が良いと思います。どうして大田原と那須塩原はプラスチックの分別が違うのですか。

夏場だけでも、生ごみの収集回数を増やしていただけると、とても助かります。

金田地区のプラスチックは4月7月の第1週に収集されないためわかりづらい。プラスチックとペットボトルとビン、雑紙とかん類が同じ週の収集になるよう改善していただきたい。

ペットボトルの収集時にはつぶして持っていきようですが、なぜ家庭でつぶしてはダメなのでしょう。家族が多いので、ペットボトルとプラごみは収集日まで置いておく場所に困っています。

ペットボトル類の分別強化。透明な袋で出せるようにする。ダンボールの収集があっても良い。

自宅からごみステーションまで車で5分程かかります。いつまで出来るのか不安です。もう少し近ければ助かるのですが。

ガラス製品は、ごみとなる量が少ないのに袋が大きすぎる。ビン収集の時にガラス製品の収集もしてほしい。

(袋を使わないでコンテナに入れるなど)

ステーション収集の分別の種類とごみの分け方・出し方について絵ではなくわかりやすく具体的に写真つきにした方がまちがった出し方をしなくてすむと思う。

分別できなくてステッカーをはられて収集されていないごみをよく見る。別のステーションや店に投棄されたりポイ捨てされてしまう。自分の自治会のステーションに置きっぱなしが嫌だから。

自治会に入っていない家にコンテナを配る。ごみをあさるカラスやハトなどの駆除も考えてほしい。

プラごみについて、他県ではかるくすすいでプラマークが付いている物はプラごみに。大田原市ではよくすすぎ、においがついているものもやせるごみ。ほとんどのプラがもやせるごみに分別されているようです。

袋(プラの袋)をきれいに乾かすのも至難の業です。割り箸などを有料化するとお弁当の売り上げが減ると思う。資源化の為に決まりが厳しく、細かいと皆、あきらめてしまひまいます。長く続ける為にはゆるさも必要です。どこまでがOKなのかを回収する側も見極め考えることが大切です。よくすすぐイコール水という資源を使い、洗剤を使うことで環境破壊につながっていきます。食品ロスも、「てまえどり」でスーパーでは防げたとしても家庭で捨てていることも多いと聞きます。収集側のこの情報収集、賛成です。

「もやせるごみ」と「容器包装プラスチック」の収集回数を逆転してほしい。

「容器包装プラスチック」の収集回数が少なすぎて困っている。

指定ごみ袋こそ簡素化してほしい。

プラごみが非常に多く、月2回の収集では少ない。もやせるごみと同じように週2回でもいいくらいです。

私が住んでいる場所は公民館へ持っていっていますが、高齢になると近くでなく車で持っていくので、これからが不安です。

ごみの回収頻度を減らしてもよいと思う。

湯津上地区は、缶もビンも容器包装プラスチックももやせないごみも収集が同日なので全てのごみを出す準備をして運ぶのが大変。他の地区のように曜日で振り分けてもらいたい。

## ごみ処理の有料化について

18件

ごみの有料化への反対という考えですが、物価高の社会でごみ袋の価格上昇となれば市民の反感を買ってしまうのではと思います。ごみは削減するのは大前提だと思いますが、絶対に出るものです。だからごみ袋の価格上昇がごみの減少につながるのかという疑問もあります。

ごみ処理の有料化を行うと、ポイ捨てや不法投棄が増えると考えられます。

ごみ屋敷が増えてしまうなど、マイナス面が出てしまうと思う。

## ごみ処理の有料化について

便利な時代になって人間の動行、動線が変化している。各会社、企業がごみ削減に対策を行っているとは思いますが、現実的には成果はあまり実感していません。各家庭にもごみ削減の協力と努力も必要ですが、ある程度のところまで限界があると思います。これ以上は、税による収集が一番効果があるのではないのでしょうか。国民・市民による税金でごみ削減を行うことを望みます。消費税でも構いませんが、明確な目標を掲げて「ごみ税」としたら良いと思います。

ごみ処理の有料化に反対した理由として、ごみを減らせばごみ袋代も安くなるとは思いますが、高くなるとお金を払ってまでごみ袋を買う人がいるのか。

意識としてごみを減らそうとなるとは思いますが、ごみ屋敷に発展してしまわないかと疑問が残りました。

以前、生ごみのコンポストをやっていましたが、夏になると虫が増えたり見た目もよくないので、今はやめてしまっています。市報で生ごみ処理器の情報や助成金等あれば教えてほしいです。

ごみ処理の有料化を早急に進める。家計に負担の少ない価格設定をするようにお願いします。

ごみのポイ捨てが目立っている実状である。有料化することで増えてしまうのではないだろうか。袋の料金も値上がりした場合、ポイ捨ても増えるだろう。ポイ捨てがなくなるよう行政で対策を。

指定ごみ袋は、てっきりごみの処理料金が含まれているものと思い購入していました。

それなら指定ごみ袋をわざわざ購入する意味はあるのでしょうか。

ごみ処理の有料化をする場合、住民票を移していない人のみに課されるものとしてほしい。

市民に負担をかけず行政の方々でよろしく願いいたします。

ごみ処理の有料化について那須塩原市のごみ袋は高価だが、その分処理施設の設備が良く分別が苦にならないと聞きます。同様の設備が大田原市でも導入できるなら、有料化、ごみ袋の値上げは良い（仕方ないと）考えます。

食料品やガソリン、光熱費など何もかも値上げしていて生活の余裕がなくなってきているので、ごみ袋まで値上げされると困ります。

できる限りごみを出さないよう分別の徹底や、不用な物は買ったりもらったりしないなど、意識できる所をしていきたいと思います。

ごみ処理の有料化は、価格に上乘せする場合、値上がり前に買い占めがおこり混乱が想像できるため、慎重に検討して欲しい。

住民票を移していない人との不公平な状況については、自治会で管理していないごみステーションは管理会社に利用料を請求しても良いのでは。

ペットボトル、白色トレイは、袋の製作自体を止めることを検討してほしい。

ごみ袋を購入したくないため、店頭回収している人も多いのでは。

青色ネットやコンテナバッグのようなもので、ごみステーションで回収してもらいたいです。

ごみ処理の有料化は時代の要請かもしれませんが、できれば現状のままでやっていただければと思います。

何故ならば貧乏人ほど負担がかかるからです。

高い地方税を納めている者として、ごみ処理の有料化は反対！

市もふるさと納税制度などで収益を上げる等、考えて頂きたいです。

有料化になったら、生活が苦しくなるので反対。

ごみ処理の有料化は、人によっては袋代が高くなったからごみ袋を買わず、不法投棄をするリスクを生む可能性があるなと感じました。

また、子育てしていて小さい子どもがいると、紙オムツなど、毎日どうしても出てしまうごみの量が相対的に多くなってしまっているのが現実としてあります。（子ども 1 人増でごみの量が倍になりました）

有料化することでいい面があるかと思いますが、負担となる部分も多少なりとあるのかなと思いました。

ごみ処理の有料化について、もし実施するのであれば、もやせるごみの袋以外は指定袋をなくしてほしい。

ごみ処理の有料化だけは避けてほしい。

有料化により不法投棄が増え、かえって環境汚染につながる可能性もある。

## ごみに関する要望

17 件

分別面倒。

現在の指定ごみ袋使用は有料化と同じであると思う。指定ごみ袋ではなく透明の袋にしてはどうか。

## ごみに関する要望

他自治体では、ごみ袋の名前の半ば強制記名により（無記名の袋は収集しない。自治体はそれらを開け調査する）それらを利用し犯罪も起きています。個人情報収集の悪の温床になっています。行き過ぎた協力の名を借りた強制はいけません。大田原市にはそれはなく、民主的部分がとても良い。

行政は廃棄物を処理する絶対的な義務があります。大田原市のより良き廃棄物行政を期待しています。

リチウムイオン電池の収集で問題がありますが、大田原市内では問題が起きないように周知してほしい。

回覧を見ると、もやせるごみの中にライター等が入り、ごみ収集車で火災が起きて、収集作業員の危険や収集車が損傷したことについて書かれていたので、絶対にこのような事故が起きないようにごみの分別を徹底してほしいと心より期待します。

指定ごみ袋の廃止。もやせるごみの収集日を増やして欲しい。いつでも捨てられる環境にして欲しい。

大田原の前は埼玉に住んでいましたが、指定ごみ袋ではなく、平日は毎日可燃ごみを捨てられました。

大田原の指定ごみ袋は、特にもやせるごみの袋はさけやすく結びづらいので、何枚か使用してしまうことがあります。

ごみ収集に関する規制を強くすると、山林等への不法投棄が増える。

違反ごみと書いてある黄色の紙が貼ってあるが、市民は良いと思って捨てているので、何が違反ごみか書けないのか。

リチウム電池の回収場所を増やしてほしい。

リチウム電池の処分に困る。使用済みになってもメーカー、国・県・市で回収方法の対策をしてほしい。

土のついた雑草の出し方に疑問がある。（もやせるごみの袋で良いのか）

分別する際に、何ごみとして出したらいいのか、わからないものがあると悩んでいます。（使い捨てカイロなど）

分別の手間などは、あまりにも多く複雑化してしまうと不法投棄につながると思うので、ごみを捨てるハードルを下げた方がいいと思う。

生ごみ処理機購入の助成金を拡充していただきたい。

ごみの分別に対して、ルールが守れるような仕組みを考えてもらいたい。

外人が多いので、各国の文字で取説が必要だと思う。

様々な種類がある電池の扱いが今一つ理解できていません。

リチウムイオン電池でも回収可能なものとそうでないものが良くわかりません。

分かりやすい表みたいなのを配布して欲しいです。

## ごみに関する情報の公開

9件

資源ごみとして収集されたものが、きちんとリサイクルされているか知りたい。

プラスチックなどが分別されて、もやせるごみが少なくなったことで、油を加えなければならなくなっている所があると聞きます。それならば分別を改めたほうが良いと思います。

プラスチックの収集が始まり、家庭から出るもやせるごみの量は減っていると思う。

市全体としてごみがどのくらい減り、その結果、費用がどうなったのか（プラスチックについても）知りたい。

収集して下さる方の意見（このような出し方は困るとか、こんな出し方は助かる）を市民に伝えると良いと思う。

ベッドやこたつなどの捨て方がわからない。大きい物はどう捨てたらいいのか。

ベビー用品などもう使わないものの捨て方。収集しにきてくれたり、どう捨てたらいいのかわかりません。

不要な家具・木材・薬品・電池類等の処分に困っているので、情報をください。

ホームページを見ても、どの物が何のごみで出しているのかわかりにくいです。

捨てたいものをキーワード検索などで案内してもらえたらありがたいです。

高齢で一人暮らしを理由に、自治会を退会しました。すると、ごみ分別カレンダーは届きません。幸いホームページで知り、手に入れる事ができました。この一枚のカレンダーで正しく理解し、分別して廃棄はできていると思いますが、カレンダーが手元になく困っている人いるのではないのでしょうか。

<b>ごみに関する情報の公開</b>	
<p>減量化や資源化について、出来る方策は積極的におこなうよう情報提供をしていく。ごみ処理にどれだけの経費がかかるかもっと住民に周知していくと良いかと思ひます。小さい頃からの意識も大切なので幼児期から知らせる行くことも必要かと思ひます。</p> <p>資源ごみはほとんど店頭回収に出していますが、市の収集とした場合は、その資源ごみにより収入があるのか？（テレビでその様なことが放送されていた）それとも収集にかかるコストが上回るのか。</p> <p>もし、店頭に出すより、市の収集にすることで自治会の負担が少なくなるのであれば、それを知らせる必要があるのでは。</p>	
<b>ごみに関するモラル</b>	<b>6件</b>
<p>勝手にごみステーションにごみを捨てられてしまう。</p> <p>収集されないものが多いのに、いくら言っても名前を書かない人が多く困っています。</p> <p>正しいごみの出し方をしてほしい。</p> <p>ごみ出しについて、個人が気を付けてお互いに協力して、ごみステーションをいつもきれいにするよう気を付けてほしいと思ひます。</p> <p>組内にあるアパートの自治会未加入宅が、ルールを守らずごみステーションに捨てていく方が見受けられます。</p> <p>最近、外国人がルールを守らず（もやせるごみに1つだけかん・ビンが入っている）出している。</p> <p>他ならず事業主から居住者に指導徹底願ひたい。夏場のもやせるごみは当日朝 8:30 までに出してほしい。</p> <p>（前日、前々日に出して腐敗物がハエ、虫の発生に一因）</p> <p>ネットの中にきちんと入れる（カラスが食い散らかすので）草などは乾燥させて入れる。</p>	
<b>ごみステーション</b>	<b>6件</b>
<p>とにかくごみステーションに不満がある。自治会まかせでなく市として協力して欲しい。</p> <p>「自治会に加入しないのならごみステーションは使わないでください」と隣家の方に言われたので、ごみステーションは利用していません。直接自家用車でクリーンセンターに搬入しています。指定袋も購入していません。住民税を納めているのに、どうして行政サービスが受けられないのでしょうか。個別収集するか、非自治会員の方が捨てられるごみステーションを作るか、行政サービスを受けられないのなら、住民税を減税してください。</p> <p>やはりカラスの問題で、ごみステーションでの不便や不快を感じる場合があります。唐辛子が配合してある黄色のネットをもっと普及させて欲しいです。</p> <p>自治会に入っていないとごみステーションを使えないので、入っていない人はどうすればいいのですか？</p> <p>今は会社へ持って行って捨てています。那須塩原市では自治会へ入っていない方もごみステーションを利用できるのに、うちの地域は自治会へ入っていない方は利用できないのはなぜ？</p> <p>ごみステーションに捨てるのがダメならどこへ捨てればいいのですか？</p> <p>市の方に相談したところ、近所の方数人ではごみステーションを作ることはできないとの話があったが、早めにかしてほしいと思ひています。</p> <p>高齢者世帯が多いので、地区で出す場所を決めないで、家から1番近い場所に持っていけたらと思う。</p> <p>もやせるごみの収集が午後だと、鳥が荒らしたり、暑い時期中には、袋から汁が出たりしているものがあつたりするので、市内全域の収集を早めることを希望します。</p> <p>ごみステーションの前のお宅等に申し訳ない気持ちでごみ出ししています。</p> <p>カラスの追い払いも全域でしていただけたら良いかなとも思ひます。</p> <p>黄色が嫌いと宇都宮大学の教授が以前から言っています。市内の美化にも役立つと思ひます。</p>	
<b>ごみ処理への感謝</b>	<b>5件</b>
<p>ごみ収集スタッフさん、祝日や悪天候でも休むことなく収集して下さりありがとうございます。収集しやすいよう、ルールを守りごみを出したいと思ひます。</p> <p>いつもごみを処理していただいて、ありがたく思ひています。</p> <p>ごみ収集車や市民の意見を聞いて下さる方がいるおかげで、我々市民は快適に過ごすことができます。</p>	

<b>ごみ処理への感謝</b>	
クリーンセンターの職員の方々がとても親切です。直接搬入も苦にならずお世話になっています。	
収集していただき、いつもきれいな町に住めることに感謝しております。	
<b>再利用</b>	<b>4件</b>
フリーマーケット等で、不要品が再利用される機会を増やして欲しいです。現在、私は2人の幼児を育てています。すぐにサイズアウトしてしまう服、使わなくなったベビーグッズ、おもちゃがたくさんあります。	
市や地域等で、子育て世代を中心としたフリーマーケットの開催を考えて欲しいです。	
制服や体操着などは市で回収して、必要な人にゆずれる体制を作るといいと思う。	
フリーマーケットはもう少し頻度があるとありがたいです。	
申し込み方法もネットで申し込めるとか、簡易的にしてほしいです。	
学校の制服や体操着、かばんなど捨てるのがもったいないものが多い。卒業時などに回収して欲しい。	
<b>ごみ箱の設置</b>	<b>2件</b>
お店にもごみ箱などを置いてもらいたい。	
河川敷や公園など、ごみ箱が設置されていない場所などでごみのポイ捨てされている所がある。そうした場所を特定し、ごみ箱の設置を検討してみてください	
<b>ポイ捨て・不法投棄について</b>	<b>2件</b>
美原公園の通りや県北体育館は、時々清掃の方が掃除をして下さり気持ちよく利用しています。しかし、たばこの吸い殻や空き箱が捨てられている様子を見かけることがあり、燃えている状態で投棄されれば、ボヤが発生する危険があります。	
最近、外国人が増えていることから、多言語で記した看板を設置する等の対策が必要ではないかと思えます。	
検討をお願いします。	
空家の雑草がごみをよぐ。有料にして市町村が介入したらどうか。	
<b>ごみに関するその他の意見</b>	<b>5件</b>
現状を考えると有料化は絶対的になりそうだと感じている。	
これ以上、家計の負担が増えるとなると、何事も苦しくなってしまうそうですが、環境問題、環境汚染を少しでも改善しなければならぬと思う。	
1人の行動1つ1つが世界の環境のためになると思えば、皆協力的になると思う。	
まずは、人間だけでなく動物たちが生きやすい環境を作ってあげたい。	
人間のわがままな行動で動物たちが生きづらい現状を招いていると思う。	
環境改善を第一に動物保護や共存していくために、もっと国を上げて本気で対応していかなければならないと思う。私は少しでも良い方向に行くため、自分が今できることを精一杯協力していこうと思えます。	
集団回収、拠点回収、ごみステーションの違いがわかりません。答えに迷います。	
ごみステーションがどこにあてはまるのかわかりません。	
我が家は比較的細かくごみの分別をしていて、トイレトペーパーの芯も開いて資源ごみに出したりしていますが、家でどうしているかで子どもたちがごみをどう処分するのが変わってくるかと思えます。	
その逆もあり、子供たちが学校で習って来てくれれば、それを親と一緒に実践することにより少なくともお父さんのいる家庭では、ごみ問題に興味関心を持つことができるのではないのでしょうか。	
クリーンセンターに搬入するたびに、作業者の誘導が曖昧な点がある。(案内板等を設置していただきたい)	
近隣市含め、海外からの移住者に対するごみ問題についても調査並びに指導等をしてほしい。	
<b>行政への意見</b>	<b>6件</b>
私の所は水道の整備もされていない。不平等な役所に不愉快。	
北金丸長倉は市から見捨てられている。税金もなくして欲しい。払いたくない	
大田原市に住民票を移していない方にごみ処理に対する住民サービスについて。	
市民が払っている税金を不公平に利用している状況について、市として対策を考えるべきです。	
市が住民票を移していない状況を把握できるのでしたら、ごみ処理料は徴収すべきです。	
市の職員の方もそのためにいるのですからしっかり考えて欲しいです。	

## 行政への意見

これから分別費用など行政や個人において、費用や手間がかかってきます。  
市民全員が考えることであり、市から議論する情報を提供し、進めていって欲しい。  
大田原市は箱物にお金を使うことが多く感じる。人が住みやすい市は人が増えていきます。  
もっと頑張っていき、住みやすい市にしていきたいと思います。

ごみ処理の有料化も必要なかもしれませんが、市が他に削減できるものをきちんと削減してから、市民から徴収してください。

今回のアンケートもわざわざ紙媒体にしなくても、よいちメールや LINE を登録している方にアンケートを取れば、少なくとも 1000 通分の郵便代が削減されます。110 円の郵便代だとしたら、110,000 円です。

アンケートの返信がどれだけ紙で届くか分かりませんが、仮に全て紙だとしたら、110,000 円、プラス料金受取人払の手数料 1 通 19 円だとしたら、19,000 円、トータル 239,000 円削減できます。

紙代、印刷代もあります。是非このアンケートの回答率を大田原市のホームページで公開してください。

回答されていない件数分は無駄なお金です。

環境、CO2、ごみ問題、ホドホドにしないと大田原市予算パンクしますよ！

資源化するという事は、お金が、人件費がかかりますよ！

子供が通っている学校の社会科見学で、これまでクリーンセンターに行っていましたが、今年度は行かないそうです。

授業でごみや資源について学ぶ上で、直接施設を見学するというのはとても良い経験なのに、勿体無いと感じました。

未来を担う子供達に、ごみや資源について考えてもらうには、実際に見ることが大切だと思います。

施設としては積極的に受け入れをした方がよいのではないのでしょうか。

#### 4 計画策定の経緯

令和 6(2024)年 11 月 8 日	第 1 回 ごみ問題検討委員会 ○現状と課題
令和 7(2025)年 2 月 7 日	第 2 回 ごみ問題検討委員会 ○ごみ処理の有料化、要望事項に対する検討
令和 7(2025)年 5 月 29 日	第 3 回 ごみ問題検討委員会 ○市民アンケートの実施概要について ○市民アンケートの内容について
令和 7(2025)年 6 月 25 日 ～令和 7(2025)年 7 月 10 日	ごみ問題に関する市民アンケートの実施
令和 7(2025)年 8 月 18 日	第 4 回 ごみ問題検討委員会 ○市民アンケートの実施結果について ○第三次大田原市一般廃棄物処理基本計画の素案について
令和 7(2025)年 11 月 19 日	第 5 回 ごみ問題検討委員会 ○第三次大田原市一般廃棄物処理基本計画の素案について
令和 7(2025)年 12 月 5 日 ～令和 7(2025)年 12 月 26 日	パブリックコメントによる意見募集
令和 8(2026)年 1 月 29 日	第 6 回 ごみ問題検討委員会 ○意見公募の結果について ○大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）の内容 最終確認



ごみ問題検討委員会

## 5 ごみ問題検討委員会

### (1) 大田原市ごみ問題検討委員会運営要綱

#### 大田原市ごみ問題検討委員会運営要綱

平成3年5月1日告示第25号

改正	平成17年9月30日告示第98号	平成19年3月30日告示第41号
	平成20年3月28日告示第37号	平成23年3月31日告示第30号
	平成25年3月29日告示第65号	

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活水準の向上及び産業活動の変化等に伴い、質的に多様化し、増加の一途をたどっている一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の総合的なごみ処理行政のあり方について、調査及び検討を行うため、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定に基づき設置された、大田原市ごみ問題検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、本市のごみ処理行政に高い関心がある者で市民、関係機関、学識経験を有するもののうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、目的が達成されたときは委員会を解散することができる。

#### (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみの資源化、有効利用及び減量化に関すること。
- (2) ごみ処理行政のあり方
- (3) その他、ごみ問題について必要な事項

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (報告)

第6条 会長は、委員会において調査及び検討した事項を市長に報告するものとする。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日告示第 98 号）

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日告示第 37 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 30 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 65 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 大田原市ごみ問題検討委員会名簿

氏名	所属団体・組織名	役職等	備考
平久江 徳 昭	大田原市環境衛生推進員連絡協議会	会 長	会 長
川 島 富 夫	大田原市環境衛生推進員連絡協議会	副 会 長	副会長
渡 邊 敏	大田原市環境衛生推進員連絡協議会	副 会 長	
郡 司 彰	大田原市環境衛生推進員連絡協議会	副 会 長	
福 島 初 夫	大田原市区長連絡協議会	副 会 長	
大 塚 正 義	大田原市議会 民生文教常任委員会	委 員 長	第5回まで
岡 野 忠	大田原市議会 民生文教常任委員会	委 員 長	第6回
小 高 美智子	大田原商工会議所	女性部長	
郡 司 栄 子	黒羽商工会	女性部長	
加 藤 美 子	湯津上商工会	女性部長	
齋 藤 まゆみ	大田原市農村生活研究グループ協議会	会 長	
菊 池 恵 子	大田原市くらしの会	会 長	
橋 本 仁 枝	ガールスカウト栃木県第23団	団委員長	
谷 口 裕 子	J Aなすの 大田原地区女性会	会 長	第2回まで
西海石 圭 子	J Aなすの 大田原地区女性会	会 長	第3回から
斎 藤 雅 弘	大田原商店連盟	会 長	
櫻 岡 賢 治	社会福祉法人大田原市社会福祉協議会	事務局長	
朝 野 直 子	大田原市女性団体連絡協議会	会 長	
青龍寺 弘 範	大田原市民生委員児童委員協議会連合会	会 長	
鈴 木 正 人	国際医療福祉大学	事務局長	

令和8年2月3日

大田原市長 相馬 憲一 様

大田原市ごみ問題検討委員会  
会長 平久江 徳昭

大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）（案）の策定について（報告）

この度、当委員会において今後の本市における廃棄物行政の指針としていただきたく、別添のとおり大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）（案）を策定しましたので、今後の事業実施の基礎としていただきたくご報告いたします。

## 用語解説

### あ 行

#### 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

### か 行

#### 合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成 13(2001)年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

#### 国等による環境物品等の調達に関する法律

略称でグリーン購入法といわれ、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国や地方公共団体、事業者や国民の責務を定めています。

#### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

略称で建設リサイクル法といわれ、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

#### 公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

## さ 行

### サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー（線形経済）から、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄物を最小限に抑えるだけでなく、新しい産業や雇用の創出までを含めた循環経済のことをいいます。

### 最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

### 3きり運動

食品ロス削減策の1つで、料理をおいしく「食べ切り」、食材は無駄なく「使い切り」、生ごみの水分を減らす「水切り」の3つの取組を実践することです。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

### 資源化率

排出されるごみに対して、総資源化量がどの程度であるかを示す数値で、以下に示す式で算出します。

$$\left( \text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量} \right) / \text{ごみ総排出量} \times 100$$

### 資源の有効な利用の促進に関する法律

略称で資源有効利用促進法といわれ、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

### 持続可能な開発目標

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っていることが特徴です。

## 循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

## 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

## 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

略称で小型家電リサイクル法といわれ、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律

略称で自動車リサイクル法といわれ、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

略称で食品リサイクル法といわれ、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ることを目的としています。

## 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のことで、店舗での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因です。

## 食品ロスの削減の推進に関する法律

略称で食品ロス削減推進法といわれ、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用することを目的とし、令和元(2019)年10月に施行されました。

## 水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生するリサイクルのことです。

### 3R（スリーアール）

ごみの排出を抑制（リデュース：Reduce）、使えるものは何度でも使う（リユース：Reuse）、資源に戻す（リサイクル：Recycle）のごみを減らす3つの総称です。

### 7R（セブンアール）

ごみの発生抑制として、本当に必要か考える（リシンク：Rethink）、不用品を受け取らない（リフューズ：Refuse）、廃棄物の発生を抑制（リデュース：Reduce）、再使用として、物を繰り返し使う（リユース：Reuse）、再生利用として、正確の分別（リファイン：Refine）、資源として再生利用（リサイクル：Recycle）、再生可能資源への代替として、再生可能な資源に置き換える（リニューアブル：Renewable）の7つの総称です。

## た 行

### 脱炭素（社会）

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にすることで、「実質ゼロ」とは排出が避けられない二酸化炭素などを吸収及び回収することを指しています。

### 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

### 地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

### 厨芥ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

### 中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

## 特定家庭用機器再商品化法

略称で家電リサイクル法といわれ、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

## 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB 使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

## とちぎ食べ切り 15（いちご）運動

栃木県の食品ロス削減策の1つで、食品ロスが多く発生しがちな宴会の開始後・終了前の15分を自席でおいしく料理を食べて、食品ロス削減に努める取組のことであります。

## な 行

### 農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

### 野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいいます。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれます。ただし、公益もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しません。

## は 行

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

### 一人1日当たりのごみ排出量

ごみの総排出量を人口で割り、さらに1日分に換算した値で、ごみ排出量の比較に用いられます。一人1日当たりの生活系（家庭系）ごみ排出量は、生活系ごみの総排出量から算出します。

一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

$$= ((\text{ごみの総排出量 (t)} / \text{人口 (人)}) / 365 \text{ 日})$$

## フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等のさまざまな理由で廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動をいいます。

## プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律

略称でプラスチック資源循環促進法といわれ、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進することを目的とし、令和4(2022)年4月に施行されました。

## 不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規定に違反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。山林や河川敷地など目につかない場所に投棄されることが多くなっています。

## や 行

### 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

略称で容器包装リサイクル法といわれ、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

## ら 行

### リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

### リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

### リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。



大田原市一般廃棄物処理基本計画（第三次計画）

発行年月：令和8(2026)年3月

編集 / 発行：大田原市市民生活部生活環境課

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL 0287-23-8706

FAX 0287-23-8923

市ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail [seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp](mailto:seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp)